

令和3年6月7日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	後藤芳和	生涯学習課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第1号 第2回定例会
令和3年6月7日(月) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 諸般の報告
 (1) 定例監査結果等報告について
 (2) 全国自治体病院経営都市議会協議会第49回定期総会の報告について
 (3) 第97回全国市議会議長会定期総会の報告について
" 4 行政報告
 (1) 市政の概況について
 (2) 令和4年度国県に対する重要事業の要望事項について
 (3) 令和2年度寒河江市土地開発公社決算及び令和3年度寒河江市土地開発公社予算について
" 5 質疑
" 6 全国市議会議長会表彰状伝達
" 7 報告第5号 令和2年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
" 8 報告第6号 令和2年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
" 9 質疑
" 10 議第37号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 11 議第38号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
" 12 議第39号 寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正について
" 13 議第40号 葉山林道の併用化に係る協定の締結について
" 14 請願第3号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願
" 15 議案説明
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○国井輝明議長 おはようございます。

当議会においては、この6月定例会をさくらんぼ議会として開催しており、今年で8年目を迎えます。寒河江市のさらなる魅力を全国に発信し、新第6次寒河江市振興計画に掲げられた

将来都市像の「さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」の実現に向け議会として取り組むとともに、積極的に議会改革を推進し、市民に開かれた議会を目指しております。

ただいまから、令和3年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び企画創成課より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、2番太田陽子議員、16番伊藤正彦議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。古沢議会運営委員長。

〔古沢清志議会運営委員長 登壇〕

○**古沢清志議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました令和3年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る6月2日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から6月25日までの19日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第2回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月25日までの19日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

令和3年6月7日（月）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月 7日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、表彰状伝達、報告、質疑、議案・請願上程、同説明	議 場
6月 8日(火)		休 会 (議 案 調 査)		
6月 9日(水)		休 会 (議 案 調 査)		
6月10日(木)		休 会 (議 案 調 査)		

6月11日(金)	休 会 (議 案 調 査)			
6月12日(土)	休 会			
6月13日(日)	休 会			
6月14日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月15日(火)	休 会 (議 案 調 査)			
6月16日(水)	休 会 (議 案 調 査)			
6月17日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月18日(金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	開会、正副委員長の互選、議案説明、質疑、分科会分付託	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	予算特別委員会正副委員長の互選結果報告	議 場
	本会議終了後	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
厚生文教常任委員会分科会		付 託 案 件 審 査	議会第2・3 会 議 室	
6月19日(土)	休 会			
6月20日(日)	休 会			
6月21日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	議会第2・3 会 議 室
6月22日(火)	休 会 (事 務 処 理)			
6月23日(水)	休 会 (事 務 処 理)			
6月24日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
6月25日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 全国自治体病院経営都市議会協議会第49回定期

総会の報告について、(3) 第97回全国市議会議長会定期総会の報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 令和4年度国県に対する重要事業の要望事項について、(3) 令和2年度寒河江市土地開発公社決算及び令和3年度寒河江市土地開発公社予算について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和3年第2回寒河江市議会定例会の開会に当たりまして、第1回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

本市におきましては、3月に入り、市内飲食店関連などでの感染が拡大したため、山形県と共同で3月27日から4月11日までの16日間にわたり緊急事態宣言を発出いたしました。飲食店への営業時間の短縮要請、公共施設の利用制限などに加えて、4月5日から18日までの14日間にわたっては、希望する市民の方を対象とした市独自のPCR検査を実施したところでございます。こうした一連の取組に御協力をいただきました全ての市民の皆様には心から感謝申し上げます。

国におきましては、4月から拡大した第4波により、4月25日に新型コロナウイルス特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が大都市圏などを中心に発出され、5月11日までの17日間とされておりましたが、感染力の高い変異株の影響などで感染拡大が続き、6月20日まで延長されているわけであります。

一方、市内では高齢者施設でクラスターが発生し、また、5月の連休後には市職員2名の感染が確認されるなど、市民の皆様には大変御心配をおかけしたところでございます。

県内での感染者数は6月6日現在1,998名、本市での感染者数は123名となっております。罹患されました皆様にはお見舞いを申し上げます。

すとともに、一日も早い回復を願っているところであります。

市といたしましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、最大限の感染拡大防止対策を講じてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。

現在、65歳以上の高齢者を対象にワクチン接種を実施しておりますが、集団接種においては市文化センターを会場に4月26日から実施しております。5月末までの実績としては、約3,100人の方へ第1回目の接種が終了しております。個人接種においては、市内17の医療機関で5月17日から実施いただいております。5月末までの実績としては、約1,700人の方へ接種したと報告を受けております。また、高齢者入所施設においては、これも5月17日から市内全ての18施設で実施いただいております。5月末までの実績としては、入所者及び施設従事者合わせて約450人の方へ接種したと報告を受けているところであります。

国からのワクチンの供給状況については、現在のところ7月末までに65歳以上の市民が2回接種可能な数量を配分する計画が示されているところであります。今後とも、希望する方がスムーズに接種できるよう、市医師会等と調整を図りながら実施を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けた事業所等に係る経済対策について申し上げます。

今年3月から、団体での飲食や旅行の自粛などで影響を受けた店舗等への緊急事業継続給付金交付事業を実施しております。6月3日現在で178件に5,825万円を交付いたしております。

また、県・市共同で発出した緊急事態宣言による営業時間短縮要請に御協力をいただいた飲食店等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、1日当たり5万円給付すること

とし、6月3日現在で176件に1億1,400万円を交付しております。

さらに、市独自の営業時間短縮の継続要請に御協力をいただいた飲食店等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止継続協力金は、1日当たり2万円給付することとして、6月3日現在で34件、476万円を交付しております。

さらに対象業種を拡大し、緊急事態宣言の影響を受けた店舗等に交付する緊急事態宣言等影響緩和一時支援金については、6月3日現在で13件に470万円を交付しているところであります。

今後とも関係機関と連携を図りながら、感染拡大防止に十分留意しながら地域経済の回復に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、寒河江市の人口について申し上げます。

今般、令和2年国勢調査の速報値が公表され、令和2年10月1日現在の本市の人口は4万208人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値である3万9,799人を409人上回る結果となったところであります。

これは、本市がこれまで重点的に取り組んできた、結婚、出産、子育てにおける切れ目のない支援や、移住定住施策の一つの成果と考えております。引き続き積極的に対策を講じていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

次に、ガイダンス交流拠点施設、愛称慈恩寺テラスについて申し上げますが、国指定史跡慈恩寺旧境内の魅力と価値を紹介する施設として、5月1日にオープンすることができました。約4メートル四方の巨大ジオラマにプロジェクションマッピングを投影する慈恩寺時空トラベルや、周囲240度の4K大型ラウンドシアターなど映像を駆使した展示を楽しめるほか、交流スペースの寺そば・寺カフェでは、地域こだわりの飲食サービスを提供しているのが特徴となっ

ております。

来場者の反応もよく、5月1日から5日までの連休中に合計4,849名、5月末までは1日平均500名以上の方よりお越しをいただいております。順調にスタートしたところでございます。

今後は慈恩寺旧境内への周遊を高めていくことや、交流スペース寺そば・寺カフェでの新メニューの開発などにより、リピーター確保に向けた取組も重要であると考えているところでございます。

次に、今年のさくらんぼの作柄等について申し上げます。

2月下旬からの比較的温暖な気象経過から融雪も進み、生育は早めに推移し、平年比で4日から6日早く満開期を迎えましたが、天候が受粉環境に適さず、蜜蜂の活動が活発な期間は短い状況でありました。これに加えて、4月10日、11日、15日に低温、降霜があり、佐藤錦で20%から60%、紅秀峰で40%から80%程度の雌しべの枯死が発生したと思われ、山形県さくらんぼ作柄調査委員会が5月27日に発表した令和3年産の調査結果によると、予想収穫量は平年比68%となる9,500トンで、作柄は「少ない」とされ、これは前年に比べると27%の減となっております。

また、さがえ西村山農協で実施した作柄調査の結果によると、市内における一花叢当たりの着果数は1.11であり、平年の1.85を0.74、前年の1.86を0.75下回っております。

このようなことから、今年の予想収穫量は平年比54%、前年比64%の942.5トンが見込まれているところであります。

こうした厳しい状況ではありますが、本格的なさくらんぼ狩りのシーズンを前に、去る5月20日、三泉の観光さくらんぼ園において、2年ぶりとなる観光さくらんぼ園の開園式が行われたところであります。

今年の観光さくらんぼ園では、検温やビニー

ル手袋、種子を入れるビニール袋の配布など感染対策を万全に行い、観光客の受入れを行うこととしております。ぜひ多くの皆様に御来園いただくことを願っているところであります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

5月27日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態であるが、全体としては持ち直しの動きが続いている」となっております。

山形労働局発表の4月の県内有効求人倍率は、原数値で1.11倍、ハローワークさがえ管内では0.78倍、寒河江市内に限りますと0.95倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は全国平均が0.81倍、県平均が0.91倍、寒河江市は0.92倍であります。

今後も関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいり所存であります。

最後に、昨日6日に行われた東京2020オリンピック聖火リレーについて申し上げます。

寒河江市内におきましては、村山総合支庁西村山地域振興局前から、寒河江神輿会館前までの約2キロのコースにおいて、沿道で多くの市民が見守る中で、本市在住のランナー2人を含む10人が走行をいたしました。

最終区間の神輿会館前では、寒河江臥龍太鼓保存会が歓迎の太鼓を演奏する中、市内全小学校の6年生18名がサポートランナーとして聖火リレーに花を添え、迫ってきたオリンピックの雰囲気味わったところであります。

以上、3月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、令和4年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告を申し上げます。

国県に対する重要事業の要望事項につきまし

ては、全体で47件でございますが、内容につきましては、去る5月21日の議会全員協議会で御協議をいただき取りまとめたところでございます。詳細につきましては、議会全員協議会で御説明を申し上げておりますので、それにより御報告に代えさせていただきたいと存じます。

次に、令和2年度寒河江市土地開発公社事業報告及び決算並びに令和3年度寒河江市土地開発公社事業計画及び予算について御報告を申し上げます。

初めに、令和2年度の事業報告及び決算であります。委託事業においては、寒河江市からの委託を受けて新市民浴場整備用地の取得・処分を行ったほか、高屋地内の代替土地を取得いたしました。

自主事業においては、寒河江中央工業団地再拡張用地造成事業地内で1か所の造成を行い、1区画の処分を行ったほか、保有土地4筆の処分等を行いました。

この結果、決算は事業原価のかさんだ寒河江中央工業団地再拡張用地の処分に伴い事業損失等が生じたため、収益合計3億2,211万2,613円に対し、費用合計は4億2,059万9,347円となり、最終損益は9,848万6,734円の純損失となったところでございます。

しかしながら、令和2年度末において、いわゆる含み損の大部分を処理することができ、短期借入金については2億8,300万円を返済し、債務残高も順調に減らしているところであります。

次に、令和3年度の事業計画及び予算について御報告申し上げます。

自主事業においては、特に寒河江中央工業団地について、企業の立地動向を見極めながら分譲を推進してまいります。

これに係る収益的支出予算は15億1,667万7,000円、資本的支出予算は21億4,381万6,000円を計上したものであります。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申しあげるものであります。

以上であります。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 令和4年度国県に対する重要事業の要望事項についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(3) 令和2年度寒河江市土地開発公社決算及び令和3年度寒河江市土地開発公社予算についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

全国市議会議長会表彰状伝達

○**國井輝明議長** 日程第6、全国市議会議長会表彰状伝達であります。

伝達について、事務局長から申し上げます。

○**高林雅彦事務局長** それでは、私から申し上げます。

去る5月26日、第97回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から柏倉信一議員が正副議長在職4年以上の表彰及び議員在職15年以上の表彰を受けられ、太田芳彦議員並びに阿部 清議員が議員在職10年以上の表彰を受けられましたので、議長より表彰状の伝達を行い

ます。

初めに、柏倉信一議員、御登壇お願いいたします。

〔柏倉信一議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、柏倉信一殿。

あなたは市議会正副議長として4年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第97回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和3年5月26日。全国市議会議長会会長清水富雄。

おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

表彰状。寒河江市、柏倉信一殿。

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第97回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和3年5月26日。全国市議会議長会会長清水富雄。

おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

○**高林雅彦事務局長** 続きまして、太田芳彦議員、御登壇お願いいたします。

〔太田芳彦議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、太田芳彦殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第97回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和3年5月26日。全国市議会議長会会長清水富雄。

おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

○**高林雅彦事務局長** 続きまして、阿部 清議員、御登壇お願いいたします。

〔阿部 清議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、阿部 清殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第97回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和3年5月26日。全国市議会議長会会長清水富雄。

おめでとうございます。(拍手)

[表彰状伝達]

○高林雅彦事務局長 以上で、表彰状の伝達を終わります。

議案上程

○國井輝明議長 日程第7、報告第5号令和2年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第8、報告第6号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 報告第5号令和2年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第6号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2案件を一括して御説明申しあげます。

報告第5号は、国の補正予算を活用してトイレ及び空調設備を整備する小学校管理事業や中学校管理事業など8億3,325万7,054円を令和3年度に繰り越すものでございます。

報告第6号は、雨水排水整備事業1億497万6,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

これらは地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申しあげるものでございます。

以上であります。

質 疑

○國井輝明議長 日程第9、これより質疑に入ります。

初めに、報告第5号令和2年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第6号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議案上程

○國井輝明議長 日程第10、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)から日程第14、請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願までの5案件を一括議題といたします。

議案説明

○國井輝明議長 日程第15、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 初めに、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、子ども・子育て支援施設において、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策の強化を図るため、放課後児童対策事業費の追加などを行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ5,149万円を追加し、予算総額を233億7,338万8,000円とするものでございます。

次に、議第38号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が変更されたため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第39号寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の変更並びに新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税及び介護保険料の減免について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第40号葉山林道の併用化に係る協定の締結についてを御説明申し上げます。

国道458号線と葉山十分一登山道を結ぶ国有林林道について寒河江市管理林道として併用するため山形森林管理署と協定を締結することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

以上4案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげます。

散 会 午前10時04分

○**國井輝明議長** 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

令和3年6月14日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略課長	大沼利子	財政課長
東海林恒	防災危機管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光課長
鈴木隆	健康福祉課長	眞木立子	子育て推進課長
佐藤肇	学校教育課長	小林尚	スポーツ振興課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第2号 第2回定例会
 令和3年6月14日(月) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和3年6月14日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き、深刻な影響を受けている地域経済の再生、市民生活の再建に向けたさらなる緊急対策について	(1) コロナ禍による企業倒産の状況と失業対策について (2) 若者をはじめとした自殺者の増大と対策について (3) ワクチン接種における諸課題について (4) 小中学生の感染状況と学校行事の対応について	7番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長
2	異常気象による深刻なさくらんぼ等	(1) 農作物被害の最新状況と対応について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	の農作物被害や労働力確保対策とさくらんぼ関連イベントへの対応について	(2) 「1日農業バイトデイワーク」の導入と効果について (3) さくらんぼイベントの中止や縮小等変更に伴う集客対策について		
3	第4次寒河江市障がい者基本計画をもとにした「インクルーシブ」な街づくりについて	(1) 福祉だけでなく観光という視点 ア バリアフリー対応を段階ごとに掲示することについて イ バリアフリー対応の施設等を増やしていくことについて ウ MAPを作成し観光を促すことについて (2) 小さな遊び心から生まれる大きな成長と空間デザイン ア 子供たちの教育にブルーペイントを取り入れることについて イ インクルーシブ公園の遊具を導入することについて (3) 注目されるような共生社会の実現へ ア 寒河江市ハザードマップにバリアフリー対応避難所を記載することについて	3番 鈴木 みゆき	市長 教育長
4	寒河江市におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進について	(1) 目指すべきデジタル社会のビジョン「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」とは、どのような姿と考えているか。 (2) ロードマップについて (3) 「自治体の情報システムの標準化・共通化」のメリットと、考えられる導入までの課題について (4) 業務プロセスの見直しや既存業務の廃止等について	6番 後藤 健一郎	市長
5	審議会等の整理合理化について	少子高齢・人口減少の影響もあり、特定少数の方への負担が以前より増していると感じている。コロナ禍により組織体制や会議のあり方が見直されている今、		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		市民参画体制を今後も維持できるよう、審議会等の整理合理化・充て職の削減などを検討すべきではないか。		
6	今後のコロナウイルスの対応について	(1) ワクチン接種について (2) 保育所等の対応について	5 番 月 光 裕 晶	市 長
7	本市のデジタル化について	(1) デジタル戦略課の業務内容について (2) 行政手続きのオンライン化について		市 長
8	災害時の保険について	災害時の防災・減災に対する費用の保険加入について		市 長

渡邊賢一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号1番、2番について、7番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** おはようございます。

さくらんぼ議会のトップバッターとして、4月から所属が変わりまして立憲民主党社会民主主義フォーラム山形の渡邊賢一でございます。新会派は、本日設立届を提出いたしましたけれども、国民・立憲民主クラブでございます。よろしく願いいたします。

この間、改選された各委員会の主要なポストが既存の2つの会派に独占され、議会運営に関しても8人中7人が占めるといふ、無会派からたった1人という前代未聞の異常な事態に、市民からもあまりにも露骨で過度に偏重過ぎるのではないかと、半数の無会派がなぜ1人なのなど多くの意見に後押しされ、理念を同じくする同志が決意し、今回の設立に至りました。（「誰が言って……」の声あり）

また、本日、無会派からもう一つの新会派、令和の会が設立されましたので、このことも御報告をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、4月の低温、降霜による甚大な農作物被害を受けた全ての農家の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、コロナ禍で不運

にも感染された患者の皆さんの一刻も早い回復をお祈りいたしますとともに、昼夜を問わず働いている医療関係者、エッセンシャルワーカーの皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

さらに、営業自粛や時短要請などで経営が困難になっている飲食業や観光業をはじめ商工業の皆様にも、一日も早く普通の生活に戻れるよう、コロナ終息と経済回復をお祈りせずにはられません。

さて、最初に明るい話題を2つ申し上げますが、1つ目は、第65回山形県縦断駅伝競走大会、寒河江西村山チームの大健闘であります。豪雪の中で厳しい練習を積み上げ、17大会19年ぶりとなる2日目優勝を果たし、総合4位入賞を果たしました。過去総合優勝5回を誇る古豪復活と言われ、寒河江西村山の地域住民に勇気と感動を与えてくれました。箱根駅伝や県縦断駅伝など、選手諸君の今後さらなる活躍を期待しながら、ますますの飛躍を遂げられるよう、市民の悲願であります市陸上競技場整備促進につなげていただきたいと願っております。

2つ目は、慈恩寺の魅力を更新映像などで紹介するガイド施設、慈恩寺テラスがオープンしました。入場料が無料で、お気に入りの土産やカフェでのお食事も楽しめるので、連日多くの人でにぎわっているようです。私も伺って、お土産もこのバッジ買わせていただきました

た。

国の指定重要文化財や県指定文化財を一挙に公開し、10月まで毎週土曜日には境内のライトアップも行われるとのこと。かつて葉山が出羽三山のひとつとされ、山岳信仰の拠点となった慈恩寺が仏教の総合大学のような修験のメッカであったことに思いをはせ、観光振興のためにも、休日、チェリーランドからの臨時の無料シャトルバスなどの運行があればもっと便利になるだろうと市民からも言われているところがございます。

さて、今回は、市民が今一番関心のある課題につきまして、1つはコロナ禍のワクチン接種や雇用、教育などの緊急対策、2つ目は深刻なさくらんぼ等農作物の被害対策の2点について、通告順に御質問をさせていただきたいと思えます。

通告番号1番、感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き、深刻な影響を受けている地域経済の再生、市民生活の再建に向けたさらなる緊急対策についてであります。

(1) コロナ禍による企業倒産の状況と失業対策についてお尋ねをしたいと思います。

これまで本市の対策ということで、多岐にわたりスピード感を持って行われてきたということで、本当に感謝を申しあげますが、市民の痛みや苦しみをぜひ共有していただきたいと思います。

現在、市では緊急事態宣言等の影響緩和一時支援金や、法人市民税の申告納付の延長など様々な対策も行われておりますけれども、5月30日の山形新聞ですが、日本政策金融公庫山形支店がまとめた県内企業の動向調査、これは2021年1月から3月期によると、県内業況は、中小・小企業とも悪化したと報じております。経営上の問題点は、中小企業で「売上・受注の停滞、減少」が62.3%でトップ。また、小企業についても「売上不振」ということで58.2%が

最多になっています。

新たな変異株の猛威でまだまだ終わりの見えないコロナ禍において、市内の企業倒産、事業所の廃止、また、個人経営の店舗などの自己破産の状況などについて、市長にお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

渡邊議員から、まず感染症拡大防止対策ということで、コロナ禍による企業倒産の状況などについて御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

まず、県内の状況などについてかいつまんでお話し申しあげますと、東京商工リサーチ山形支店の集計によりますと、令和2年度における負債1,000万円以上の県内企業の倒産件数は36件ということで、対前年比13件の減ということでした。この数字は、同支店が集計を開始した1968年、昭和43年以降で最少、一番少ないという数字になったようでございます。

市内の倒産件数は、令和2年度確認されておりませんでした。

また、事業所の廃止などについて、別の統計でありますけれども、帝国データバンク山形支店の調査によると、2020年に休業・廃業・解散を行った県内の企業は483件となっております。前年より63件減少し、抑制傾向に推移しているというような状況であります。

この調査の市内での状況は18件、休業・廃業・解散ということで18件となっております。前年より4件の減少と、これもなっているところであります。

2020年の法人市民税の法人台帳に記載されている法人の解散・閉鎖件数、市内ですけれども、14件ということになっております。産業分類別ではサービス業が7件、卸・小売業が4件、製造業1件、情報通信業1件、金融保険業がそれぞれ1件となっているようでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 分かりました。思ったより、持続化給付金とか、様々な国、県、市の手だてによってこれだけ少なくなっているということは、少しほっとしたところであります。

次に、リーマンショックのときなどは、本市や県などでも職員の臨時雇用などもあったわけですが、今回につきましては、本市独自の失業者の相談窓口とか、失業者御本人への支援について、どのような取組をされているか。ホームページなどで様々な情報などが発信されておりますけれども、具体的にどうした、どんな方が相談に来られているのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、コロナによりまして企業による従業員の解雇に伴う失業でありますとか、個人事業主などが経営継続を断念せざるを得ない状況にならないように、先ほど議員からもありましたが、様々な経済対策、それから支援など進めてきたところでありまして、これまでのところ、コロナ関連による市内での企業倒産などの事例は確認されておられないという状況でありますけれども、今後、コロナの感染の再拡大でありますとか、終息までの道のりが長期化するというようなことになれば、事業継続が困難になる企業などが出てくることも懸念されるわけありますので、ここは慎重にというんですかね、今後とも市商工会など関係機関とも十分連携をしながら、市内事業者にあつては企業倒産、事業継続の断念ということにならないように、そして、それに伴う失業者を出さないように、継続して支援を行ってまいりたいと思っております。

コロナの原因ということだけではありませんけれども、就業などに関する相談などについては、まずは市のほうに、商工振興課のほうに御連絡をいただければ、市のほうから国や県の関

係機関などにも連絡をさせていただいて、連携して支援体制を進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひそうした取組をこれからもお願いしてまいりたいと思っております。

2つ目は、(2) 若者をはじめとした自殺者の増大と対策についてでございます。

悩み事相談窓口などということで、本市でも「つながる・支える・いのちと心」ということで、困ったときの相談窓口などを具体的に市民の皆さんに提供していただいております。

新型コロナウイルスの影響によって女性や若者の自殺が増えているということで、昨日のNHKスペシャル「若者たちに死を選ばせない」という特番なども組まれて、御覧になった方も多いかと思っております。

厚生労働省の資料によれば、2020年における総自殺者数は2万1,077人、男性は前年よりも26人減少した1万4,052人、逆に女性は934人増加して7,025人と増加に転じたということでありました。若者に至っては、小学生が15人、中学生が145人、高校生338人など、これまでの統計の最高値になっていると。もとより諸外国に比べ自殺率が日本は多いわけでありまして、今、女性や若者たちが悩み、誰にも相談できず、自らの命を絶つことが大きな社会問題になっているわけであります。

山形県の子供相談センター、2020年10月発表の資料によりますと、山形県の人口10万人当たりの自殺者数は全国第5位ということで、大変高いわけであります。令和元年でいうと18.2人、全国は15.7人ということでありました。

そこで質問ですが、コロナ前の2019年、令和元年と、2020年、令和2年について、本市の状況を比較した上で、自殺対策計画を踏まえた取組をどんなふうに行われているか、伺いたいと

思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、寒河江市の自殺者数の状況でありますけれども、近年の状況を申し上げますと、平成28年は12名、平成29年と平成30年は7名、令和元年が3名、令和2年は5名ということになっております。平成29年に1桁に減少してからほぼ横ばいになっております。これは厚生労働省の自殺対策白書のほうに記載をされております。

令和2年の5名の内訳については、40歳以上の男性が4名、20代の女性が1名となっております。自殺の原因、動機、これは必ずしも1つではありません。複数の例がありますが、健康問題によるものが3、それから経済、生活問題が1、勤務問題が1、それから不詳、よく分からない、詳しくは分からないというのが2。複数回答、複数選択をするということになっております。

人口10万人当たりの自殺者数の自殺死亡率で見ると、寒河江市は12.2でございます、全国それから山形県よりも低い状況になっているようであります。

先ほどお話にありましたけれども、自殺の背景には精神保健上の問題はもちろんあるわけですが、そういう問題もありますが、また社会的要因もあるということをやわれているわけでありまして、そういった意味で、寒河江市では、市民一人一人が命の尊さを理解し、生きることの喜びを感じられる地域社会の実現ということを目指しまして、平成31年3月に、いのち支える寒河江市自殺対策計画というものを策定させていただいて、現在この計画に基づいて様々な取組を行っているという状況であります。

例を挙げますと、一つには、精神科医の先生によるこころの健康相談を予約制でハートフルにおいて毎月実施しております。令和元年度には28名、令和2年度には14名の方から相談があ

ったと聞いております。

それから、悩みのある方を相談窓口につなげる役割を担うサポーターとしてゲートキーパーという、ゲートキーパーを養成する講座というものを令和元年度より実施しております。これまで230名のサポーターを養成し、早い段階で相談窓口につなぐ体制づくりというものをしております。

加えて、昨年度、令和2年度からは、気軽に自分の心の健康状態を測れるシステム、こころの体温計と称したページを市のホームページに掲載して、このシステムを利用される方がどんな悩みを抱えているかなどの分析を行って、対策に役立てている状況であります。

そのほかにも対策のリーフレットの作成でありますとか、孤立を防ぐ、その防ぐための居場所づくりなど、様々な対策を講じているところであります。

今後も悩みのある方に寄り添いながら、自殺者を未然に防ぐことを基本的な対策として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひゼロコロナと、もう一つは自殺者ゼロ、これを目指して引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

リモートによる大学生の大学への入構制限とか、あと一斉休校など、小中学生など、高校生など、非常に昨年は混乱したと思うんですけれども、一定今落ち着いてはいるようなんですけれども、また引き続きここは力を入れていただきたいと思っております。

さて、(3) ワクチン接種における諸課題についてお尋ねをしたいと思っております。

自治体の9割以上が7月末に高齢者向けワクチン接種完了と国のほうでは発表はしておりますけれども、大都市など実際は7月末までの完了は厳しく、1回目で完了の報告も出ているようで

す。また、病院や診療所で個別接種など、接種の場所の多様化が図られる一方、大学や職場でのワクチン接種も始まったようですけれども、医師や看護師などのワクチンの打ち手不足がネックになって、潜在看護師の確保に向けた国の制度もつくられたところです。さらに、厚生労働省は歯科医や研修医による接種も解禁し、さらに薬剤師、医学生、救急救命士、臨床検査技師などの接種も検討されているわけであります。

さて、ここで質問ですが、本市の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業計画、これはホームページにもしっかりと出されていて、4月26日より文化センターで集団接種、また、民間病院などの個別接種などの併用が行われているところです。

まず、本市の高齢者向けワクチン接種の完了時期予定については、7月中になるのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 高齢者向けのワクチン接種については、さきの行政報告でも申しあげました、5月末の接種状況について申しあげましたが、直近の実績もありますので、改めて申しあげますと、現在、寒河江市におきます高齢者へのワクチン接種については、御案内のとおり、市文化センターにおける集団接種、それから市内17の医療機関における個別接種、そして高齢者施設などにおける接種により実施をしているところであります。

先週6月11日現在で、1回目の接種を終えた高齢者の数は約7,800名ということであります。接種率にいたしますと約58%と、6割近いということになっているところであります。

7月末までに実施可能な接種回数としては約2万6,000回ということであります。これは単純に計算しますと、1人2回打つわけでありますので、本市における高齢者1万3,500人の96%が2回接種可能な回数ということになって

おりますので、希望する高齢者の方への接種は7月末までには完了すると見込んでいるところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。確かにワクチン接種の65歳以上の概況については数字を先週、本会議の市長のほうから報告をいただきました。ちょっとタブレットにアップになっていなかったものですから、すみません。7月中にきちんと終われる予定だということで安心したところでありますけれども、集団ワクチン接種につきましては、電話やインターネット予約などの支援について、高齢者はインターネットが使えないと、電話は耳が聞こえず、あとまた、話し中でつながらず予約できないなどの最初苦情なども多かったわけです。こうしたものに対してこれまでもいろんな支援などもされてきたと思うんですけれども、どのような支援が行われているか、今後も行おうとしているか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 集団接種におけるワクチンの接種予約の支援ということであります。実際問題とすれば、一番最初の段階でその集団接種にどのくらいの高齢者の方が参加をしていただけるかというのがなかなか予想できなかった状況がありまして、少しやっぱり予約のお電話が多かったということで御迷惑をおかけしたことがあったのではないかと感じて、いろんな対策を講じて取組をさせていただいております。現在はインターネットと電話で予約をしているわけでありますけれども、高齢者の皆さんは電話での予約が多いという傾向でありますから、4月中旬からはコールセンターの人員を3名から6名に増員して受付をしているということであります。

それから、いろんなところでパニックになっている、満杯になってダウンしているなどとい

うのは、一度に何千人という方が応募するからそういうふうになるケースがあるのではないかとということで、寒河江市の場合は、その予約開始の案内を高齢者順に1歳刻みで間隔を空けて御案内をしているという状況であります。

そういった意味で、なるべく電話がつながりにくい状態を回避させていただいているという状況であります。現実的に、その結果、朝の1時間程度は若干混み合うことになっておりますけれども、それ以降は待ち時間なく電話がつながっている状況になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 分かりました。スムーズな予約ができるようにしていただいていると思います。

まだこれからも変異株による第2弾、第3弾ということで、また来年もちょっとどうなるか分からない状況もありますので、ぜひ今回の課題、教訓を生かしていただきたいと思います。

3つ目、潜在看護師の確保と歯科医や研修医などの打ち手確保ということで、国のほうでも非常に悩ませているわけですがけれども、本市においてその打ち手確保というものはどのように進められているかもお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、打ち手というんですかね、打ち手の方は、市立病院のほか寒河江市医師会の御協力をいただいて、計画どおりに確保できている状況にあります。

また、看護師の方についても、医師会それから市立病院から派遣いただいておりますし、また、独自での声かけ、さらには厚生労働省が開設している求人情報サイトを通して募集しております。その結果、現在のところ、そういう方も入っていただいて確保できているという状況があります。

それから、歯科医師それから研修医の方についてはどうかという御質問であります。今後、

医師会などとも十分相談をさせていただきながら、必要に応じて対応していければと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 分かりました。これも安心したところでもあります。

このワクチンについては、最後に要望でありますけれども、まず、キャンセル時の優先順位については、警察官や消防士をはじめ、市内の小中学校の教職員や保育施設の職員に対し、事前に日時を指定して待機してもらおうと、あるいは呼出しでワクチンの無駄を最小限に抑えたいということでございました。特に教職員については、県内では本市を含め山形市、酒田市、鶴岡市などについて、先月から対象になっているようではありますが、在住要件の縛りがあって進んでいないなどという状況もお聞きしました。これは県の教職員組合からの実態報告でありました。

もう一つは、クラスターが発生した特別養護老人ホームの対策について、これは国の厚生労働省の指導になると思うんですがけれども、県の理容業組合のほうでは、やっぱり濃厚接触をする機会があるわけで、非常に外から持ち込むのではないかと不安が高いというふうなことで、これも国や県にこういう意見もあるということをお伝えいただきたいというふうなことでしたので、最後に要望をしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

(4)の小中学生の感染状況と学校行事の対応についてお尋ねをします。

まず、市内小中学校の感染状況やいじめなどについてお尋ねします。

県教育委員会は、今月1日、公立の小中高校と特別支援学校を対象とした昨年度のいじめに関する調査結果を発表し、認知件数は小学校で前年度より増えたが、それ以外は減少しているということで、新型コロナウイルスによって学

校活動が制限されたことなどが影響しているのではないかという新聞記事でありました。

一方、昨年度の本市のいじめ問題対策連絡協議会などが開催されているということで、その話も伺ったわけですが、このいじめの問題点は、不登校も含め、個人論から環境論の視点で考えることが未然防止につながるのではないかという、これは県の弁護士会会長で天童市のいじめに係る第三者委員会にも携わった阿部定治先生の講話なども紹介されているところがあります。

さて、ここで質問ですけれども、今回のコロナ感染した児童生徒に対し、学校で差別やいじめ、ネットでの誹謗中傷などに対し、どのような対策が行われたのか教育長にお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 市内小中学校のコロナの感染状況を踏まえた誹謗中傷等の対策というような御質問だと思いますが、県の公表では、これまで本市において新型コロナウイルスに感染した小学生は3名、中学生は2名となっております。また、家族等の感染に伴って濃厚接触者と判断された児童生徒は18名でございます。

感染の報道等に伴って、保護者を含めた地域住民の方々から、学校あるいは教育委員会に問合せあるいは心配する声が複数寄せられております。これらに対しては、個人情報及びプライバシー保護の視点や、風評被害等、不安を増幅させないなどの配慮などから、お答えできる情報は報道されているとおりであることをお伝えするとともに、教育活動の継続あるいは中止の判断については保健所等の指導に基づくものであるというふうに申しあげているところであります。

学校におけるコロナに係るいじめ、誹謗中傷等への指導については、感染は誰にでも起こり得ることだと、本人の責任ではないということ

を前提に、偏見や差別は許されないということ、それから、陽性者や濃厚接触者となった友達に対しても、どのように学校や学級で迎えるか、どのような接し方、態度が望ましいかなどについて、子供たち自身が自分ごととして考えられるような指導を行っているというところでございます。

昨年の12月定例会におきましても沖津議員の質問にもお答えしておりますけれども、子供たちは親の言動を見てまねをする傾向というものがありますので、感染者やその家族等への誹謗中傷の発端の一部は大人にあるのではないかと、それが子供たちのいじめに発展する要因になっているのではないかというように捉えているところであります。差別、偏見につながる行為は決してあってはならないというものでありますので、大人が差別やいじめをしない生き方、すなわち子供たちに範を示す生き方、これが大切であり、このことを再度、御家庭、地域に周知していくことを徹底、そして継続していくということが重要であると考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** まず、大人の責任で子供たちの心のケアも含め、これから学校の中だけでなく家庭や地域において同じような取組が必要だと、私も同感であります。ぜひ今後もこうしたデリケートなところは大事に進めていただきたいと思っております。

2つ目、修学旅行や運動会、文化祭、中体連など、中体連は昨日おととい行われたわけですが、どのように対応していくのかお尋ねしたいと思います。

昨日開催の中体連では、無観客試合として保護者の応援を規制する対応も行われた。保護者からは様々な意見も噴出した一方で、保護者会の3人の選出に役員が大変苦労したという声も伺っております。

また、修学旅行については、隣の河北中では保護者からの要望で、春に予定されていた旅行が秋に延期されたとも伺いました。

本市の学校行事についてどのような対応をされているか、その状況についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 子供たちにとっては、修学旅行や運動会、文化祭などの学校行事、また昨日おととい開催された中体連の大会等につきましては、学校生活に潤いや秩序、変化を与えるとともに、思い出に残る有意義な教育活動でございます。

市内の小中学校は1年以上に及ぶコロナ禍を経験しているわけですので、これまでの科学的な知見、実態に応じた感染防止対策の経験を十二分に踏まえて、今年度は感染防止、感染拡大防止のための対策をしっかりと講じながら、今年度の新たな年間計画に基づいて教育活動は予定どおり実施しているところでございます。

修学旅行につきましては、陵南中学校と陵西中学校の2校が既に5月中旬に岩手方面への修学旅行を実施済みでございます。

議員からも御指摘がありましたが、他市町村では秋に変更した学校もあるようでございますけれども、2校につきましては、寒河江市の感染状況あるいは旅行先となる岩手県の感染状況を随時つぶさに見極めながら、文科省の衛生管理マニュアル、それから旅行関連業における新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引などを参考にしつつ、業者や旅行先とも緊密に連携を取りながら、徹底した感染防止対策を講じて実施したところでございます。

その他の小中学校におきましても、現段階では変更することなく、年間計画どおり実施する予定でございます。

運動会につきましては、感染防止対策を講じ

ながら、既に小学校で6校、中学校で1校実施しているところであります。その他の学校においても計画どおりの実施予定でございます。

また、中体連に関しましては、5月初旬に開催された村山地区の高校総体をきっかけにクラスターが発生したということなどから、中学校における部活動、それから大会運営についても、より細やかな感染防止対策を徹底するように県の教育委員会から通知があったところでございます。これを受けまして、先ほど議員からもございましたが、西村山の地区総体は、県内のほとんどが来週からでございますけれども、県内に先駆けての開催ということもあって、生徒及び関係者の健康、安全を最優先に、全競技を無観客として開催したところでございます。

いずれにしましても、本市においてはコロナウイルス感染症の注意警戒レベルを踏まえて、市として独自に作成しております学校における行動基準、これを基に、児童生徒、保護者、地域の方にしっかりと説明責任を果たしながら、感染防止対策を講じて、子供たちの教育活動を止めることなく、新しい生活様式に基づいた学びの保障に努めてまいりたいというように考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 御答弁ありがとうございます。

やはり教育長からもありましたとおり、部活動の血と汗と涙の結晶であります中体連、あるいは思い出の一つである修学旅行などは、本当に昨年はいろんな形で自粛や中止というふうなことがありましたので、今回いろんな形、ある意味実施できてよかったという反面、そうした規制も仕方ないというふうなところはありますけれども、ぜひ今後とも、簡単な中止じゃなくて、やる、どうしたらやれるかという視点でぜひ考えていただいたらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

続いて、通告番号2番、時間もありませんの

で、異常気象による深刻なさくらんぼ等の農作物被害や労働力確保の、さくらんぼイベント、関連イベントなどの対応についてお尋ねしたいと思います。

1つ目は、(1) 農作物被害の最新状況と対応についてお尋ねをします。

近年、収穫量の実績でさくらんぼ1万トンを割り込んだのは1994年の8,570トンと1996年9,260トンで、いずれも霜害が原因だったようであります。

私も、昨日も農林課長においでいただきながら、立憲民主党県連合の特別対策委員会で現地視察を実施し、生産者からのお話も伺ってきましたが、本市の西根宝地区あるいは大江町の三郷深沢地区において話を聞いたところ、佐藤錦は6割減、紅秀峰は9割減の過去最悪と、さくらんぼの激甚災害ではないかというふうに言われてきたところでもあります。

本市の地域ごとの最新の被害状況について、被害の最も大きいところなど、中生品種の佐藤錦、晩生品種の紅秀峰に分けて、どのような状況かお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 4月に発生した霜の被害については、これまで経験したことのない大きな被害であるというふうな声を農家の方から私も聞いているところでもあります。4月の10日から11日及び14日から15日の深夜から早朝にかけて最低気温が氷点下になり、降霜が発生して、開花直前のさくらんぼをはじめ、リンゴなどの果樹を中心に被害を受けているわけであります。

特にさくらんぼについては、降霜の発生当初から大きな被害が予想されたことから、4月の13日に県のほうから農林水産部長と村山総合支庁長が被害状況と対策状況を視察するために寒河江市を訪れていただきましたが、その際に私も同行させていただきました。

J A さがえ西村山の調査によりますと、佐藤

錦は全調査箇所の中で平均で4割、紅秀峰は6割程度の雌しべの枯死が確認されているところでもあります。そのため、残された花に対する結実を促すために、毛ばたきなどによって人工授粉などにも取り組んでいただいたわけでもありますけれども、開花期が低温や強風など天候に恵まれなかったこと、また、蜜蜂などの活動も鈍くて、思うように受粉が進まなかったようでした。

先般、市政の概況でも申しあげましたが、5月25日に開催されましたさがえ西村山農協の作柄検討会によりますと、寒河江市のさくらんぼの予想収穫量940トン程度ということで、これは平年の6割を下回る収量になるのではないかとということで危惧しているところでもあります。

特に被害の大きな地域はどこかというお尋ねでありますけれども、同じ地域内でも園地によって、条件によって着果量にばらつきがあるため、あくまでも調査した園地の一花叢当たりの平均の着果数の結果ということになりますが、佐藤錦は南部地区、紅秀峰は寒河江地区が最も少ない結果となっているところでもあります。

また、さくらんぼ以外のリンゴなどの果樹については、今後の調査によって、その霜の影響について実態が判明していくというふうを考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 深刻な状況、今、市長からもあったとおりでと思います。

今年度の緊急対策、来年度以降の中長期的な対応というものについてお尋ねしたいと思います。

J A グループ山形が県に4項目要望し、県が緊急パッケージの対策も出されたところでもありますけれども、次期作につながる技術指導の徹底や、肥料、農薬といった生産資材の購入の経費支援、気象災害を克服するための設備などへの支援、あと県単独の低金利資金の創設などで

ありました。

J A さがえ西村山の安孫子組合長は、凍霜害に有効とされる散水氷結法を導入する際の整備支援を要望されているようでありますし、J A 庄内たがわの太田組合長についても、度重なる気象災害で、少子高齢化が進む中、先輩方が引退してしまうことが一番心配だというふうな生産現場の窮状を訴えたと報道されているわけがあります。

具体的には、防霜対策としてタイヤや灯油など燃焼資材を燃やす方法での燃焼法、防霜ヒーターや防霜ロックなどを燃やすと。

あるいは、2つ目が地上6メートル程度の高さに防霜ファンという巨大扇風機で強風を吹きつける方法。電気による温度センサーで自動制御なども可能であるということ。

3つ目が、雨よけハウスにスプリンクラーを設置し、散水して氷結状態にするアイスコーティング。スピードスプレーヤーでの散水による氷結など、技術的対策を行いながら霜に対抗していくというふうなことも言われているわけです。

そこで、本市の独自の緊急支援策について、私はこの農家の皆さんに持続化給付金的な経営支援や、先ほど言った設備の県の補助金のかさ上げなど、本市でできる可能な限りの検討がなされるべきだと思うのですが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員から先ほどお話がありました、先般、県において凍霜害・ひょう害等緊急パッケージということで、被害を受けた農家に対する支援策が示されています。あまり繰り返してもあれですけども、技術的指導や、それから融資の無利子化、それから肥料・農薬の購入費の助成、それから今最後のほうにお話ありました霜害対策設備等の導入支援ということで、大きく4つのパッケージが示されている

わけでありますけれども、事業の詳細、それから支援の規模などについて、まだ不明な点がございます。ございますが、技術的な指導それから施設整備といった中長期的な対策と、それから、当座の運転資金確保といった緊急的な対策、両面からの内容となっています。中に市町村の負担についても示唆がされている部分もありますので、我々としては、被害を受けられた農家の方の営農継続に向けて内容を精査した上で、県と協調しながら取り組んでいく必要があると思っています。

それから、市の独自の支援策ということですが、県の緊急パッケージの詳細な内容、それから対象範囲などを見極めながら、それに不足する部分などについてどうしていくか。あるいは、もちろん収量だけじゃなくて、減収ということを考えますと、市場の動向なども見た上で判断をしていかなきゃならないという部分があるかと思えますから、そういったところを踏まえて、これは被害額というものをどの程度あるのかということをはかりながら、いずれにしても、農家の皆さんが安心して今後も営農を継続できるような必要な施策について検討してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

昨日農家の方が言っていたんですけども、スプリンクラーにアタッチメントつけて、マイクロスプリンクラーといって高いところまでできるような設備もあって、東根市の農家がそれをやったら見事に効果があって豊作だそうです。そういう成功事例もあります。

あと、設備については、ガソリンだとタンクすぐなくなるので、エンジンやればやっぱりガソリンの給油で1時間以上ずっとそこにつきっきりでいなきゃならないということで、電気のポンプが欲しいんだと。あと水の確保、井戸を掘る、あるいは何らかのタンクを常設する、そ

ういった水の確保なども訴えておられました。

いずれにしても、本当にこの緊急事態、来年以降、まだ異常気象でどうなるか分からない。こうした災害を何とか最小限に被害を食い止めるための英知を市長をはじめ皆さんに考えていただいて、当面する対応、市長からもありましたけれども、いかに農家の収入を今年は確保できるかというところだと思います。贈答用でもう目いっぱいという農家は、去年の1.5倍だ、2倍だなんて値上げはできないそうです。しかも、農協出荷にはなかなか、昨日、集出荷施設も視察させていただきましたけれども、2割から3割ぐらいしか集まっていないというふうなお訴えでした。あと、やっぱり今1.5倍とか2倍に高騰しているさくらんぼなんですけれども、それが本当に農家の収入になるかどうか、そこは市長がおっしゃるとおり、今後見極めないと分からないと私も思います。ぜひ、こうした収入対策についてもお願いしたいと思います。

後日、佐藤議員のほうで収入保険などの質問も予定されているそうですので、それも大事ではないかなと思います。

時間ありませんので、(2)の1日農業バイトデイワークの導入と効果について。これは労働力確保の視点からお尋ねをします。

ワクチン接種で2回目打ったらもう腫れてしまって、さくらんぼの手伝いに行けなくなったという人が高齢の方で続出しています。なかなかやっぱり副反応があったりして困るということでありました。農家の手伝いがいなくなると、農家は今本当に猫の手も借りたいというくらいの緊急な状況の中で、このスマートフォンアプリ、デイワークを利用して、県独自の体制で構築して、今、本市でも推奨しているわけなんですけれども、この導入による効果について、市長はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○国井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員御質問の1日農業アルバイト募集アプリデイワークというのは、神奈川県にある民間企業が開発したアプリケーションによるスマートフォンを介したサービスということであります。農家からの1日単位のバイト募集と、それを見た就労希望者が応募することで、需要と供給のマッチングを図るということであります。農業における労働力不足の解消を目的として運用されているわけであります。現在、農林中央金庫が拠出した基金である農林水産業みらい基金を活用して、無料で運用をされているというところであります。

当初は北海道を中心に利用がなされてきたようではありますが、現在は全国的な広がりを見せております。山形県では、先ほどありましたけれども、今年度から、やまがた農業ぶちワークとして利用拡大に向けた取組が行われております。

本市におきましても、今年の3月にボランティア、企業研修などの1日単位の労働力受入れに積極的なさくらんぼ生産者をリスト化したさくらんぼボランティア会議の登録者を対象に、利用促進に向けた説明会を実施したところであります。また、5月15日号の市報とともに全戸配布した労働力確保に向けたチラシの中でも取組を御紹介させていただきました。

6月10日現在において、デイワークへの市内農業者の登録は8件。8軒の農家からということですね。109人分の求人を募集したとのことでした。これに対して159人分から応募があつて、97人分がマッチングがなされたと聞いております。そういったことからすると、まずは順調な滑り出しではなかったかなと考えております。

寒河江市といたしましては、さくらんぼをはじめ、さくらんぼだけではありませんけれども、農業における労働力不足というのは大変喫緊の課題であるわけでありますので、その解消にお

いて非常に有効な手段の一つになるのではないかと期待をしているところであります。

今後、市内の多くの農業者の方に使っていただくためにはどのような方法があるのか。あるいは、農家を、農業を手伝ってみたいという方をさらにどういうふうに掘り起こすかなど、今年度の利用状況などを分析、精査しながら、県やJAなどとも協力して取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思っておりますし、さくらんぼーナスの支給対象にもなっているようで、2回以上の方はその対象だということで、寒河江市これはオリジナルということで、後押ししていただいているということで、大変好評であります。あした、さくらんぼテレビが本市に取材に来るという情報などもお聞きしておりますので、県内の皆さんにもお伝えできるといいなと思っております。

さて、最後の質問になりました。さくらんぼイベントの中止や縮小等変更に伴う集客対策について。

これについては、昨日もとて市なども開催されて、大変なにぎわいを見せたというふうなお話を伺っています。もとより元祖さくらんぼの種吹き飛ばしなどのイベント、あるいは元祖さくらんぼマラソン、今年は第45回の大会などもあって、既にオンラインなどで始まっているわけですが、ぜひこの集客によって経済回復をよりスピード感を持って進めていただきたいと思っておりますが、どのように対応されているのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** さくらんぼシーズンの様々なイベントについては、御案内のとおり、昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から大体全て中止させていただきました。しかし、今年

度については、さくらんぼの種吹き飛ばし大会については飛沫感染の可能性が高いということで、昨年に引き続き残念ながら中止とさせていただきましたが、感染防止対策に配慮した新たなイベント開催をしたり、また、従来から行っているイベントについても、来場時の検温でありますとか手指消毒などの感染防止対策に配慮をして、実施内容の見直しあるいは規模の縮小などを行った上で、今年度開催することにしていくところであります。土日においても、そういった対策を講じながらいろいろとイベントをさせていただきますが、来場者の状況などを見ると、やはりさくらんぼの作柄予測の影響などもあって、なかなか厳しい状況にあるのかなというところも感じております。

来年度以降のイベントをどうしていくかという御質問でありますけれども、もちろん今年度のイベントの取組状況などを検証していかなければなりませんし、また、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえて、来年どうしていくかということでありますけれども、2年間のコロナの対策というんですかね、そういう貴重な経験を踏まえて我々は来年に臨まなければなりませんので、ここは少し発想を変えて、新たな令和の時代にふさわしい、そしてポストコロナの寒河江らしい新たなイベントの実施なども大いに検討していくいい時期なのではないかと思っております。

できるだけ早い時期にそういう検討を加えて、さくらんぼの里としてにぎわいのある寒河江を取り戻していくように努力をしてみたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 昨年中止ということで、まさに関係者の皆さんの御努力で実施されたこと、本当に頭が下がる思いです。観光、宿泊業や飲食店の皆さんが待ちに待った、待ち望んでいたもので、高く市民から評価されていると思います。

一方で、この中止になったというふうなことなども、縮小になったということで、さらに、今、市長からもありましたけれども、来年度以降の手だてについても、また、神輿の祭典などもありますので、あと雪フェスなどもどんな形になるのか、そうした検討を引き続き行っていたきたいなというふうに最後をお願いしたいと思います。

結びになりますけれども、立憲民主党代表枝野幸男氏の著書「枝野ビジョン 支え合う日本」から引用した文章を述べて終わりたいと思います。自助を強いる社会に未来はない。過度な自己責任社会から、支え合い、分かち合う社会へ。新型コロナウイルス感染症は、効率性に偏重した経済の脆弱さも、小さ過ぎる行政の脆弱さも、そのベースには過度の自己責任論があります。豊かさ痛みもしっかりと分かち合い、支え合う。そんな社会、経済、行政、政治を取り戻すことによって、コロナ禍という危機を乗り越え、その先の未来を、誰一人取り残されることのない世界をつくっていかねばならないというふうに思います。内閣不信任案で、今後、国会の状況あるいは国政選挙、解散総選挙などもまだ未定ではありますけれども、私どもも全力を挙げてこれに立ち向かうことの決意を述べまして、私の質問を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございます。

鈴木みゆき議員の質問

○**国井輝明議長** 通告番号3番について、3番鈴木みゆき議員。

○**鈴木みゆき議員** 本日付で会派届を出させていただきました国民・立憲民主クラブの鈴木みゆきです。一般質問をさせていただきます。よろしくお申しあげます。

現在直面しております新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が滞りなく進みますことを

お祈り申しあげますとともに、4月の凍霜害被害を受けた果樹農業者の皆様にご心からお見舞い申しあげます。

通告番号3番、第4次寒河江市障がい者基本計画を基にしたインクルーシブなまちづくりについて。

(1) 福祉だけでなく観光という視点。

第4次寒河江市障がい者基本計画は、国の障害者基本法に基づいて本市が定めた障がい福祉施策の目標であり、内容はとても充実していると思います。8つの施策があり、1、生活支援、2、保健・医療、3、療育・教育、4、経済的自立・就労支援、5、スポーツ・文化活動、6、差別の解消と権利擁護の促進、7、バリアフリー化の推進、8、安全・安心であります。その7つ目のバリアフリー化の推進に、観光という新しい視点を加えて考えていきたいと思えます。

現在、日本には約200万人の車椅子ユーザーがいます。もっと分かりやすく説明すると、佐藤さんという名字が全国で一番多く、約189万人です。私たちはまちの中で1日に数名、数十名の佐藤さんと必ず擦れ違っています。しかし、同じだけいるはずの車椅子ユーザーと同じように擦れ違う機会はほとんどありません。障がいのある方は、車椅子ユーザーに限りません。視覚、聴覚、精神障がいなど様々な障がいがあり、総数は約840万人とも言われています。

また、障がいとは、これまでの身体的なものばかり考えられてきましたが、そればかりではありません。例えば、子育て中の母親も子供につきっきりのため行動に制限を受けている、また、デジタル機器を使えない高齢者はデジタル弱者となっているというように、日常の中で行動や精神的にバリアを感じている人も増えております。こうした方々を合わせると約4,500万人以上。日本に住む約3分の1の方が、今何かしらの不自由や不便を感じながら生活している

という現実があります。

寒河江市には、チェリーランドをはじめ、グリバーさがえ、さくらんぼ狩りやイチゴ狩り、新しくオープンした慈恩寺テラスなど、すばらしい環境や施設がたくさんあります。基本目標である、地域で支え合う社会の実現、バリアフリー化の推進に観光という視点を入れてみてはいかがでしょうか。

福祉という概念にとらわれることなく、観光は同時に大きな経済効果を生むことも可能です。障がい者や体の不自由な方、お年寄りなども観光を楽しめるようになれば、市民だけでなく、市以外からも本市を訪れる観光客が増えると思います。結果、その経済効果は多くの方の心を豊かにし、さらに、持続可能なものとして循環することも可能です。

さて、具体的にどうしたらよいのか。大きな目標やすばらしい施策を考えても、行動に移さなければ何も変わりません。市内の観光施設などがバリアフリー対応しているのか。そこから全ては始まります。

そこで、まずは、市内観光施設にアンケート調査をし、どの程度バリアフリー対応しているのか、その対応項目ごとにステッカー等を作り、掲示してみたいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 鈴木みゆき議員から観光施設のバリアフリー化対応について御質問をいただきましたが、バリアフリー化については市でもこれまでバリアフリー法、それから山形県みんなにやさしいまちづくり条例などに基づいて、全ての人が快適に暮らせるまちづくりに向けた、公共施設などのバリアフリー化に鋭意取り組んできたところであります。

市内の観光施設についての対応はどうかというお尋ねであります。御指摘のとおり、やはり障がいのある方もない人も全てが観光を楽しむような環境、さらには施設をつくっていくと

いうのは、これからますます必要になってきているという状況にあらうかと思えます。

市内の観光施設について申し上げますと、県のほうに報告をしております観光客の入込客数を調査するための対象施設というのは、御指摘のように慈恩寺、それからチェリーランド、寒河江温泉、それから最上川ふるさと総合公園、それから寒河江温泉など、全部で17か所になっております。また、これらの施設以外にも公共的な観光施設として捉えられるのはあるわけでありまして、神輿会館でありますとか、グリバーさがえでありますとか、郷土館など、12施設ぐらいあらうかと思えますし、さらに加えて、観光客の人がいろいろ寒河江市内を訪れて飲食をされるということでもありますから、大変人気のあるそば屋さんとかやきとり屋さんなども言ってみれば観光的な施設なのではないかと思えますから、こういった市内外の観光客の皆さんが多く訪れるような施設のバリアフリー化の状況というのは、やっぱり調査をしておくべきなのではないかと思えます。正直、現在のところは調査は行っておりませんので、先ほど御指摘ありました第4次の寒河江市障がい者基本計画の第7にバリアフリー化の推進というものを挙げているわけありますので、ここはそういった観光施設などがどういう状況になっているか、まず調べる必要があると思えます。

それから、その上でそのバリアフリー化の対応状況などをステッカーなどで各施設に提示をしていくということなどについては、もちろん我々の市の公共施設であればそれは可能でありますけれども、各施設の所有者あるいは管理者などと相談をしていくということになるかと思えます。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ありがとうございます。ぜひ調査していただき、ステッカー等掲示するように御検討よろしくお願いいたします。建物の外

に車椅子もしくは多目的トイレもあるというようなことが分かれば、もしくは視覚障がい者、盲動犬も対応可能というふうであれば一目で分かりやすくなり、入りやすくなると思います。

次に、アンケート調査をした市内観光施設の中で、バリアフリー化がなされていないところが出てくるはずですが。そういった市内観光施設に対し、バリアフリー改修工事の補助金を出し、対応している施設や店舗を増やしていくというのはいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市内の民間の観光施設などについてこのバリアフリー化をする場合の補助制度ということですが、現在、市内の中小企業の方が店舗などの機能及び魅力の向上、集客力の増加のための店舗改装に対して補助制度を市で設けております。寒河江市中小企業販売促進事業補助金制度というのを設けております。実際これまでもこの補助制度を利用した事業者の方はいらっしゃるわけでありまして、また、この中においてもバリアフリー化についても対象としておりますので、ぜひまずはこの制度を活用していただいて、民間施設などがバリアフリー化の促進が図られていくように、その調査をした段階において働きかけをしていきたいと考えております。

この補助制度も金額などはある程度決まっておりますけれども、そういう状況を見ながら、新たな補助制度などを創設していかなければならないというような状況などが生じれば、またその段階で検討をしていきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ぜひ、補助の対応なっているということですので、それを利用できるように告知等していただきたいと思います。やはり希望する店舗もどんどんと数が多くなっていけば、障がい者の方も寒河江市に、本市に

訪れることも多くなります。そして、当初費用がかかるとしても必ず回収できる、費用対効果が大きい事業になると思いますので、よろしく願いいたします。それに加えましてPRすることによって、今までにない方面から来客もあると思います。

次に、バリアフリー対応の施設を検索すれば、ある程度の情報は得られるようです。若い年代の方ではネットで検索することは簡単です。ところが、お年寄りなどは苦手な方が多いようです。

そこで、バリアフリー対応の観光施設のマップなどを作成してみたいはいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これも対応状況などを調査させていただいて、その調査結果を確認して、それに基づいて各施設などが改修工事を実施したりして、対応可能だなどということに進んでいけば、それをやっぱりマップとしてまとめていってその利用をしていただくということが大変重要なことだと思います。若い方であればそういうスマホなどでも検索できるようにしていければいいわけでありましてけれども、そういうことが苦手な方などについてはやはり紙のマップなども作成していく。実際今もそういうマップあるわけでありましてけれども、新たに見直しをして作成していければ。タイミングも見ながらでありますけれども、そういう表示をして、案内所に設置をしていく、あるいは高齢者の施設などにもお配りをして利用していただくなどということに考えていきたいと思っております。

それから、観光物産協会などでホームページに観光施設なども掲載されておりますから、そういったホームページなどでもバリアフリーの状況などの表示も掲載していただくように、我々のほうから働きかけていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。ネットでの情報発信と同時にペーパーで分かりやすいマップもあれば観光案内所でも配布できますし、分かりやすいと思います。これにより、市以外からの観光アクセスもしやすくなると思います。

グリバーさがえで開催された山形県主催パラスポーツカーニバルに参加した方から感想をお聞きしたところ、パラカヌー体験と最上川の川下りの体験をし、とても楽しかったと言っていました。このイベントに1泊してさくらんぼ狩りや慈恩寺テラスなどを組み合わせた観光ツアーにするということもよいのではないかと思います。

次に、(2) 小さな遊び心から生まれる大きな成長と空間デザイン。

第4次障がい者基本計画の6番目、差別の解消と権利擁護の促進についての中に、インクルーシブ教育の推進とあります。それは、総合的な学習の時間等で福祉をテーマにした学習や、関係施設との交流を通じた学習をより一層推進し、障がいや障がいのある人に対する児童生徒の理解と認識の深化を図りますとあります。

ここで提案なのですが、車椅子の方が駐車するブルーペイントがあります。このブルーペイントを子供たちにペイントしてもらうことにより、障がい者に対する思いやりや理解が深まり、譲り合いの精神が生まれるのではないかと思います。

福祉をテーマにした学習はとても重要であると思います。子供たちの学習に、障がい者が利用する駐車場であるブルーペイントをするとい

うのはいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 子供たちの教育にブルーペイントを取り入れることについての御質問でございますけれども、鈴木議員の質問にございました第4次寒河江市障がい者基本計画では、児童生徒が障がいの有無、それから個々の違いを認め、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学び共に活躍する社会づくりのために、インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえた教育の推進というようなことをうたっているところであります。

各学校におきましても、障がいそのものや障がいのある方に対する理解と認識を深めるため、今コロナでなかなか難しいわけではありますが、コロナ禍以前には総合的な学習の時間などで、アイマスクそれから車椅子などの福祉体験、特別養護老人ホーム等福祉施設でのボランティア活動とか交流を通じた学習などは積極的に行ってきたということでございます。

また、教科の学習の中でも、例えば小学校3・4年生で使っている社会科の副読本、本市で作っております「わたしたちの寒河江市」の中に、お年寄りや体の不自由な方のためにブルーペイントを施した専用駐車スペースが市内のスーパーマーケットに設置してあるということが写真つきで取り上げられております。

こういうことから、子供たちの身近なところにも障がいのある方への配慮がなされているということを実際に学んでいるところであります。

議員より御提案のありましたブルーペイントにつきましては、県内の団体等が障がい者専用区域に青色の塗装を行っているという実績もございますので、各小中学校の総合的な時間やボランティアの活動の中で、体験を通して理解を深め、学びを実感するための有効な手だての一つであるというふうに受け止めさせていただいたところでございます。

今回、議員よりいただいた御提案を今後の市内小中学校の取組の参考とさせていただきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ありがとうございます。学校教育で難しい場合は、先ほどおっしゃいましたボランティア、もしくはイベントのときとかに主催者の方にお願ひし、希望する人に参加してもらうというのも大変いいと思います。

障がいのある人もない人も参加をして汗をかくことにより、気持ちを共有し、思いやりや優しさを学ぶのではないのでしょうか。それにより心もバリアフリーになっていくと思います。

実際に参加した子供たちは、楽しかった、ブルーペイントをどんどん使ってもらいたいなどの意見があったようです。将来を担う子供たちの心の教育として、差別のない社会にしていく精神の礎になるのではないかと思うのです。

次に、公園についてです。

日本のほとんどの公園は、いわゆる健常児向けに設計されています。ダウン症や脳性麻痺などの障がいで体幹が弱い子供は、保護者が抱きかかえなければブランコに乗ることができません。滑り台は、階段が急で幅も狭いため保護者が抱きかかえて上ることが難しく、遊ぶことすらできません。その場にいるだけで「ノー」と言われているような疎外感を味わいます。このような環境は、子供にとって様々なことを諦める要因になってしまうものと思います。

本市にはたくさん公園があり、このコロナ禍において、休日ともなると子供連れの家族でにぎわいます。公園で遊ぶことは、子供にとって大切な学びです。遊ぶことで運動神経の発達につながり、楽しさから様々な達成感が生まれ、自信につながります。子供は自信がつくとほかのことに意欲的に取り組むようになるということです。ところが、現在、障がいのある子供たちは公園には行くことができない、行けない状態

にあるのではないのでしょうか。

そのような中、このたび日本初のインクルーシブ公園が東京都内に2つ誕生しました。インクルーシブ公園とは一体どんなものか。それは、全ての遊具が車椅子でもアクセスしやすい工夫がされています。また、砂場や水遊び場などは腰の高さでもできるようになっており、力のないお子さんが指1本で音が出せるような遊具もあるそうです。発達障がいの子供でも分かりやすいように、公園の説明表記はシンプルな絵で表記されています。

この公園づくりは声を集めることから始まったようで、自閉症、発達障がい、肢体不自由、知的障がい、ダウン症など様々なスペシャルニーズのある保護者からヒアリングを取り、リハビリを専門とする先生などにも意見をいただき、膨大なデータとノウハウが蓄積された結果、完成した公園です。

ふるさと総合公園や、今後建設予定のチェリーランドアクティビティーエリアの屋外遊具施設等にインクルーシブ公園の遊具などを取り入れることを検討してみたいかでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子供たちの遊び場であります公園については、市内には都市公園が46か所、児童遊園が50か所ございます。それぞれに遊具が設置されているわけでありますけれども、鈴木議員御指摘のとおり、健常児向けの遊具になっているというのが実情だと思います。

一方、先ほど来申しあげておりますが、寒河江市では第4次の寒河江市障がい者基本計画をつくっておるわけでありまして、その中で、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で生き生きと安心して暮らすことができる共生社会の実現を基本理念としているわけであります。そして、障がいのある子供もいない子供も一緒に遊ぶことができる遊具を整備していくというこ

とがやっぱり必要であるというふうに認識をしてございます。

御質問の最上川ふるさと総合公園には、平成26年から28年度までの3年間において、さがえっこ冒険ファンタジーランド整備事業として、虹の丘すべり台、みなもネット、チェリンの塔などの大型遊具のほかに、幼児用の遊具も設置されております。年齢を問わず楽しめる施設となつて、多くの子供たちから使っていただいているところであります。先ほどお話し申しあげましたが、この遊具についても健全児向けの遊具が主な遊具になっているということでもありますので、今後これらの既存の遊具を更新する際、あるいは新しく設置する際などには、御指摘のようなインクルーシブな視点で設置を検討していく必要があると思っております。

また、チェリーランドについては、再整備計画におけるアクティビティエリアの整備について、実施事業者となるチェリーフラワーパーク株式会社と今月中に基本契約を締結する予定であります。今年度はチェリードームやイベント広場の解体、そしてインフラ整備を行って、来年度より、メインの施設となる屋内児童遊戯施設の建設と屋外施設等の整備に着手をし、令和6年度のオープンを目指して事業を進めているところでございます。屋内児童遊戯施設、それから屋外に設置する遊具などについては、快適性、利便性の確保はもちろんでありますけれども、御指摘のような、障がいのあるなしにかかわらず、訪れた子供たちが一緒になって気兼ねなく安心して遊べる、そういったインクルーシブな施設の設置について検討してまいりたいと考えております。

○**国井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ありがとうございます。ぜひチェリーランドアクティビティエリア、これから検討して対応していただきたいなと思います。恐らく本市だけでなく、ほかの地域

からも遊びに来てくれる子供たちも増えてくると思います。屋外で、スペシャルニーズのある子もない子も、大人も子供も、みんなが一緒に交じり合つて遊ぶことができるだけで、子供の成長だけでなく、付き添っている保護者も理解が深まると思います。

人は遊びを通して心が動き、脳にポジティブな感情が生まれます。遊び心で大きな成長と新しい環境に適応できる余裕ができます。そして、そこに住む人の心に余裕ができれば、居心地のよい居場所となります。遊びのある空間とはまさに余裕の感じられる居場所づくりにつながるのです。小さな遊び心が育つように、私たちは行動に移し、取り組んでいかななくてはいけないと思っています。

(3) 注目されるような共生社会の実現について。

第4次障がい者基本計画の8番目、安心・安全です。

昨年の7月、記録的な大雨により、大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生しました。避難所に避難した方も多かったのが事実です。この経験から、災害時の避難などについて一般質問もされ、各方面から見直しがされていることと思います。

配布された寒河江市洪水ハザードマップは、市民が自宅から避難所に避難するときの重要な目安になります。ここに追加してほしい項目があります。避難所が車椅子、多目的トイレ対応であるか分かるような項目、または記号でもよいので追加していただくことは可能でしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、地域防災計画の中で要配慮者の安全確保計画というものをつくっております。それに基づいて、災害時の自力避難などが困難な高齢者の方、障がい者の方、傷病者の方などを対象とした避難行動要支援者名簿、それから個別避難支援プラ

ンというものを作成して、消防、警察、自主防災組織など関係機関に情報提供を行って、要支援者の適切な避難誘導に努めております。先月末現在で677名の方が避難行動要支援者名簿に登録されているところであります。

こういった方々、避難に際して支援が必要な方でありませけれども、あらかじめ避難支援者や避難先、移動手段などを決定しておくということが大変重要になってくるわけでありますので、民生委員・児童委員、それから町会長など関係者の御協力をいただいて、個別避難支援プランの作成や更新、つくっている方もいらっしゃるし、状況に応じてまた内容を変更するということが更新などに努めていきたいと考えているところであります。

また、現在、市で市内の13か所の介護関連施設と福祉指定避難所に係る協定を締結しているところであります。実際避難される時はその福祉避難所などを利用されるというケースも多いかと思いますが、一般の避難所においては、学校や公民館などの公共施設になるわけでありますので、施設によって車椅子の対応などが異なる施設もあるわけでありますので、これから市の自主防災組織連絡協議会などにおいて、避難所情報などを細かくはつきりとお知らせしていく必要があると考えています。

御質問の避難所のバリアフリー化対応の状況について洪水ハザードマップに記載するということはどうかというふうな御質問でありますけれども、現在、防災マップと洪水ハザードマップあるわけでありませけれども、これをやはり統合していくという予定にしておりますから、一つにして分かりやすくするということが予定しておりますから、その際にぜひそういう内容を、情報をきちっと掲載させていただいて、市民の皆さんにお知らせをしていきたいと考えております。

○国井輝明議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 対応していただけるということで、ありがとうございます。バリアフリー対応の避難所がどこにあるのか分かった上で避難できると安心であります。また、今年も災害が起こるのではないかと常に危機感を持っていきたいと思ひます。

最後に、5月1日にオープンした慈恩寺テラスには数回足を運んでおります。とてもすばらしい施設で、一緒に行った友人にも好評でした。無料でシアターを見ることもでき、寺そばなども頂けるので、リピーターになる人も多いのではないかと思ひます。

2回目に伺ったとき、車椅子利用の方と一緒に行ったのですが、数点気づいたことがあります。

駐車場のブルーペイント、正面玄関はバリアフリーで快適に通行できましたが、食事をしようとしてテラス席に移動したところ、扉の幅が狭く、車椅子では通行できませんでした。正面玄関から外に出て、建物の周りを半周してテラス席に移動しました。

また、多目的トイレを利用しようとしたところ、健常者のトイレは押しボタンを押すと自動で扉が開きますが、多目的トイレは手動扉でした。トイレには背もたれもなく、脊髄損傷の方が座ると倒れる可能性があるため注意が必要とのことでした。

このことから推測されるのは、この建物の設計をした人は恐らく健常者で、障がい者の目線がない人だったのではないかと思ひます。

ほんの少しの想像力と思ひやり、空間のゆとりがあると、必ず利用する人に伝わります。その波動はその周りの方々にも広まると思ひます。障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現は、市民にとりましても理想とするものです。

もし家族が事故や病気、今であればウイルス感染になり、体が不自由になってしまっても、次の日から変わらず暮らしていけるのかどうか。健康者も障がい者も同じ空間で、同じ地域で暮らしていけるようになれば、きっと注目される共生社会になるのではないかと思います。一つ一つ小さなことから実行して実現していきましょう。

これにて一般質問を終わります。ありがとうございました。

後藤健一郎議員の質問

- 国井輝明議長 通告番号4番、5番について、6番後藤健一郎議員。
- 後藤健一郎議員 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、今回大きく分けて2つの項目で一般質問をさせていただきますが、どちらも根底にあるのは少子高齢・人口減少社会に対応した持続可能な地域づくりという問題・課題でございます。

まず、通告番号4番、寒河江市におけるデジタルトランスフォーメーション、略称DXの推進について伺います。

総務省が2020年に発表した地方公共団体の総職員数の推移によりますと、自治体職員数は過去25年で約55万人減少。しかし、地域課題の複雑化や災害対応など、その業務の幅は広く、そして増大しております。そのため、少ない職員でも効率的に行政サービスを運営できるよう、行政のデジタル化、ICT化が近年進められてきましたが、昨年新型コロナウイルス感染症の経済対策である特別定額給付金でマイナンバーカードがうまく活用できないなど、まだまだ日本では行政のデジタル化が進んでいないということが浮き彫りになりました。

そこで政府は、複数の省庁に分かれている関

連政策を取りまとめて強力に進める体制としてデジタル庁を創設することを決定。2020年12月25日にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針及び2020年改定版デジタル・ガバメント実行計画を閣議決定いたしました。また、全ての人がデジタル化の恩恵を受けられるよう、行政サービスなどをオンライン上で手続きをしたり、情報を得られるように、デジタルトランスフォーメーション、簡単に訳すとデジタル技術を利用した改革、以下略称のDXと使わせていただきますが、各自治体でこのDXを押し進めるよう自治体DX推進計画も同日策定されました。

当市におきまして今年2月に行われました令和3年度一般会計予算内示会の説明資料に、新しい生活様式に対応し、市民みんなが元気になるまちへという項目がまず最初に掲げられ、その一番最初の項目としてデジタル化の推進が挙げられておりました。あくまでもこの資料上ということ限定させていただきますが、令和3年度一丁目一番地の政策課題としてこのことが示されたことに私は大変驚きました。

実際、今年度の組織体制としてデジタル戦略課が新設され、今年4月からスタートした寒河江市の不行財政改革アクションプランでも、ICTを活用した業務改善という項目には、人工知能(AI)やロボティクス・プロセス・オートメーション、以下RPAと略します、こちらの導入が具体的に明記されており、本市でも制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していこうという佐藤市長の強い意志を感じたところであります。

このDX推進で、市区町村においては、まず自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに業務効率化に取り組んでいくことになるとは思われますが、先ほど述べたデジタル改革基本方針及びデジタル・ガバメント実行計画の趣旨には、「誰一人取り残さない、人に優し

いデジタル化」が掲げられております。ややもするとデジタル化が目的やゴールになってしまいがちですが、そういった技術的な取組ではなく、考え方を大きく変える改革であるということはこの一文は指していると私は解釈しております。大きな改革ですので、司令塔となる市長やデジタル戦略課、庁内のITに詳しい職員だけではなく、市役所全体、そして市民をも含めたみんながDXを推進するということによりどんなことが実現するののかというビジョンが共有されることが大切だと思います。

ここが非常に難しく、なおかつこの耳慣れないDXを推進していく上で最重要項目だと思いますので、まず最初にお伺いしたのですが、当市における、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会とはどのような姿を考えていらっしゃるのか。デジタル戦略課の業務やオンラインでの行政手続など具体的な内容は、この後の月光議員の一般質問にあるようですので、私はこのDXを推進していく上での基本理念的な部分について市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 後藤議員から、デジタルトランスフォーメーションの推進について御質問をいただきましたが、先ほど質問の中でもありましたが、令和3年5月の参議院本会議で、デジタル庁を9月に設置するデジタル庁設置法、さらにデジタル社会形成基本法や、地方公共団体が利用する情報システムの標準化に関する法律など、デジタル関連6法案が可決をされております。

このデジタル社会形成基本法では、今後のデジタル社会の形成について、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正などの基本理念が示されているわけであり

ます。

こうした国からのこう示された基本理念、さ

らにはこの後示されるであろう様々な施策を踏まえて本市の実情、そしてコロナ後の市民生活、経済活動なども考慮いたしますと、ここは思い切ってデジタル化を推進していかなければならないという思いを強くしたところでございます。

そうした観点に立って、令和3年度から本市において市民生活や行政事務のデジタル化を一層推進するため、デジタル戦略課というものを創設いたしまして、デジタル化に本腰を入れていくことにしたところであります。

議員から、目指すデジタル化、デジタル社会のビジョンは何かというお尋ねでありますけれども、我々の今の行政の目的、役割、使命というのは何かということを考えますと、第6次振興計画にも記載しているわけでありまして、大きく3つでありますね。1つは子育て支援も含めた市民福祉の向上、2つには安全・安心なまちづくり、そして3つには地域社会の活性化ということであります。一言で申しますと、幸せを実感できるような社会の実現ということが我々の目的ではないかというふうに思います。

こうした目的に向かってさらに施策を前に進めていくために、このデジタルの技術を利用して利便性を向上させて、市民生活を豊かにするとともに情報格差を是正して、安全・安心な地域社会を創造していく。あわせて、行政事務の効率化を進めて、限られた人材をさらに有効に活用して、市民一人一人の多様なニーズに応じて、市民サービスの向上に向けていくことが最終的な行政目標の実現につながっていくのではないかと思います。そういう意味で、このデジタル技術、デジタル化というのは、行政目的を達成していくための、言ってみればターボエンジンになっていくのではないかと考えているところであります。

行政のみならず、市民の社会生活、経済活動全体としてデジタル化を推進していくことを考えますと、市民の皆さん一人一人の情報

端末の操作に関する技術の習得というものも大変重要になってくると考えております。高齢者の方も含めて、全ての市民の皆さんがデジタル化の恩恵を受けられるような対策を進めていきたいと考えております。

御指摘のとおり、少子高齢化、人口減少が進んでいくと見込まれるわけでありますけれども、行政のみならず市民生活全般においてデジタル化を進めて、新たに生み出される価値の創造につながるよう取組を進めるとともに、多様化する市民ニーズに応じて豊かな市民生活の実現を図ってまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。

そうですね、まず、私の一般質問、これが一番最初の問いではあるんですけれども、この質問もこのデジタル推進の鍵となる部分でありまして、もうここが私の今回の一般質問の全ての一番の中心でございます。

先ほど申しあげましたが、自治体DXとは、単にICT化とかデジタル化によって効率化やコスト削減を目指すだけではなく、業務の在り方そのものの見直しとか組織の変革によって、市民と共に新たな価値を生み出すデジタル技術を利用した改革であります。国がこれを進めておりますし、この誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会というのは国が掲げた方針ではあるんですけれども、非常にこの言葉だけでは抽象的で、ちょっとこれを聞いただけで、あなるほど、こういうことだねというのは、理解するというのはなかなか難しいことだと私は思っております。

このデジタル庁が9月ですかね、創設される前後には、多分、こういったことを目的にしてこのデジタル庁というのができるんですよ、もしくはできたんですよということで、メディアなどでもどんどん露出されて、その意味とか認

知度が上がるのかもしれませんが、ちょっとそれはどうなるか分からないことありますので、まず私たちが寒河江市民にどうこれを落とし込むのか、理解を得られるのかということが非常に鍵になってくるかと思えます。

先ほど市長から御答弁ありましたように、例えば年配の方にもデジタルデバイスをうまく利用していただかなくてはいけないという、なかなかちょっと、何でこれさんなねのやというところがまず皆さんにないと、ううん、難しいからいいはあと、こうなってしまうがちだと思えますので、そういう意味で市民の方にしっかりとこういう目的でこういうメリットがあるので進めていきたいんですよということで理解を得るためには、この情報発信とかが非常に重要になるのではないかと思うのですが、そういったところについてどのようにお考えか伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 確かにこのデジタル化ということについては、特に高齢者の皆さんについては、聞いただけでもなかなか毛嫌いをする、あるいは操作などについてはできないということで、もういいはあというふうに諦めてしまうというケースが多いわけありますので、我々としては、そういった方々にも実際そのデジタル化の推進によって恩恵を被っていくということについて、やっぱりきちっと分かりやすくお伝えをしていくということが必要になってくるのではないかと思います。そういったことについては、市報も含めていろんな機会を通じて、実際取り組みやすいような、取り組んでいただけるような手法あるいは機会なども多く設けていくということがこれから大変大事になってくるのではないかと思います。

携帯電話の通信会社などでもスマホの講習会などを無料でして、多くの高齢者の皆さんがそれに参加していろいろ技術を習得するなどとい

う機会を聞くわけでありまして、我々としてもできればそういういろんな機会を設けさせていただいて、多くの皆さんに理解を深めていけるような対応を考えていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。

そうですね。例えば私、今回この一般質問をするときに、デジタルトランスフォーメーションの推進と聞くと、多分この議場にいらっしゃる方でも、後藤何か随分難しい話したなというふうな、このタイトルだけで多分思われると思うんですが、中身としてはそんなに難しいことではなくて、いわゆるどんどん便利な世の中に対応していけるようにしていこうということなんですけれども、ちょっとこの言葉がどうしても先行すると、なかなかそういうイメージから、固定観念から脱せない状況になってしまうのではないかなと思っております。

よく年配の方、デジタル化って難しいよねなんて話をするんですけれども、例えば、インターネットのほうでの調査を私見たところ、2020年7月に行われた調査では、60歳から79歳、いわゆる60代、70代の方、男女1万人、携帯持っている方は93%、そのうちスマホ持っている方は77%と、もう大分、要はこのデジタルデバイスというものについては、年配の方でもやっぱり持っている。もちろん100%それを操作できるかどうかというのは別ですけども、こういうふうにだんだんもう道具は皆さんに普及していつている状況でありますので、これについて、こうやってうまく使っていきましょうよということを皆さんにしっかりと御説明して、進めていただければなと思っております。

ちょっとDXのほうに話を戻させていただきますが、国ではこのDX推進について重点取組事項を幾つか提示しております。中でも自治体

の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、自治体のAI・RPAの利用推進の4つについては、方針及びKPIも示されております。

押印の廃止ですとか、3月の定例会で鈴木議員が一般質問で取り上げておりましたがマイナンバーカードとか、この業務やデータのデジタル化というのはもう既に始まっているわけですけども、それらのデータを活用して変革していくこのDXの推進というのは、目に見えるまでなかなかその効果に時間がかかる取組であります。すぐに効果は出なくても、長期的な視点を持って推進していかなければなりませんので、このDXを推進していくに当たってのロードマップについて伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** デジタル化の推進に当たっては、やはりスピード感はもちろんでありますけれども、同時にやはり計画性というものも大変重要なことではないかと思っております。ある程度やっぱり長期的な視点に立って物事を進めていくということも必要であります。

御質問にありましたように、現在の市の状況を踏まえて課題、あるいは今後すぐに対応すべきこと、あるいは将来的に対応しなければならないことなどを整理していく。そして、方針を決めていくということが必要だと思っておりますので、デジタル戦略計画というものをこれから市でまとめてまいりたいと考えております。その上で、その計画策定と並行して、利用の多い申請、手続などを中心に電子化を進めていければと思っております。

なお、この計画は4月からつくりましたデジタル戦略課のみでももちろん推進できるわけではありませぬので、計画の推進体制を併せて構築していきたいと考えております。

そういうのを含めて今年度中に計画を策定し

てまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。まずはこのデジタル戦略計画、そしてそれを進める上での推進体制を策定していくということをお伺いしました。

国の方針でもこのいろんな計画書いてありますけれども、2025年度末までにとこのような期限がいろんなところにもう出てきます。これは経済産業省が2018年にまとめましたDXについてのレポートに出てくる2025年の崖という言葉から来ていると思います。

御案内かとは思いますが簡単に説明させていただきますと、2025年の崖、簡単に言えば、複雑化、老朽化、ブラックボックス化した既存システムが残存した場合、日本は2025年以降、最大で年間12兆円の経済損失を生じる可能性があるというものです。なので、要は2025年が来ると経済がこうぐと下がるということで、この2025年の崖という表現を使っているかと思えます。

そのようにもう期限が、後ろがもう決まっていることでもありますし、先ほどおっしゃられたように、今年度にデジタル戦略課新設しましたが、業務量的にももちろんそこでもありませんので、もちろん庁内全体、民間の力も借りなくてはいけないと思いますし、また、そのデジタル化については、各部門の情報を最適な形で、そして個別ではなくて全体最適の視線を持って進めていくためには、縦割りではなく横断的な体制づくりをしていかなければならないと思いますので、その視点を持ってこの推進体制のほうもつくっていただければなと思っています。

私がこのDXを進めていく中で、中心事業であり、なおかつ業務的に一番大変だと思っているのは、自治体の情報システムの標準化・共通化だと思っています。標準仕様が策定済みの

住民基本台帳をはじめ税金や保健関連、健康関連、子供に関するものなど、住民の生活とつながりの強い17業務について、原則2025年度末までの実施が目標として掲げられております。この目標、先ほど触れました2025年の崖に何とか間に合わせようということかと思えます。目標として掲げるだけではなくて、令和2年度第3次補正予算で地方公共団体情報システム機構に基金を設け、移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対して国費10分の10で補助するという支援策も自治体DX推進計画にて示されておりました。

この自治体の情報システムの標準化・共通化はメリットがある一方、先ほど申しあげたスケジュール的なものは非常に過密なところもありますので、私はちょっと、少し不安に思っているところもあります。自治体の情報システムの標準化・共通化に対応することでどんなメリット、そしてそれに対応するまでの課題をどのように認識されているのか、市長にお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自治体の情報システムの標準化・共通化については、議員御指摘のとおり、令和3年5月に成立をした地方公共団体情報システムの標準化に関する法律によって、各自治体が持つ住民基本台帳や税務処理、国民健康保険や各種福祉事務処理など、国が整備する標準システムに令和5年度から令和7年度までに移行するということが求められているところがあります。特にその標準化を求められている事務については法律の規定に基づき処理をしていることから、システムの標準化を図るということは、システム運用の委託先の多様化に加えて、法改正に伴うシステム改修の一元化による経費や労力などの縮減が図られていくということで期待をされているわけであります。

また、他方、市民サイドから見ますと、市役

所に届け出る住民異動等に係る様式が国が示す標準様式に集約されるということが見込まれるわけでありますので、様式が違う、差異などによる混乱の軽減など、利便性が向上していくということも期待されております。

国からは標準化の移行スケジュール案が公開されているわけであります。非常にタイトであるというようなところで、短期間で業務の確認などの作業が見込まれているところであります。また、標準システムに市で行っているサービスや機能がない場合などは、そのサービスをどうしていくかなどを検討していかなければなりません。

そういう課題もあって、職員の負担も増加することが予想されるわけでありますけれども、市の業務を効率的に行うためには必要な工程であると思っておりますので、必要に応じて職員の配置などを行うなどして対応を進めていきたいと考えております。

○国井輝明議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

今、メリットのほう市長から御答弁いただきましたが、特に私は、やっぱり若い世代の方、お引越しなんかをした場合というのが、すごくこのメリットを感じることができるんじゃないかなと思います。こっこの市役所ではこれとこれとこれの手続が必要で、こういう様式書いて、それで引越し先ではこれとこれ、何か様式が違う、書き方が違う、行く窓口が違うとかですね。非常にこの、例えば、要は住所を動かすときなんかは手間がかかるわけですがけれども、これがシステムがどの市に行っても同じということであれば、行くところも同じだし、何ならもうもしかすると窓口を回る必要もなくなるかもしれないというのがこの自治体情報システムの標準化・共通化の一番のメリットであると思っておりますし、その省力化、要は寒河江市でやっていることとお隣の市でやっていること、根幹に

あるシステムが同じなので、こっこの問題については全国どこでも全て対応できると、ここだけの問題にならないというのは非常に大きなメリットだとは思いますが、やはり御答弁にもあったとおり大分スケジュールも過密でありますので、それを進めていく上では職員の方の負担というのも非常に大きいものが、もちろん動いてしまえばこれは省力化になっていくと思うんですが、そこまでは非常に負担が一時的とはいえ高まることになるかと思っております。

例えば、庁内で毎日行われているシステムへのデータ入力とか登録作業とか、あとその確認とか照合作業、もしくはその集計作業などは、RPAで自動化しやすい作業で、もう既に導入している自治体では速くて正確な作業を実現できた上に工数が削減でき、職員の負担軽減や残業抑制に効果があったという事例も聞いております。新聞とかあまり載りたくないわけではあります、ミスが許されない自治体の現場において、サービスの質を下げることなく業務の効率化を実現できるRPAはまさに理想的なツールであると思われまます。

また、よくある問合せや各種証明書発行の申請手続の仕方について対話形式で自動応答する仕組み、いわゆるチャットボットですね、でAIを活用し行政サービスの向上を図っている自治体も出てきており、行政サービスのデジタル化は着々と進んでいると思っております。

先週、6月8日に日本青年会議所主催のデジタル化推進サミットに私オンラインで参加させていただきました。講師の一人にユニカミノル自治体DX推進本部長の別府氏がおり、その話の中で、全国50以上の自治体と連携し、自治体が行っている業務を全て洗い出す全庁業務量調査を行って、業務の見える化を行ったところ、判断を要するような公務員でなければできない仕事、コア業務が35%、マニュアル化、定型化されていて公務員でなくてもできる仕事、

ノンコア業務が65%だった。この65%の部分は市民サービス向上に向けて担い手の変更を検討すべき領域ではないかというようなお話をされておりました。

また、他市ではありますけれども、市役所の電子決済システム導入に深く関わった友人に、電子決済導入が職員の負担軽減に直結したかと聞いたところ、単純に導入しただけではなかなか難しい。自治体に求められることは年々増えているために、業務が効率化されるとその分新しい仕事が入ってくる。そのため、新たなツールを導入しても、仕事が効率化した分だけ新しい仕事を生み出す余地をつくってしまい、逆に仕事を増やすきっかけになる可能性を秘めているとのことでした。これは、昨年開催した地方行政実務学会でも話題になったそうです。

こういったお話を踏まえますと、DX推進についてこれから計画を立てて進めていくということでありましたが、今やっている業務を全てデジタル化するということではなく、新たに導入するシステムに合わせた業務プロセスにする、あるいは業務そのものを見直しすることも検討していく必要があるのではないかと思います。市長の見解を伺います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、これまでも事務処理の効率化を図る目的で多くの情報処理システムを導入してきた経過があります。導入に当たってはできるだけ少ないコストで最大の効果を得るということで、市販されている情報処理システムを最小限の改造にとどめていくということを基本にして導入してきた経過があります。そのために、導入した情報処理システムで提供されていない業務や機能については、その業務の必要性それから重要性を検証しながら、不必要と思われる場合には廃止するなどの見直しも図ってきたわけでありましてけれども、御指摘のように、今後、自治体が新たなシステ

ムを構築、導入する場合、あるいはクラウド上で提供されているサービスを利用していくなどということが大変多くなっていくわけでありまして、こうしたサービスを受けるに合わせて、今までの業務プロセスの見直しというものをさらに今まで以上にそこら辺はきちっと進めていかなければならないのではないかと今思っているところであります。我々はそういう、仕事を軽減化、効率化しても、また新しい仕事が入ってきてさっぱり楽にならないというようなことを感じるような職場環境にはなってほしくないという思いは強く感じておりますので、そういったことでいろんな見直しを進めて快適にというんですかね、仕事のしやすいような職場環境をつくっていきたいと思います。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤議員。

○**後藤健一郎議員** それでは、お昼を挟みましてですけども、ちょっとDXのほうのお話少しまとめさせていただきたいのですが、業務のデジタル化を進めるだけではなくて、その都度都度でその業務のプロセス、あるいはその業務自身を見直していただいて、機械に任せられることは機械に任せる。機械にはできない仕事にぜひ職員の皆様の力を注いでいただければと思います。

これまで進めてきたデジタル化というものと、あと今話になっておりますこのDX、一番の大きな違いは、その目指す姿あるいはその目的を利用者の視点、市民の視点で考えて、これまで行ってきた事務事業のやり方をゼロベースから見直していくということだと思っております。どうしても今をベースにしてしまうと、例えば

窓口にいちゃいちゃした市民をお待たせしないようにするにはどうしたらいいか、同じような書類を何度も書かなくてもいいようにするにはどうしたらいいか。例えば、移住してきた子育て世代の方が、寒河江市にいろんな助成ありますけれども、その助成を受けるときに課が違っていて幾つもの窓口を回らないようにするにはどうしたらいいかというように、窓口に来ることを前提に行政サービスの改善というのを考えてしまいがちなんですが、わざわざ平日のお昼に時間が取れる市民というのはなかなかいちゃいませんし、皆さん大体何とか無理くり仕事などを都合して仕方なしに来ている方が圧倒的に多いと思います。役所だけでも「市民を来させない」。大阪府豊中市は100%オンライン化へ。これは先日たまたま見かけたネットの記事の見出しでありますけれども、こういう分かりやすい表現で市民の皆さんに呼びかけていただくと、これがどんどん浸透しやすいのではないかと考えております。

自治体におけるDX推進では、住民サービスの向上、そして組織経営という2つの視点で取り組んでいかなければいけませんので、地域住民の利便性向上や大幅な生産性の向上につながるまでには少なくとも四、五年、最終的には10年、20年という長期にわたって取り組まなければならない大がかりなプロジェクトであります。

しかしながら、本当の意味で自治体のDXが実現する頃には、少子高齢・人口減少であっても、市長の先ほどの答弁ありましたとおり、幸せを実感できる社会が実現すると思っておりますので、ぜひ強く進めていただければと思います。

続きまして、通告番号5番、審議会等の整理合理化についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により人が集まることが著しく制限されたため、昨年度や今年度は総会などの会議を全く行わない、あるいは最低限度の役員数人だけを集めて短時間で

行い、そのほかは書面での表決あるいは書面での議決に変更したという団体は非常に多いと思います。

これはあくまでも個人的な感想ではありますがけれども、私はこの方法で大きな不具合、不都合は感じられなかったもので、このタイミングで前例踏襲はやめ、人が集まって行わなければならないものは行う、書面で済むものは済むというように整理してもよいのではないかと思った次第であります。

このように会議がなくなったことにより、市民の皆さんからは、これまで当たり前のように行っていた集まり、会議って本当に必要だったのだろうかという声も度々伺っております。市内にはたくさんの集まり、会議体があり、そこらは行政としては何も言えませんが、ではその行政が設置している審議会等の実情はどうなのであろうと私は思います。

さきのDXのほうの質問と重複しますがけれども、これからは行政のスリム化、あるいは行政課題の多様化に対応していかざるを得ませんので、まちづくりにおける市民参画の場面はどんどん増えていかざるを得ません。しかしながら、少子高齢・人口減少で人は減っておりますので、地域を担う人材、一生懸命活動してくれる方などまちづくりに関わる特定の方への負担がだんだん増えているのではないかと私は感じております。このままでは負担に耐えかねた方々がまちづくりから徐々にあるいは突然に手を引き、市民参画の体制が維持できなくなるという負のスパイラルに陥りかねません。

そうならないためにも、特定少数の人に集中している大きな負担を軽減する。あるいは、先ほどの質問でも取り上げましたが、内容を見直してやめるべきものはやめる。コロナ禍によりこれまでの組織体制や会議の在り方が見直されている今、前例踏襲をやめ、審議会などの整理合理化、それによる充て職の削減等について見

直すべき時期ではないかと思えます。

例えば、町会長連合会さん、商工会や商工会青年部さん、青年会議所さん、市PTA連合会さんなど、様々な充て職が集中している方からは、充て職がこんなに多いとは思わなかった、日中の会議が多くて仕事に支障を来すといった声も聞かれます。

そこで、まず伺います。寒河江市において審議会や協議会、協議会というと例えば社会福祉協議会も含まれてしまいますので、そういうところではなく、例えば何々連絡協議会といった、いわゆる審議会と類似するような、集まって会議をする形の形態を取っている協議会などはどれぐらいの数があるのか。もし把握されているようでしたら、その数をまずは教えてください。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の条例や規則などで規定しております審議会、それから委員会、協議会、検討委員会などについては、この4月現在で設置数は65になっております。

分野別に申しあげますと、福祉関係が16組織、これが最も多いわけでありまして。それから、教育分野が12組織、総務企画分野が12組織、それから生涯学習分野が10組織ということで、これを合わせますと大体50組織ぐらいになるんですかね。ということで、全体の8割ぐらいがこの分野であります。

昨年度の開催状況、昨年度はコロナ禍でありましたけれども、約6割に当たる40組織で会議が開催をされております。開催回数で見ますと、1回の開催が19組織、2回開催が9組織、3回以上の開催が12組織という状況になっているようでございます。

○**国井輝明議長** お待ちください。よろしいですか。

後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。今、市長から御答弁いただいて、市のほうで条例等に基づい

て置かれている委員会とか審議会とかという形、会議体での形は65組織あるということでした。私が思っているよりはやっぱり少し多いのかなと思っております。

その様々な、先ほど名前挙げた、具体的に名前挙げてしまいましたけれども、挙げたその団体の方から、その様々な充て職を経験された方からは、会議の看板は違うけれども集まっているメンバーはほとんど同じだったというようなお話もいただいたことがあります。これは縦割り行政の弊害だと思うんですけども、市民の意見を伺いたいとなると、じゃああの団体に依頼しようとなって、あちらの課が管轄する審議会、協議会、委員会なども、こちらの課が管轄する審議会、協議会、委員会なども、結局同じ団体に依頼しているというのも散見されます。

また、当市におけるまちづくりの中心となるのは振興計画でありますけれども、この計画に付随するものなどが同じ時期にどうしても見直しというのが出てきます。

先ほど鈴木議員の一般質問に第4次寒河江市障がい者基本計画についてのお話ありましたが、例えば、私たち議員のほうにも議員懇談会ということで、様々な計画案を御説明いただくんですが、12月21日の議員懇談会、令和2年ですね、そして令和3年の1月21日の議員懇談会、そして同じく令和3年の2月19日の議員懇談会。この3つの議員懇談会の中で、振興計画はもちろんそうなんですが、それ以外にも14ぐらいの計画について私たち御説明いただきました。ということは、この計画の後ろには、全てが全てとは言いませんけれども、やはり審議会とか委員会とかたくさん集まりを得てこの計画案を御提示いただいているものだと思います。なので、特に昨年度は多かったと思うんですけども、この特定の団体に偏る、さらには年とかによって計画の見直しなどの会議も、ある年に、もしくはある時期にすごく偏るという

ことがどうしても出てくるんだと思います。

こういうことが少なくなるように、審議会とか協議会への参加をお願いする場合に、全体で、さっき言ったその縦割り、じゃあうちはここに、うちもやっぱりここにということではなくて、全体を見てどこかでそのコントロールすべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘にありますように、我々としては市民の皆さんの御意見をできるだけ広く公平に反映させていかなければならないという思いもあって、各分野を代表して特定の団体に対する参加要請が集中してしまっているというのが実情ではないかと思えます。特に福祉関係で1つの団体の方から御意見をいただくのと、何とか協議会の会長さんがどうかと、こういうのが普通に考えてしまうという傾向があって、このことについてはかねてより言われてきたことであるわけでありますので、こうした事態を解消して、各組織に重複しておられる委員に大きな負担をかけてお願いをしてきたということがありますので、この負担を少し軽減していくという意味で、全体的に御指摘のような総合調整をしていく必要があると思っております。

その方法としては、1つには、御指摘のようにそれぞれ所管の部署による管理というものを改めて、一元管理に当たる部署を設けて、そこで庁内全体の審議会などの開催予定時期などを把握して、集中的な開催を回避する、平準化を図るなどという進行管理をしていく必要があると思えます。

それからもう一つは、先ほど申しましたけれども、団体から御意見を伺うという場合も、必ず団体の長の方に委員として参加していただくということをどうしても取りがちでありますけれども、直接的な団体の長の参加要請というこ

とではなくて、団体の方から委員を選出してもらうという選出方法に切り替えていく。例えば、会長がもちろん1人、副会長がお二人いるということであれば、3人の方から3つのそんないろんな協議会とか何かに分かれて参加をしていただければ、そういう負担が3分の1になっていくということもありますので、団体の長個人に負担を集中させない方法というものもやっぱり必要なのではないかと思いますので、先ほど申しあげました各審議会等の一元的な管理体制を整える方法と、この長個人に集中させない方法も併せて検討していく必要があると思えますし、また、そのほかにも負担軽減に有効な方策があるとすれば、我々としても積極的に取り入れていけるように検討を進めていきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 非常に前向きな御答弁をいただきました。ぜひ、そうですね、一元で管理、各それぞれではなくてしていただくことと、あとその長だけではなくて偏りをできるだけ平準化していただいて、分散していただいてということがやっぱりどうしても必要になっていくかと思えます。

ただ、そもそもの話にはなってしまうんですけども、この今行っている65ですかね、といういわゆる会議、組織体があるということだったんですが、今の時代に合っているのか、継続してこれからも必要なのか、もしくは類似する組織が庁内にないのかなど、見直しとか整理合理化というのがどうしても私は必要になってきている時期だと思っております。

私は、市民の方から意見をいただく機会を減らしていこうという意図は全くありません。しかしながら、類似する会はやはり統合すべきだと思いますし、時代に合わないもの、役目が終わりつつあるものはやめてもいいのではないかと考えております。そういった委員会、形、審

議会とか、その会議体自体の数の整理合理化ということについて、御検討今までなされてきたのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたけれども、審議会などに参加をされている委員の皆さん方からは、市民目線に立った率直な意見でありますとか、それぞれの専門分野からの貴重な提言などおもらいをして、市民主体のまちづくりを進めるための各種の計画の策定でありますとか、策定された計画の進捗状況などについて多角的な視点から考察をいただいているところでございます。その審議会などの必要性、それから見直しなどについては、我々としては常日頃から業務の中で検討を加えているところでありますし、また、次年度の予算編成過程の中においても、その在り方や整理の必要性などについても逐次議論をしているところでございます。

昨年度については、御指摘のとおり、第6次振興計画の見直しという、大本の計画の審議というのがございましたから、それに関連する各計画の見直しなどもあって、多くの審議会などの開催が予定されていたものもありますし、実際行われたものもあるわけでありまして、やむなく書面での協議に切り替えて実施した審議会なども多々あるわけ이었습니다。

こうしたこの1年間のコロナ禍による制約での経験というものがございましたから、どうしてもそういう中でも対面でというんですかね、実際に参集していただく必要があった会合と、また、ネット回答を含めて書面などによって代替できる会合の区別というのが明確にされてきた面もあるというふうに思っています。

こういうせつかくの機会というんですかね、こういう時代でありますから、これを一つの契機として、現在の審議会などについて設置目的が今の社会情勢に適合しているのかなども含めて、その在り方を再検討、再検証するとともに、

御指摘のような委員構成や開催回数、また、類似する組織との統合や廃止など、全庁的に検討をしていく必要があるという時期なのではないかと思っているところでありまして、さきの質問の答弁も申しあげましたけれども、お答えしましたとおり、参加委員の負担軽減なども併せて、総合的に見直しを検討してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。すみません、常に、もう常日頃検討しているということではありましたが、このコロナ禍というものを経験して、より一層全庁的に検討していただけるということでしたので、ぜひこういったものを進めて、今まちづくりに御協力いただいている方だけに過度に負担がいかないように、全員でやるような体制をぜひつくっていただければと思っております。

この今までお話ししました審議会とか協議会の整理合理化していくと、その副産物的なものと言っているのか分かりませんが、その充て職というのも特定の方に極端に重複すること減っていくかと思っておりますので、その充て職ってじゃあ何でいったら、やっぱりその前に結局会議体があってそこから来るものですので、そういう意味でも会議体のほうの整理合理化を検討していただければ、自然とその充て職自体も極端に重複すること減ると思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回は行政が直轄しているというか、法とか条例に定める審議会、協議会について御質問させていただきましたけれども、先ほど言った65というのは本当にごく一部でありまして、例えば何々会議とか、条例とかに基づかないけれども各庁内の各課関わっている会議体というのはさらに数多くあるものだと思います。結局、やっぱりそれらの会とか会議体も、担い手の高齢化とか後継者不足、あるいは時代にそぐわなく

なって役目が終わりつつあるというものも少なからずあるのではないかと推測しておりますし、私自身も先週とある組織のほうでそのような、この会について今後どうするかという話もまさにされたところであり、経験したところであります。

行政からそういった例えば組織とかの、会議体の整理合理化を直接要請することはなかなか難しいとは思いますが、先ほど述べた市の条例に基づいて行っている審議会とか協議会とかが整理合理化に着手して今取り組んでいますよという、市でもやっているんだから、ああやっぱりもうちょっと私たちがやっている会議体も少し見直していいんじゃないかというような、市全体への波及効果というのが私は出てくるのではないかと考えております。

あと、それによって、会議とはちょっと異なるんですけども、昨年度、今年度で市民の方から言われたのは、来賓ってどういう役目、来賓って本当に必要なのだろうかという御意見も数多くいただきました。それはその式典の参加者として参加されている方も、そして今まで来賓として招かれていた方、その両方からであります。ぜひそういったところも、会議体だけではなく前例踏襲しないで見直していただければと思います。それだけでも、その充て職に就いている方の負担とか拘束時間というのはぐっと減るのではないかと思います。

さきの質問で挙げましたDXの推進も、そしてこの審議会等の整理合理化も、新型コロナウイルス感染症に突きつけられたニューノーマルな社会の構築、そして、みんなが連携して取り組むというSDGsの考え方にも合致していると思いますので、ぜひ進めていただけますようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号6番から8番までについて、5番月光裕晶議員。

○**月光裕晶議員** 月光裕晶です。よろしくお願いいたします。

通告番号6番、今後のコロナウイルスの対応についてお聞きします。

(1) ワクチン接種について。

先ほど渡邊議員の質問で御答弁いただいている部分は割愛させていただきます。

今コロナウイルス関連で一番メディアで見かけるのがワクチン接種についてです。連日、ワクチン接種についてのニュースがメディアをにぎわせております。そんな中、寒河江市でもワクチン接種が始まりましたが、そこまで目立った混乱もなく、とてもうまくワクチン接種を進めてくれているなと思っております。

しかし、やはり先ほど市長よりもありましたように、予約の電話が繋がらなかったなどの相談が多くございました。その中で、5月中旬ぐらいでしょうか、その方は72歳でしたが、集団接種の電話が繋がらず、ワクチン接種の予約はできていない状態で相談にいらっしました。しかし、そのとき同席していた67歳の方は、個別のクリニックでの接種で数軒電話をし、その中で予約が取れておりました。

年配の方から案内發送してくださっているのは、とても考えてくださってありがたいやり方ではありますが、集団接種と個別接種のシステムの違い上仕方ないのかもしれませんが、結果的には年下の人のほうが早く予約し、接種ができてしまっている状況に、その70代の方は少々不安になってしまっていたようです。

やはり高齢者はコロナウイルス感染が命に関わると感じている方が多い傾向にあるようです。そう考えますと、できれば予約や接種が年齢順で行われるようなシステムが必要かと考えますが、今後は何かお考えになっておりますでしょうか。

か。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、月光議員からも御質問の中でもありましたけれども、寒河江市では予約開始の御案内については高年齢順に送付をさせていただいております。年上の方から優先的に申込みできるシステムとなっております。

御案内のとおり、ワクチンの接種というのは個人の任意でありますね。ですから、受けるという選択肢もちろんあるわけですが、受けないという選択肢も存在をしているわけでありませう。だから、100%にはなっていない可能性があるということでもあります。接種したいという方については、今、寒河江市では集団接種と個別接種に大きく2種類で接種をしていただくシステムを設けているわけでありませう。集団接種については、御案内のとおり、市のほうで文化センターに会場を設けて、年齢順に御案内を申しあげて、そして応募をしていただいて日にちを決めて接種をしていただく。こういうことになっているわけですね。また、集団接種を希望しないで個別接種を希望される、これも任意でありますね。個別接種を受けられる医院の医療機関についてもそれぞれ個人の方が選んでいただいて、その医院のほうと連絡を取って日程を決めていただくというシステムになっております。それぞれの個人の医院の先生の御都合などもありますから、必ずしも並行して同じ日に接種が開始される、あるいは実施できるという状況には現実的にはなっておらないわけでありませう。

月光議員が今おっしゃったケースは、集団接種をしていけば年齢の高い方が早くて若い方が遅くなるということではありましたが、若い方が集団接種じゃなくて個別接種を希望されて、その方が特定の医院に連絡をしたら、早い時期に、年上の72歳の方の集団接種の時期よりも早く接種ができるようになったということであり

ませう。それ自体は大変よかったなというふうに思います。ただ、個別医院によっては逆のケースもやっぱりあるというふう到我々も聞いております。個別接種がやっぱり8月ぐらいになりそうだというふうな、先生の事情で、申し込んでも後になりそうだというので、集団接種のほうが早いというようなことで、集団接種を申し込んでおられるという方も聞いております。できれば同じような時期にできればよろしいわけでありませうけれども、現在そういうことで進めているところで、なかなかそこは難しいところでもあります。この辺のところは少し御理解をいただければなと思います。

ただ、どこで接種するかなどということをごだわらなければ、基本的には年上の方から順に接種可能となるというふうに聞いております。ですから、個別接種と集団接種、今並行して実施をしていただいておりますから、最初に集団接種を申し込んでも、個別接種でもう少し早くできるとか、こちらの先生が空いたからということなどで個別接種に切り替えるなどということになると、集団接種のその枠が空いてきますので、集団接種がまた調整で早くできるなどというふうにも、多少前後するというところもあるわけでありませうので、そういったところぜひ再確認をしていただいて接種をしていただければなと思います。

我々としては、できるだけ多くの皆さんに接種をしていただけるように、最善の努力を今後ともしてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 確かに難しい問題だと思っております。このコロナウイルスはウイルスなので状況も刻一刻と変わっておりますし、それに対応するというのは確かに難しいことかと思っております。やはり高齢の方は、先ほども言いましたけれども、命に関わることも確率として少し高いことでもありますので、少しシビアになっ

ている点もありますので、そういったところのケアもどうにかできるかなと思っております。

それに関しまして、次の質問に移らせていただきます。

その先日の高齢の方は、結果的にインターネットに明るい知人にネット予約してもらったのですが、電話で予約できなかった人がスマホなどを扱える人を頼みにインターネットから予約をするというようなことが多々あったようです。そのときに多少ではありますがサイトに入ることができなかつたり、途中で画面が固まったりとか、それで予約が完了したのかどうか分からなかったのので、そのまま電話で問合せしましたところ無事予約ができていたというような、そんな確認をしたようなことがあったようです。

これから先のワクチン接種は、今までよりも若い比較的スマホなどをうまく扱える世代が対象になっていきますので、インターネット予約が主流になってくるかと思えます。ほかの自治体ではサーバーがダウンしてしまったところもあると報道されておりますが、今後、アクセスが集中してしまいネットからの予約が困難になるような事態は起こり得ると私は考えておりますが、当局のほうではこの件に関して対策は何か考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いろいろ、予約が集中するということでサーバーがダウンするなどということをよく報道などでお聞きをしているのでありますけれども、先ほども申しあげましたが、一番最初の段階ですかね、どのくらいの方が集団接種を希望されるかちょっと状況のみ込めないということで、医師会の先生方と相談をして、大体このくらいの方が申し込まれるんでないかということ想定して準備をしておりましてところ、相当の方が、それを超える方が応募をされてなかなかつながらなかったという一番最初

の段階がありましたが、それを踏まえて、そういうことがないようにということで、今進めています。

どういうことを進めているかということ、先ほど申しあげましたが、年齢を小刻みに切って、それで案内を差し上げる。要するに、今、寒河江市民からいうと若い方は300人ですかね、1つの、1歳の年齢で。今小さいお子さんは300人の方生まれませんから、でも中学生とか成人式なんかすると300人とかそのくらい、400人前後ですかね、それで高齢者の方はもっと500人ぐらいですから、大体1歳刻みに御案内を差し上げ、そして続けて次の年齢と行かないで少し置いてすれば、その1歳刻みに受け取った方がすぐ応募しても、大体そのくらいの数、最大来てもこのくらいの数というのが想定できますから、そういうことで対応をしているところでもあります。そういう反省から受付も倍に増やしてということにしておりますから、今ちょっと朝の時間少し混むときはあるようでありますけれども、大体スムーズにいつているのではないかと思います。

そういう反省を踏まえた上で、これからも、若い方がインターネットでの予約が多くなるということも想定して、サーバーダウンがないように対応を進めていきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** そういった見通しを立ててくださっているのであれば、とても安心しました。先ほど渡邊議員もおっしゃっていましたが、これからも変異ウイルスなどで新たなワクチン接種をする機会が訪れるかもしれません。高齢者やスマートフォンなどに抵抗がある情報弱者、それと全く反対の日常生活はある程度スマートフォンなどで解決してしまう世代など、多くの市民ができるだけスムーズに予約し、接種できるような対応をこれからも続けていただければと思います。

次に、保育所等の対応についてお伺いします。

4月の話になりますが、寒河江市ではないある保育所でクラスターが発生しました。その保護者とお話をさせていただく機会があり、そのときの状況を詳しく聞くことができました。

そのときの行政側の対応で、保護者はかなり混乱し、担当する部署への問合せの電話をかなりしたとの声もあったようです。

その中で特に困惑したという状況を幾つか挙げさせていただきますと、まず、保育所の職員に感染者が出たときに、ほかの保育士や園児全体が濃厚接触者とならず、PCR検査を受けなくてもいいという判断になったこと。そして、その後さらなる感染者が出たので念のため検査をしたら、職員の中からほかに5人の陽性者がいた。そのときも園児は濃厚接触者じゃないという判断になり、検査が受けられなかった。有料でも構わないので優先的に検査を受けさせてほしいという相談をしたのだが、そのときのPCR検査は予約制で、それもできなかった。その後、批判が多かったため園児全員に検査を受けさせたら、百数十名中3名の陽性が分かった。そして、園児から陽性者が出てしまったので、代替施設での預かり保育も中止になってしまい、保護者は比較的高齢な祖父母に頼むか、自身が急遽会社を休んで自宅保育という形になってしまったようです。

このように先の状況を想像せず場当たりの対応になってしまったことが不満の原因かと思えます。

集団生活がある中でのクラスターはいつ起きるか分かりませんし、起こり得ることだと思います。しかし、事前にある程度シミュレーションがしてあれば混乱も少なく済みますし、保育士や保護者も安心できるかと思えます。その上で状況を見ながら柔軟な対応をしていくのがベストなのかなと思っております。

そこで、保育所、放課後児童クラブなどでも、

感染者が出たりクラスターが発生した状況を想定した対応などを準備しておくべきかと思えます。もし仮にクラスターが発生した場合にどのような対応を取られるのかをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** こういう集団生活をしている場所でのクラスター発生、大変危険でありますから、我々も注意深くその施設などにもいろんなお願いをしながら、感染者が出ないような取組をしていただきたいということと同時に、万が一感染が確認された場合の対応などについて、県などとも相談をしながら対応しているというのが実情であります。

御質問の保育所、それから放課後児童クラブなどについては、保護者の就労等により保育を必要とする子供が利用する施設でありますので、国の通知によりまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域や緊急事態宣言区域においても原則開所するという施設になっているところあります。こういう施設で感染者あるいは濃厚接触者が確認された場合には、県で作成した新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて、保健所と相談の上、施設の休園等の判断をすることになっております。

濃厚接触者かどうか、濃厚接触者でないかというのは、基本的には保健所のほうで判断をするということになっているわけでありまして。施設を休園するという判断に保健所と相談をして至った場合には、保護者に対して休園中における子供の健康観察をお願いし、感染者の個人情報に十分配慮した上で、現時点での休園予定期間でありますとか、休園中の利用料金の取扱いなどの情報を提供しているところでございます。

また、休園中は原則自宅での保育をお願いすることになるわけでありましてけれども、なかなか自宅では大変だという方については、代替の保育施設についても、これも保健所と相

談の上、検討していくということになっております。

また、御指摘のように、なかなか濃厚接触者だけでなく、にはならないけれども感染拡大のおそれがある場合などについては、必要に応じて、感染者が確認された施設における職員や子供たちを対象としたPCR検査を実施して対応していくということになるだろうと思います。これもケーススタディーというんですかね、なかなか初めてのケースが多々あるわけでありますので、そういった御指摘のようなケースの中において経験として学んで、よりよい方策を検討しているということになるだろうかと思います。

いずれにしても、我々としては、これからも子供の命、安全を最優先にして、関係機関と連携を取りながら対応をしてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** やはり保育所で長く過ごしていると、どうしても保育士さんに感染者が出てしまうと、自分の子供もやはり接触はもちろんしているわけですし、保護者の不安な気持ちはすごく、その方と話しても伝わってまいりました。やはりそのときにすごくその方が一所懸命おっしゃっていたのは、PCR検査をとにかく受けさせてほしかった。その方は結局、市販の検査薬を使ったとは言ってはいたんですが。

今、市長の御答弁で、濃厚接触者に当たらなくてもPCR検査のほう実施するように考えていらっしゃるということで、とてもそれは保護者としても安心できることかと思っておりますので。特にこういったことは保健所の判断というのがすごくまた重要になってきて、市が独自でやれるということもそんなに多くないというのは分かってはいるのですが、どうしてもやはり不満というのが行政のほうに、市のほうに直接保護者から来てしまうということがあると思っておりますので、こういった質問をさせていただき、

確認させていただきました。

今は警戒レベルも下がり、少々ほっとしているところではありますけれども、保育士の方々や保護者は常に不安にかられておりますので、これからもどうか対応のほうよろしくお願いいたします。

次に、通告番号7番、本市のデジタル化について質問させていただきたいと思います。

先ほど後藤議員のほうから質問ありまして、私の質問はそれよりももうちょっと軟らかくといえますか、市民の方に分かりやすくといえますか、御説明いただけるとありがたいなと思うんですが、デジタル戦略課の業務内容についてお聞きしたいと思います。

今年度より新しくデジタル戦略課ができ、さすが寒河江市でございます、いち早いデジタル化に向けた取組で、市民も私もとても期待をしているところでございます。

その中で、市民の皆様にも、デジタル戦略課はどういうことをする部署なのかとよく質問されます。そんなときは、取りあえずホームページを見てくださいとは言うんですが、なかなかぴんとこない感じであるようですので、ぜひデジタル戦略課の業務内容や、今後市民に与える影響など分かりやすく市民目線の言葉で御説明いただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** デジタル戦略課の業務内容についての御質問であります。先ほど後藤議員の御質問でもお答えしたわけでありまして、さらにそれ以上に分かりやすくということ、なかなか難しい御質問であります。少子高齢化・人口減少の時代にさらに進んでいくという中であって、我々は行政それから市民生活全体にこのデジタルの技術をさらに導入を進めていく。そして、市民一人一人の多様なニーズにお応えをしていく。そして、市民サービスをさ

らに向上させていくということに取り組んでいくということを目的として、今年度から新たに設置した課と、組織というふうになります。これ以上はなかなか難しいかもしれませんが。

業務内容といたしましては、事務分掌というか、この課はこういうふうな仕事をするという分掌が、事務の中身を端的に表現した分掌があるわけですが、行政及び地域の情報化に関することというふうにしております。新たな組織でありますので、新たに取り組む部分というのももちろんあるわけでありまして、既に今までも、御案内のとおり、寒河江市でもデジタルというんですかね、情報化の取組はしてきた部分がありますので、そういった部分もこのデジタル戦略課の中でもさらに事務として取り組んでいくということになっております。

中身とすれば、デジタル戦略に関すること、それから地域情報化の推進に関すること、電子自治体の推進に関すること、それから放送及び通信に関することというふうになっています。

今申しあげましたけれども、寒河江市でもこれまでも行政事務の効率化、迅速化、正確性の向上を図るために、コンピューターシステムというのは当然導入をしてきました。しかしながら、どちらかという内部事務処理の電子化というんですかね、市役所の中の仕事の電子化が中心でありました。極端な言い方をすると、市民の方が様々な申請を行うためにはやっぱり市役所に足を運んでいただいて、そのために時間を取っていただいているというのが現状でありました。そういうことで御足労をお願いしてきたわけでありまして。

御指摘のとおり、多くの方が今現在はスマートフォンなどの情報端末をお持ちになっているわけでありまして、この情報機器などを十分活用して、行政事務などの効率化を進めて、そして身近な市民生活の中にも取り入れて、市役所の中だけでなく市全体のデジタル化を推進

していかなければならないと考えております。

やみくもに一つ一つ目先の事業だけ進めていくということだけでなく、やはり計画的にデジタル化を推進していく必要がありますので、まずデジタル戦略計画というものを作成していくことにしています。そして市民サービスをどういうふうに向していかということをお願いすると、端的に言うと、市民生活や行政の申請、いろんな申請手続などの書類のデジタル化、電子化を図って、情報端末などを用いて効率的に処理できるように、いわゆるスマート化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、先ほど、今までやってきた仕事の中にはあるんだということを申しあげましたが、課の業務としては、西部地区の光通信サービスの提供を図るため平成22年度に市が敷設した光ケーブルの維持管理業務でありますとか、地上デジタル放送の難視聴対策などの業務についても継続して行っていくことにしております。

今後、デジタル戦略課を中心にして市全体のデジタル化の推進を図る。それから、デジタル技術の浸透によって、自宅にいながらにしていっても、市役所の手続はもとより様々な手続が行えるようにしていく。生活様式を大きく変えていく。そういう大変な影響力を及ぼしていくのではないかと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** すみません、なかなか無理難題な、もっと分かりやすくということで、申し訳ございませんでした。

そうですね、やっぱり私のほうに相談に来られる方というのは結構高齢の方が多いので、なかなかその方が分かるように言葉を変換して言うのってすごく大変なことで、もっと私のほうでもかみ砕いて、例えば、これから要するに便利になるんだよとか、そういったもので対応させていただきたいなと思います。

やはり市民に直接影響があることですので、それだけ注目も集まっているのかなと思っております。

次の（２）行政手続のオンライン化についてですが、今、市長のほうからいろいろ御答弁いただいている中である程度お答えいただいているようですので、こちらも割愛させていただきます。

やはり家で行政手続ができるというのはすごくありがたいことですし、やっぱり若い人になると職場でそのままできたりなんていうのはすごく理想のことです。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、通告番号８番、災害時の保険についてお聞きします。

災害時の防災・減災に対する費用の保険加入について。

昨年７月、ここ寒河江市では今までにない雨に見舞われ、各地に様々な被害をもたらし、多くの市民が避難を余儀なくされました。その１年前の令和元年も台風の影響で大雨となり、土砂崩れの危険性から数名の方が避難しておられました。

そう考えますと、近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり堤防が決壊して、甚大な被害が発生する事例も増えているような気がします。もしかしたら今年も同じことが起こるのではないだろうかと思っている人も多いようです。

そんな災害時の人的被害を最小限に抑えるには、早めの避難が必要です。水害の多い熊本県では、深夜に大雨が予想されている場合は明るいうちに避難を行う予防的避難を推進しているようです。これは、気象台の情報を基に、夜間に大雨等が予想される場合、市町村が住民に対して夕方明るいうちに早めに自主避難することを呼びかけるものです。とてもいい取組だと思います。しかし、この予防的避難は緊急性がな

いので、多くの市民が早めの避難を心がけるかは難しいところでしょう。より多くの市民に避難してもらうには、緊急性のある避難指示や避難勧告等を行政側がいかに適切なタイミングで発令できるかが重要になってくるのではないのでしょうか。

そして、避難者がいるとなれば、当然それを受け入れる避難所の開設が必要になってまいります。予防的避難は防災に効果はありますが、災害救助法が適用されなければ避難所開設などの費用はその自治体の負担になりますし、避難指示を早く発令するのは簡単ですが、結果的に被害が出ていないことが多くなれば、無駄に避難させ、無駄な避難所を開設したとの不満が出てくるかもしれません。しかし、私はそういったことで避難が遅れてしまい被害が拡大するようなことがあってはならないと思っております。

さきの７月豪雨の際にも、防災危機管理課の皆様をはじめ市の職員の方々は、市民のことを考え、いろいろな犠牲を払いながら頑張ってくださいていますし、市民の皆様には早めの避難を心がけていただき、自分と大切な家族を守っていただきたい。ここに住んでいる全員が一丸となって対応していかなければならないと思っております。

そこで、災害の被害拡大防止や減災のため、行政側が費用の問題を気にせず早め早めの避難指示、避難勧告の発令などが行えるよう、そういった場合に負担する避難所の開設費用、配布する食料、飲料水などの費用を保険金で賄えるシステムがあるようですが、こういったことを災害対策として導入することなどは検討しておりますでしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 月光議員御指摘の自治体を対象にした災害時の保険については、全国市長会及び全国町村会が団体契約者となっている防災・減災費用保険制度のことなのかというふうに思

います。

これは平成29年度に創設をされている制度であります。これは災害救助法の適用外の災害を補償対象としておりまして、自治体の人口規模によって加入可能なプランが設定をされているところであります。自治体が支出する保険料については、住民基本台帳に基づく人口にプランごとに定められた金額を乗じたものに、保険会社から支払われる年間補償限度額に応じた分担金を加算した金額になっているところであります。保険の期間は1年間で、支払いの対象となる経費については、避難所の設置、それから炊き出しによる食料供給費用、それから学用品の給付、消防団の出動手当、職員の時間外手当などとなっております。また、保険金の支払い規定について申しあげますと、対象経費に対する支払い割合がこれも警戒レベルごとに定められておりますし、また、1回の災害における支払い限度額もプランごとに定められているのであります。

これは平成29年に創設をされておりますから、寒河江市でもこの保険制度については承知をしておりますし、その加入等について予算編成時などに検討しているわけでありまして、保険料と補償内容などを比較検討、考慮いたしますと、なかなか今の時点で加入は難しいのかなということ、加入を見合わせている状況でございます。現時点において、県内では2つの自治体がこの制度に加入しているとお聞きをいたしております。

寒河江市としては、財政調整基金の積立てなどにより財源を確保して、災害の発生が予測される場合には早めの避難指示を出すということにしております。空振りでもいいから早く避難指示を出すべきだという声が多いというふうに我々も理解しておりますので、引き続き市民の生命、財産を守るための取組を進めてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** やはり掛金の問題とかもあります。それは私たち個人個人の保険でも同じでございますので、もし後々そういった整合性が取れるような事態になりましたら、またお考えいただきたいと思っております。

しかし、この頃気候に関して、全く雪が降らなかつたり、大雨による浸水があつたり、早い時期から真夏日を記録したりと、年間を通して昔と変わってしまったなど感じるようになってきたような気がします。これが何の影響かは断言はできませんが、確実に変化はしてきております。もしかすると想定外の災害も起こるかもしれません。しかし、どんな災害であろうが人命第一は変わりません。予知できないことではありますが、いろんな状況を想定して、一人でも多くの命が守られるよう、これからも対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問は以上でございます。

散 会 午後2時04分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年6月17日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略課長	大沼利子	財政課長
東海林恒	防災危機管理課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
鈴木隆	健康福祉課長	佐藤肇	学校教育課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第3号 第2回定例会
 令和3年6月17日(木) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

なお、本日午前10時に訓練のための緊急地震速報が全国一斉に放送されます。その際、一般質問の途中ではありますが、暫時の間休憩とさせていただきますので、御了承ください。

○**國井輝明議長** おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○**國井輝明議長** 日程第1、引き続き一般質問を行います。
 通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和3年6月17日(木)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	住みよいまちづくりについて	(1) 移住定住の促進について (2) 5Gの推進について (3) 高松駅周辺の民間開発について	9番 佐藤耕治	市長
10	農業の凍霜害について	(1) 農業の凍霜害の被害状況と被害額について (2) 紅秀峰の霜害状況と産出額について (3) 来年度に向けての凍霜害対策について		市長
11	持続可能な農業経営のために	(1) 収入保険の加入促進について (2) 収入保険の支援について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	ジェンダー平等について	(1) ジェンダー平等の考え方について (2) 寒河江市の取り組みについて (3) 学校教育のジェンダー平等について	2番 太田陽子	市長 教育長
13	生理の貧困について	(1) 備蓄品の中への生理用品の配備について (2) 生活困窮者への生理用品の配布について (3) 小中学校のトイレへの生理用品の配置について		市長 教育長
14	内川雨水対策について	(1) 内川対策協議会の会議において、冠水被害対策についてどのような提案がなされたのか伺う。 (2) 今後のスケジュールについて (3) 内川排水機の整備について市長の見解を伺う。	11番 阿部清	市長
15	沼川排水機場整備について	(1) 近年、地球温暖化の影響による災害の激甚化が進んでいる。災害時の沼川の重要性について伺う。 (2) 寒河江市の水害防止対策としての災害時の沼川排水機場の役割について伺う。 (3) 沼川排水機場は、45年間本市の水害を守ってきた。そろそろ更新時期と思うが市長の見解を伺う。		市長
16	日田地区雨水排水工事について	日田地区雨水対策として、地区内の雨水を三度川から沼川に流す計画が進んでいる。しかし、沼川と三度川の堤防に高低差があるため、工事が始まる前に三度川の堤防かさ上げをお願いしたいが市長の見解を伺う。		市長
17	教育問題	(1) コミュニティ・スクールについて (2) 教員の交通立哨と学校保健安全法の関わりについて (3) 学校運営協議会の人員構成について	13番 荒木春吉	教育長

佐藤耕治議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号9番から11番までについて、9番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** おはようございます。寒政・公明クラブの佐藤耕治です。一般質問2日目、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種も順調に経過しており、6月12日に感染注意警戒レベルが4から3に引き下げられ、ほっとしているところです。気を緩めることなく、日常生活を送らなければならないと思っていますところでは。

早速一般質問をさせていただきます。

通告番号9番、住みよいまちづくりについて。

(1) 移住定住の促進について。

新型コロナウイルスが世界中で蔓延しておりますが、現在ワクチン接種が進み、今後の経済社会や生活ライフスタイルが大きく変わろうとしております。東京都の人口は、転入から転出が増加している状況になっており、地方への移住定住が進んでおります。全国各地においてもチャンスと捉えている多くの自治体が推測されます。

私は、コロナ禍において、ピンチを大きなチャンスと捉え、その時を逃がすことのないようにと考え、移住定住の促進についての市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

佐藤議員から、住みよいまちづくりについてということで、移住定住の促進について御質問をいただきましたが、都道府県別の人口構造の変化を見ますと、これまでは長年にわたって、地方から首都圏などへの転出超過が進んで、人口の一極集中の是正が図られない状態が続いていたわけでありまして、コロナ禍に伴う社会動向の変化が大きな転換点となって、首都圏などから地方への新たな人の流れが見られ

ていると言われているわけでありまして。

そうした中で、寒河江市の人口動態、平成29年度以降、転入者が転出者を上回る状況が見られております。令和2年も42人の転入者増の社会動態の改善が見られているわけでありまして。これは子育て住宅建設促進事業補助やUターン者などを対象にした奨学金の返還支援、それからアパートの家賃助成などの移住定住支援を実施してきた成果であろうと考えております。

こうした動きを新第6次振興計画の期間中においてもさらに加速していく必要がありますので、1つには、テレワークなどを活用し、地方での生活を望む移住者を柔軟に受け入れる体制整備を図ることが急務であると考えており、新たな施策としてテレワークに必要なパソコンやその周辺機器及び通信環境を整備するための費用を助成していくことにしております。

加えて、国の地方創生テレワーク交付金を活用して、来年度の開設を目指して、テレワーク拠点施設の整備に向けた検討を進めているところでございます。

また、新たに首都圏などからの移住者に対しまして、自動車運転免許証の取得費用でありますとか、雪道運転講習の費用を助成するなどして、寒河江市に移住後も快適に生活できるよう支援していくことにしているところであります。

さらに、市内の空き家、結構多くなっておりますので、空き家などを活用して、ワーケーション施設を整備して、働きながら休暇を楽しむ過ごし方を体験していただいて、納得して本市に移住してもらう取組も新たに進めていくことにしているところであります。

今後におきましても、コロナ禍によって社会経済への影響が長期化しているわけでありまして、首都圏などから移住、移転する個人、あるいは企業の働き方の変化に対応した支援というものを、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

令和2年度は42名の転入増ということで、大変私もうれしい限りであります。なお、テレワーク、空き家等につきましても、これから活用されるべきものだなと私も思っているところです。その中でも、今後時代の変化は目まぐるしいスピードで進むと言われております。必要な情報、ニーズ対応が重要と、私は次の質問をさせていただきます。

(2) 5Gの推進について。

5G対応のスマートフォンの普及が進められております。第5世代移动通信システムは、スマートフォンの爆発的な普及を後押しした4Gに対し、5Gはより多様なデバイスとアプリケーションをつなげる通信機器と言われております。5Gの実効速度は4Gの約100倍で、1平方メートル当たり100万倍という大量の端末と接続できる多数同時接続と従来の約10分の1となる1ミリ秒、超低遅延という3つの特徴を併せている、インターネットにつながるIoTの基盤となると言われております。

5Gは4G利用を前提とする従来の端末では利用できず、対応する専用端末を購入しなければなりません。大規模なイベント開催、大勢の人が同じ場所でスマートフォンでのインターネット活用を使い、4K動画をストリーミング視聴しても問題がない状況がつかれる。医療現場ではロボットアームを操作して行う遠隔手術ができる。工場内の機器や生産ラインネットワークにより接続することで生産性の向上が図られる。農業や建設業では既に建機の遠隔操作に成功した事例もあり、今後働き方改革が変わる可能性がある。走行中車1台、1台が備える車載センサーとデータのやり取りや高精細な映像、地図情報の送受信では超高速と多数接続という機能も必須とされます。

5Gがもたらすビジネスへの影響、新たな事

業形態や様々な分野に導入され、新たな産業が誕生するとも言われております。自動運転技術では、完全自動運転が実現まで2030年に、遠隔医療では、遠隔地に移住している方でも都市部の大学病院に在籍する医師から診察が受けられます。より進化したエンターテインメントが期待されている。5Gは今後、本市のまちづくりや産業振興に重要と私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 5Gについては、御承知のとおり、昨年3月末から順次通信事業者がサービスを開始している第5世代の通信方式であります。議員のおっしゃるとおり、様々な分野に効果的に活用できることが期待されているわけであり、今後移住定住を促進していく上でも欠かすことができないインフラの1つになると認識しております。

寒河江市での5Gのサービス提供状況について、各通信事業者のホームページなどで確認したところでは、1事業者において柴橋地区の一部が対象地域となっておりますけれども、本市の中心部を含む大部分の地域でのサービスはまだ提供されておらず、また提供の時期も未定となっているようであります。

5Gの寒河江市内での普及については、通信事業者の判断によるということが大きいわけであり、重要インフラの1つとの認識の下に、国においても早期の整備を推進するということになっておりますから、国や通信事業者の動向をぜひ我々としても注視していかなければならないと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 柴橋地区で入っているというものもありますけれども、工業団地協議会等も様々なテレワーク環境を含め、様々な企業展開が行われていることもお聞きいたしますので、

ぜひ後れを取らないようにしていただきたいと思っていますところでもあります。

次に、(3) 高松駅周辺の民間開発について。

平成27年より10年間、本市の都市計画マスタープランの土地利用として高松駅周辺に住宅地の民間開発と位置づけられております。計画開始より5年以上が経過しており、住民の皆さんから開発を待ち望んでいることを耳にしております。現在の高松駅周辺の民間住宅関係の進捗状況をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、平成29年3月に見直しをいたしました寒河江市都市計画マスタープランにおける土地利用構想では、高松地区、西根地区、みずき団地南地区、南部地区、陵南地区の5つの地区を民間開発の住宅地として、新たな開発の誘導を図ることを目指しているわけであります。

高松地区につきましては、住民の皆さんの要望が強く、対象区域は羽前高松駅の南側で、寒河江中央工業団地就業者の住居や西部地区の人口減少への対策として策定しているわけであります。

進捗状況ということでお尋ねがりましたが、民間開発の住宅地を整備するに当たって、地域の状況や開発に関する課題などを明確にして、今後にかかしていくことを目的に、昨年度、住宅団地整備可能性調査を高松地区と南部地区について実施しているところであります。

この調査では、周辺環境、区域の形状、利便性などの検討により開発調査区域を選定し、その区域における開発条件の整理を行っているところであります。これは自然条件や法規制、また土地利用の状況、周辺施設の現状などを確認、整理し、開発を進める上での課題を明らかにすることによって、住宅団地の開発方針などを方向づけるものとなっているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 可能性調査ということで、これからが期待されるわけでありませけれども、高松駅周辺の民間住宅開発を今後どのように推進し、実現していくのかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 高松地区において、民間による住宅地の開発を進めていくためには、魅力的な地域環境の整備が大変重要だと考えております。

先ほど申しあげた住宅団地整備可能性調査の報告では、地元からの宅地開発要望はあるものの、販売実績が少ない地域であり、購買需要が不透明な状況となっており、事業収支や完売までの期間を考慮すると、民間開発で行うことは難しいことが想定されるという調査結果でございました。

また、地盤状況の把握や雨水排水処理方法の検討、また市道路線の拡幅やライフラインの整備などが必要であり、課題解決のためには市の支援が不可欠であるとされています。

市としては、調査結果を踏まえて民間開発が参入できるように、課題解決の方策などに対応し、開発環境整備のバックアップを進めてまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 西寒河江、寒河江、南寒河江の環境整備等を見ますと、やはりライフラインというものが移住定住のときには重要になってくると思われま。1つの商店、1つの建物、公共施設だけでも大変なのに、様々な全てのライフラインとなってくると、なかなか時間も要することもあるでしょうけれども、これはあくまでも私の推測ですけれども、左沢線が延長していくとか、そういうものがない限り、今の西村山郡の1市4町を見ますと、西川町、朝日町では高校生等が山形市内に下宿しているというお話も聞きます。できれば近くから通学させてあげたいのだという親御さんのお話なども聞きますので、ぜひ前向きに検討していただき、少し

でもライフラインの整備をしながら、住宅実現に向けて検討していただきたいと思っていますところでもあります。

次に、通告番号10、農業の凍霜害について。

(1) 農業の凍霜害の被害状況と被害額についての質問につきましては、初日の渡邊議員の質問で答弁をいただいておりますので、次の質問に入らせていただきます。

(2) 紅秀峰の凍霜害状況と産出額について。

さくらんぼをはじめとした凍霜害の被害状況については、既に初日の一般質問で答弁していただいているところですが、紅秀峰についてはより被害が深刻であるということでした。

本市の紅秀峰については、これまでの苗木導入や雨避け施設整備に対し手厚く補助を行うなど、面積拡大を図り、ブランド化に取り組んでおり、様々な影響が懸念されます。紅秀峰のより詳細な被害状況とその影響についてお尋ねいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 紅秀峰の霜害状況と被害額などについてお答えしたいと思います。

3月以降、平年に比べ気温の高い日が続いたことで、今年度の紅秀峰の開花始期は平年より1週間早い4月13日ということになりました。開花前の雌しべが最も霜の被害を受けやすい時期は、雌蕊長が開花直前の5ミリから8ミリであるとされているようですが、今回降霜が発生した4月10日頃の紅秀峰の雌蕊長は6.6ミリということで、最も低温の影響を受ける時期に降霜が重なったということになるわけであります。

市内14園地における被害調査によると、全体の枯死率の平均は53%で、最も被害の大きい園地では地上から1.5メートルの高さにおける雌しべの枯死率は93%でございました。生育に合わせて、摘芽作業を終えている園地が多かったために、被害はより深刻なものになっていたと

いうことであります。

御案内のとおり、紅秀峰は着果過多になりやすいわけで、一短果枝当たり2果から3果を目安に摘果作業を農家の方は行っているわけでありまして、今年度のJAによる作柄調査の内容を見ますと、市全体では0.95果、最も少ない寒河江地区の0.25果をはじめ、9地区中、紅秀峰の栽培面積が大きい三泉地区を含めて、6地区が1果を下回る状況になっているということでございます。

寒河江市のさくらんぼ全体の農業産出額というのは、平成30年度で53億4,000万円とされているわけでありまして、当然今年はその農業産出額減少は避けられないと考えておりますけれども、それ以上に生産量の減少による農業経営の圧迫でありますとか、さらには農家の皆さんの生産意欲減退が心配される所でありまして。

また、紅秀峰については、寒河江市は紅秀峰の里として、その栽培面積拡大とブランド確立に向けて、皆さん一生懸命努力してきたところであって、その知名度は年々向上してきているわけでありまして。

さくらんぼといえば、初夏を感じる事ができる貴重な果物でありまして、毎年購入いただくリピーターの存在というものが大変大きいわけでありまして。今年は、通信販売などでは既に注文受付中止を実施しているところもあると聞いているわけでありまして、毎年紅秀峰を指名していただいている方が多いわけでありましてけれども、そういった方が購入できない、あるいは新たにじゃあ紅秀峰というのはどういうものか買ってみようという興味を持っていただいている方にも、手元に届かないということが懸念されると思っております。

また、紅秀峰の海外展開なども今年は年度初めに4か国に向けて、昨年度の倍の1.8トン程度のオファーというか、注文がございましたが、実際今年度は輸出に向けては200キロほどしか確

保できないという状況になっております。

それから、今年度から首都圏などで販売を開始しようということで、さがえルビー紅秀峰というネーミングで売り出そうとしているわけにありますけれども、数量の確保が見通せないということでもあります。今年は紅秀峰ができてちょうど30年という節目の年でもありますけれども、大変そういう意味では厳しい節目の年になってしまったということでもあります。生産者の皆さんだけではなくて、関係者の皆さんの多くに影響が出てきているのではないかと考えているところであります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時57分

再 開 午前10時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。質問するときも、私も寒河江市内の園地、紅秀峰園地、約50か所ほど回っております。本当に答弁してくださる方についても、私はつらい答弁だなと思います。これだけたくさん栽培者も増え、面積も多い人ですと80アールほど持っている方もいらっしゃると思います。本当に市長も県と一緒に園地を見てくださったということもありますけれども、手前みそで申し訳ありませんが、うちでも65アールほど紅秀峰作っていますけれども、もうメニュー、カタログから抜いています。

私だけの問題ではなくて、寒河江市で力を入れる紅秀峰、本当にPRしていればこそ、たくさんの方が知っていれば、それを買って求めるというものが、必然的に注文来るのが当たり前、本当においしいなど、食感もいいなど言ってくれる方が、本当にここ30年の実績だなと私は心から思っているところです。これを確実につや姫と紅秀峰の里という名の下に、産地形成がなされることを強く思っているところであります。

す。

そのためにも、様々な栽培管理の研修会等を、苗木を買った方は率先して講習会に行きましようねという声かけもこれまでもやってきておりました。これまで紅秀峰を作って、これだけの被害ということは、私の農業会の中でも一度もありませんでした。本当に涙が出るんだったら、さくらんぼにつけてあげたいという気持ちでいっぱいです。

しかしながら、つや姫と紅秀峰は今後間違いなく寒河江市のブランドとして進んでいかなくてはなりません。その対策をこれから考えなくてはならないと思っているので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

(3) 来年度に向けての凍霜害対策について。来年度に向けて、凍霜対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員も御案内かと思いますが、これまでも被害の大小はあるものの、地形などの条件によって、毎年のように霜の被害が発生する園地もあるとお聞きしております。生産者の皆さんはその対策に大変頭を悩ませてきたのではないかと考えています。

一方で、近年見られる異常気象による暴風や大雨など、人の力では対応が及ばない気象災害に比べて、降霜の被害というのは、霜が降りるということは、事前の準備と対策によって、全てとはもちろんいきませんが、ある程度の被害を軽減することができると思えるわけです。

そういった意味で、先般、県からは凍霜害・ひょう害等緊急対策パッケージというのが発表されましたけれども、その中で対応マニュアルの作成や生産者への情報提供体制の検証、整備といった技術的な指導と併せて、防霜対策設備などの整備支援というものが示されているところであります。今後に向けて生産者の皆さんに

これらの対策というものをぜひ活用していただき、被害を抑える取組というものを将来にわたって整えていくということにさせていただければと思っているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** これまで霜注意報が発令されると、防霜対策として燃焼資材等を活用されておりましたが、準備に要する時間は深夜から明け方までとなり、労力的に大変負担が大きく、今年のように連日の強い防霜対策では、人的労力にも限界があります。そこで、防霜対策に成果を得られている2つの方法を御紹介したいと思います。

1つ目として、霜害用暖房機による温風ダクトを園地全体に張り巡らせ、園地内の気温低下を防ぐ方法と、もう一つは、用水路や貯水池、地下水を利用してのポンプアップにより、樹上部から連続散水することにより花芽が凍結し、氷点下温度を一定に保つ散水氷結法があります。どちらも効果が得られており、結実確保につながっております。このことについて市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、佐藤議員から2つの方法、暖房器具を用いる方法、それから散水氷結法の御紹介をいただきましたが、従来用いられてきた燃焼法という、煙が少なく長時間安定した熱量確保可能な燃焼資材を用いる方法でありますとか、また防霜ファンの使用や凍霜害対策用の散布剤を用いる方法など、いろんな対策があるし、用いられてきたと聞いているところであります。

その中でも、今御紹介のありました散水氷結法については、このたびの凍霜発生時にも高い効果が確認されているところであって、県の発表したパッケージにおいても導入支援を行っていくことが示されているわけであります。

我々も、寒河江市内でも農家の方で実際活用しておられる方もいらっしゃるわけですので、そういったことについては市としても県と連携しながら対応していきたいと思っているところでありますが、いずれの防霜対策についても、課題がないわけではないと聞いております。電気でありますとか、水源の確保もありますし、もちろん導入する際の費用でありますとか、ランニングコストといった経費の面でありますとか、労力の面、それからどのぐらいの霜であれば効果があるかなどという対応可能な霜の強さなど、それぞれ対策方法の実施については、一長一短もあると聞いておりますので、農家の皆さん、栽培面積も違いますし、また園地の場所によっては、霜の被害の発生頻度なども違うでありましょう。それから、今既にある施設のインフラなども含めて、費用対効果などもいろいろ検討していかなければならない課題は多々あると思いますので、農家の皆さんがそれぞれそれに適した対策というものを検討いただいて、実施していただくということが一番肝要なのかなと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 本当にこの対策の方法は、今回私いろんなものを取り上げなかったのは、これまでほとんどのものやってきた経過があって、それをわざわざ議場で申しあげるのもいかなものかと思って、大昔ですとタイヤを燃やすこともできました。エンジンオイルの廃油を燃やすこともできました。今では、そういうものを行うことが法律で罰せられますので、そういうことはもう全くできない。それで、薬剤等もあります。

しかしながら、今回2つ私挙げさせてもらったのは、市長が今お話しなされたように、平場地区から山間部まで、それで河川もありますけれども、実際水は有料でありますので、あくまでも農業用は土地改良区の許可を得ないと使わ

れません。当然霜の降りる時期は3月下旬から4月、そのときに水を流すことは、10年間土地改良区が国に申請をする面積、そして使用する時期等も明記した上で、10年間保持されているということもあって、途中で変更することはほぼ無理であるということもお話を聞いています。ですから、1つの散水氷結法だけでは、地下水を掘るに、山間部で掘れば100メートルも掘らなくてはならなくなる。そういう問題もあることから、2つの方法を私なりに、それが適切ではないかと思っているところでございました。

本当にこれまでブランド確立のため、栽培面積の拡大により、生産量の拡大が見込まれる時期となっております。大玉生産を目指し、摘蕾講習会も定着しつつ、栽培マニュアルも確立しております。しかし、摘蕾をすれば、残された花芽は凍害を受けやすく、リスクも大きくなります。来年度に強い霜が降りないという保証はどこにもありません。霜害による生産減少と本市のさくらんぼ力強化が衰退するおそれがあり、霜害対策に支援措置をすることで安定生産につながると私は考えておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 改めて申しあげるまでもありませんけれども、さくらんぼの作柄の出来不出来というのは、農家の皆さんの収入に直結するだけではなくて、本市の初夏のシンボルとして観光業、それから飲食業など多くの産業に多大な影響を及ぼすものだと思っているところであります。

防霜対策、それからその前のポリネーションなどといったさくらんぼの結実安定対策というのは、本来天候の影響を受ける農作物の生産の中でも、作柄の安定を図るという意味で大変重要な取組になっているわけでありまして。そういう意味では、多くの生産者に取り組んでいただいているし、いただく必要もあると思っている

ところであります。

しかしながら、防霜対策については、ポリネーションに比べ、どちらかというと、先ほども申しあげましたが、生産者ごと、生産者の皆さんのそれぞれの経営方針でありますとか、栽培の環境、それから園地によって、おっしゃるように可能な対策というのが違うわけでありまして、市内に点在する1,000以上の園地、生産者の皆さんにとって、それぞれどういった対策が適しているのかということ、農家の皆さん、判断をいただくということになるかと思っています。必要な対策に対する行政的な支援などについても、県からもパッケージが発表されておりますし、その中でも市の負担割合なども示されているわけでありまして、我々としても必要に応じて、それ以外の部分などについても支援というものを、状況に応じてしていかなければならないと考えているところであります。

何度も繰り返しになりますが、寒河江市の地域の経済の活性化にとってさくらんぼというのは、一農産物だけにとどまらず、大変大きな役割を担っている農産物でありますので、ぜひ来年につながるような対策を講じていく必要があると理解しております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。本当に自然災害はないほうがいいわけですが、これから私たち生きている体も大切、作物も大切、経済も大切、全てが大切でないとならなければ、大変よい答弁をいただきました。ありがとうございます。

次に、11番、持続可能な農業経営のために。前回に引き続き、農業収入保険制度について質問させていただきますが、昨年7月の豪雨災害や今年の大雪によるハウスの倒壊や樹木の枝折れ、さらに春先の凍霜害により、農業経営が逼迫している状況下にあります。

(1) 収入保険の加入促進について。令和2年度の農業収入保険制度加入者の実績をお尋ねいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この収入保険制度、御案内のとおり平成31年1月から始まった制度でありまして、気象災害による収量減少だけではなく、農作物の価格低下や農業者の努力だけでは対応できない収入減少を補填する保険制度でございます。

令和2年度の加入実績というお尋ねであります。市内におきましては令和元年度14件でありましたが、令和2年度は31件とほぼ倍増しております。令和3年度において5月末現在で46件とまた増えている状況になっております。

市内の農業所得申告者のうち、令和元年分の青色申告者数は218人、制度への加入率は6.4%でございます。令和2年分の青色申告者数は226人で、制度への加入率は13.7%であり、倍以上の伸びとなっているところであります。

これは、先ほど佐藤議員からもありましたが、大きな災害が身近に迫っているというような状況もあり、また制度の周知が徐々に進んできたこと、さらに掛金の安いタイプのものがつくられてきたことなどから、加入率が伸びてきているのではないかと考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 次に、(2) 収入保険の支援についてお伺いしたいと思います。

今年度の霜害は農業経営収益に大きく影響を与えられていると言われております。近年の異常気候による自然災害や様々なリスクと新型コロナウイルス感染症防止による消費低迷により、売上げの低下が経営不振につながっております。

県では、6月2日に凍霜害・ひょう害緊急対策パッケージの措置が出されておりますが、今後の農業経営には収入保険制度に加入することで経営が安定すると私は考えます。

全国の収入保険支払い状況では、自然災害な

どをはじめ、新型コロナウイルス感染症の要因による保険金等の支払いがなされております。さらに、令和2年度の地方公共団体、都道府県、市町村における収入保険の保険料補助は、87都道府県・市町村が支援しております。例を挙げれば、東北では青森6件、福島5件、北海道2件であり、財源としては一般財源や地方創生臨時交付金が充てられております。

本市の基幹産業である農業を持続可能にするためにも、農業収入保険制度加入者への支援補助についての市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 収入保険制度に対する支援についてであります。この御質問については令和元年12月定例会でもお答えさせていただきましたが、市としては他の共済事業や他の業種の共済事業との公平性やバランスなどを考慮する必要があると思っておりますし、またこうした支援策というのは、県内の農業者に対し、同等になされることがやはり望ましいのではないかと思います。

国も相当な制度に対する補助、負担というのをしているわけでありまして、我々としては県に対しても本制度への支援補助を要請していく必要があるのではないかと考えていますし、それに伴って我々の市町村の負担をどうしていくかということも一緒に検討していくべきなのではないかと思います。それが本当の県と市町村との連携につながっていくのではないかと考えているところであります。

また、加入条件である青色申告への移行についても、農家の皆さんにとってやはりまだハードルになっているようでありまして、この制度へのさらなる理解に向けた啓発活動も進めていかなければならないと思います。

今後とも県や窓口となっておりますNOSA I山形などと十分意見を交換しながら、本制度の加入促進に向けてよりよい環境をつくってい

ければと思っっているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。前向きに捉えていただいて、これが進んでいくことを望んでおられますけれども、最後にこの収入保険制度で、安定している農業経営の人は、入ることはないわけですよ、一般的に。でも、人間の体も年を取ってくれば、私も還暦過ぎましたが、何の病気をするか分からない。車に乗れば、自分で事故を起こすよりも、後ろから追突される可能性もある。

その中で、農業の収入保険制度の中で一番加入者の多いと言われている、都道府県の中で、園芸作物が多いのです。というのは、市場流通にすごく左右される。社会環境に左右される。そしてなおかつ生産量にも左右される。その逆の立場から考えると、稲作、庄内地区のほうでは収入保険制度の声ってそんなに強くないんです。2割、3割減ると、米はすごく減った、どうしてくれる、困ったと言いますけれども、先ほど紅秀峰の話もありましたけれども、半分や4分の1まで減るのは、野菜、花、そして果物関係は多岐に及んで、収入保険制度の見直しの中で、掛金の、自分たちに見合った保険制度はできないと掛けられない。それが経営規模に比例しているの、そういうメニューも出てきた。

そのもともとの平成31年からスタートする前に、私は平成25年と平成26年に農林水産省に行き、1回目は1人で行ったんですけども、2回目のときに、制度的なことはどういう趣旨であるのかということと、自然的条件と社会的条件に左右される農業を強くするためだと。その中で、人的被害も当然、その収入保険制度の中に組み込まれている。ですから、一般論的には音頭を取って、農業経営はみんながやれば、同じようにやりましょうと言いますけれども、実際寒河江市の場合は何が作って悪い、何がいいというわけではありませんけれども、園芸作

物が盛んであることから、自然と社会的条件にかなり左右されているという面から見れば、県を待つことなく、市も幾らでもというか、一つの姿勢的な、方向性的なものもありますけれども、そういうふうに進んでいかないと、魅力ある農業者の保険の基盤を守ってあげるのは、土地は流動しませんけれども、収入は流動するので、当然収入が流動するということは、運転資金がないということです。運転資金がないということは、新しいハウスを建てよう、新しい何かをやりようと思っても、もともとお金がない人に運転資金がないので、補助金が半分になってもすぐ手を挙げられない。それをカバーするのが収入保険制度の保険であれば、毎日の生活にも困らない。そうすれば、運転資金も確保できるとなるので、私はそのように考えているので、できるだけ町内の人、昨日も2人ほど収入保険についてのお考えも聞きましたけれども、田んぼの方は割とそういう大きな被害が、自然災害がない限り大丈夫だということで、あまり人気がないようでございました。

でも、市長の答弁の中では、前向きに県にも申し出て進んでおられるという力強いお言葉も頂戴しましたので、大変よい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

太田陽子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号12番、13番について、2番太田陽子議員。

○**太田陽子議員** おはようございます。日本共産党の太田陽子でございます。

3月後半から新型コロナウイルスの急激な感染拡大が寒河江市でも起きてしまいました。感染された方に心よりお見舞い申し上げます。亡くなられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

県・市独自の緊急事態宣言後の4月、市内の高齢者施設でのクラスター報告がありました。その後、県内でも数か所の高齢者施設でのクラスターの報道があり、何も打つ手がなかったのか検証が必要だと強く思いました。

先日、ワクチンを1回打った高齢者の施設でクラスターが発生したという報道もありました。ワクチンが全てではなく、感染を拡大させないための検査体制の拡充も今後も必要でないのかと痛感いたしました。ワクチンの接種も寒河江市内では順調のようで、知人の高齢者の方々も2回終えたと話されていました。一つの安心材料ではありますが、それでコロナを乗り越えたなどということではないようで、次々変異種が現れています。今までのような生活に戻るのは、まだまだ先のような感じです。

東京オリンピックだけは特別で、開催する方向ということですが、首都圏に住む親族は親兄弟の葬式にも参加できずにいたり、親族の介護などで帰ってきている人も、御近所の目があることを多く気にしていたり、マスクを外していると注意されたり、高齢者の楽しみであるお茶飲みもできなかつたり、こんなに国民は我慢した生活を送っているのを菅総理は御存じなのでしょう。今やるべきことは、東京オリンピック・パラリンピックではなく、国民の生活に寄り添い、国民の命と暮らしを守ることに重点を置いた政治ではないでしょうか。

私は、日本共産党とこの通告に関心のある市民を代表して質問いたします。

通告番号12、ジェンダー平等についてであります。

今、世界的にも日本でもジェンダー平等の動きが広がっています。ジェンダーとは、生物学的な性別に対し、社会が人々に押しつける、女性はこうあるべき、男性はこうあるべきなどの社会的、文化的につくられた性差のことで、ジェンダー平等とは、こうした意識を乗り越え、

対等な関係性をつくっていかうという考え方でず。

2015年、国連で採択された持続可能な開発目標SDGsは、2030年までに達成すべき17の目標の5番目にジェンダーの平等を達成し、全ての女性と少女のエンパワーメントを図ることを掲げ、ジェンダーの視点を据えることを強調しました。

多くの国で、女性は育児や介護、家事労働を担う存在として見なされ、自立して能力を発揮することが妨げられています。法律や制度上では、一見男女平等となったように見える日本においても、働く女性の半分は非正規雇用で、政治参加が遅れ、自由を阻害され、暴力にさらされ、その力を発揮することができていません。その大本にあるのがジェンダー差別です。

女性だけでなく男性も、男性は会社に尽くし、妻子を養って一人前といった規範を押しつけられ、苛酷な搾取の下に縛られています。

このような中、ジェンダー平等について、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員からジェンダー平等についての考え方ということで御質問がありましたが、御案内のとおり、新第6次振興計画、昨年度策定させていただいて、今後5年間のまちづくりの指針でありますけれども、現在この計画に基づいて様々な施策を進めているわけでありまして、この計画の重点目標を新たに設定したわけでありまして、その設定に当たって、持続可能な社会の構築に向けて、地球上の誰一人として取り残さないというSDGsの理念を踏まえて取り組んでいくということをお知らせさせていただいております。したがって、その目標の5番目にあるジェンダー平等の実現ということについても、当然のことながら我々は推進していかなければならないものと考えているところであります。

市といたしましては、ジェンダー平等社会の実現のためには、男女がお互いの能力を尊重し、お互いに高め合う関係を構築していく必要があると考えているわけでありまして、新第6次振興計画の中でも具体的な目標、指標の1つとして、市の審議会などにおける男性委員及び女性委員の比率というものを、男性、女性とも40%以上にするという令和7年度までの目標を掲げた取組を今年度よりスタートさせているというのも一例を申しあげましたが、そういう取組をさせていただいております。

いずれにいたしましても、男女の平等な関係構築を定着させることによって、家庭における家事でありますとか育児、それから介護など日常生活全般にわたるジェンダー平等に対します市民意識の醸成を図っていくとともに、ジェンダーの問題はもちろんでありますけれども、あとは障がいの有無や貧富の差などにもこだわらず、誰もが安全安心に暮らせる地域社会を形成していくということが最も重要であると思えますし、それが社会全体が目指していく目標であるのではないかと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ジェンダー平等は、市長もおっしゃったように女性だけの問題でなく、人権問題そのものと言われております。女性が生きやすい社会は、男性にとっても、さらに性的少数者と言われる人たちにとっても、暮らしやすい社会であるはずで、ジェンダー平等を目指すことは、あらゆる分野で真の男女平等を実現するとともに、さらに進んで男性も女性も多様な性を持つ人も、障がいのある人もない人も、差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できる社会を目指すことだと私も考えております。ぜひ実現のために市としても取り組んでいただきたいと思っております。

ジェンダーに関しては、世界経済フォーラム

がこの3月に発表したジェンダーギャップ指数によれば、日本は世界156か国中120位、この間菅首相が参加したG7の中では最下位でした。コロナ禍の中、男女格差が開いている現状が浮き彫りになっています。

その中で、本年度は第3次寒河江市男女共同参画計画の策定の年になっています。計画の中で、ジェンダー平等の視点などを加味し、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成29年2月に第2次の市の男女共同参画計画を策定いたしました、策定から4年が経過しております。当時の計画策定の中では触れられなかったSDGsの理念などについても徐々に市民生活に浸透し、認知されてきているところであります。そういった状況の変化を踏まえていかなければならないと思えます。

また、一方で、第2次の計画では、一人一人がお互いを思いやる気持ちを持ち、個性と能力を生かしながら笑顔で暮らせるまちを目指してまいりますということで計画をつくらせていただきましたが、男女平等参画についての市民の理解というのはまだまだ十分とは言えない状況にもあろうかと思えます。

したがって、今年度に策定いたします第3次の男女共同参画計画につきましては、先ほども申しましたが、新第6次振興計画に明記しております3つの施策を柱にして検討していきたいと考えております。

この3つの柱は、1つ目としては、固定的な役割分担意識や社会慣行の見直しを図るなど、お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくりを推進していくこと。2つ目は、育児休業制度や介護休業制度の普及促進などによって、雇用の場における仕事と生活の調和を図ること。3つ目は、行政などにおける政策決定の過程に女性の参画を推進することなど、男女とも能力を発

揮できるまちづくりを推進していくことの、この3つを推進目標にして、ジェンダー平等の視点に立って着実に実績を積み上げていきたいと思っているところでもあります。そうしたことを進めていくことによって、さらなる市民意識の醸成を図っていくということを考えているわけでもあります。

そういうことで、市民意識の醸成には様々な機会を捉えて周知を図っていくことはもちろんでありますけれども、市民の皆さんに、目に見えるような形で、行政が、自治体が率先して実践していくこと、そういったことが改革のスピードを加速させるためには必要ではないかと考えております。

例えば、寒河江市では特定事業主行動計画におきまして、男性職員の育児休業取得率を50%、課長補佐級以上の女性登用率25%を令和7年度までの目標として掲げて取り組んでいるところでもあります。そういった取組を市民の皆さんに見えるような形で進めていくことによって、市民の皆さんや民間企業に対する意識改革のきっかけづくりになればと思っているところでもあります。

第3次男女共同参画計画の策定においては、こういった、これまでの取組などをさらに前に進める施策などを取り入れて、検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○**太田陽子議員** 意識の醸成は、本当に大事なことだと思います。皆さんの意識の中にジェンダー平等が息づくよう、ぜひよい計画を作成してください。

また、問題の中の一つとして、女性の非正規労働者の多いこと、困窮する母親のひとり親世帯は2分の1が貧困などということもあります。最低賃金が低いため、年金が少なく、困窮する高齢女性の問題など、まだまだジェンダー平等の実現には困難なものが多くあります。県と一緒に国へ、最低賃金の底上げの働きかけなどをお願いして、次の質問に移ります。

私たちが受けた教育の中で当たり前だと思っていたことが、ことごとくジェンダーギャップにつながっていることを、最近つくづく感じています。

私の時代のことですが、大学に行きたいと親に話したところ、親は勧めてくれたのですが、親戚から「女のくせに大学など行く必要がない」と反対されました。特にその親戚が私の学費を出してくれることもないにもかかわらず、反対されて悔しい思いをしたことを思い出されました。そのとき、私は女性ではあるが、1人の人間として平等に学ぶ権利があると思っていました。

今日、学校では制服の問題や出席番号、校則のことなど、子供たちが自主的に考えて決めている学校など出てきているという報道もこの間ありました。寒河江市の学校のジェンダー平等について、どのように考え進めているのかお伺いいたします。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 学校教育におけるジェンダー平等ということだと思いますけれども、学校は性別に関係なく同じカリキュラムで編成されているわけでありまして、また同じ基準で評価されておりますので、男女の別なく平等な教育が行われている場であるということは言えると思います。

また、教科等で男女平等、男女共同参画社会等についても学ぶことも行っておりますし、道徳などを中心に教育活動全般で、ジェンダー平

等も含めて、発達障がいやいじめ等の問題について、子供一人一人の持つ特性や個性を尊重して多様性を認めるということを通して、偏見、差別、不平等のない社会を構築できるように、子供たちの資質能力の醸成に努めているところでもあります。

ただ、今議員から御指摘があったように、学校には制服、校則、また出席簿、それ以外にも式典での呼名、学校行事などでの役割分担など、学校生活の中には長年の習慣で、気づかずに行っているというジェンダーギャップが存在することも確かなのだろうと思います。

このようなことから、今議員が述べられました、子供たちが校則などを自主的に考え、決めていくという取組などは、無意識に行われてきたジェンダーギャップに気づいて、子供たちだけでなく、教職員の意識をも変えていく有効な手だてになるのではないかと思ったところでもあります。

現行の学習指導要領では、予測困難な時代を生き抜く力を育むための主体的、対話的で深い学びの実践ということが言われて、学校では授業の改善が進められております。子供たちが自主的に考えて自己決定していく取組ということは、まさに主体的、対話的で深い学びの実践でありますので、寒河江市の学校においても大切にしていかなければならない視点だなと思っております。

いずれにしましても、ジェンダー平等について、その根底において大切にしなければならないということは、互いの個性を尊重して多様性を認め合うということでもありますので、この視点に立って、これまで意識していなかったジェンダーギャップについて、子供たちも教職員も議論や価値観の交流を通してしっかりと考えていくということが大切だと考えているところでもあります。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ジェンダーについての考え方とか、子供の頃からの考え方が根強くあると思います。自分自身も含めて。学校の中でジェンダー平等の教育をこれからも推し進めていただきたいと思います。

ジェンダーは本当に子供の頃から今に至るまで、家庭でも、学校でも、職場でも、メディアからも、普通、常識、文化といういで、シャワーのように降り注ぎ、私たちの行動の在り方や価値判断、役割分担も無意識のうちに左右しています。これからを生きる子供たちは、このようにつくられたものから、変えられるという中で、ジェンダー平等、多様性を認める社会を築いていってほしいと思います。ぜひ実践をお願いしたいと思います。

通告番号13、生理の貧困についてであります。

5月28日は何の日か御存じでしょうか。私もついこの間まで認識がなかったのですが、世界月経衛生デーということでした。生理の不平等に目を向け、ジェンダー平等を実現しよう、生理の貧困をなくそうと世界中で交流されています。世界各地で生理の貧困の解消を目指し、生理用品の無償配布が広がっています。ジェンダー平等の考えの1つということです。

6月1日、政府の男女共同参画会議は、女性活躍重点方針案に生理の貧困への支援を掲げ、学校、ハローワーク、福祉事務所等における生理用品の提供を明記しました。現在、生理用品を配布した自治体の調達元は、防災備品が65%、自治体が独自に予算措置したのが19%でした。寒河江市としては災害時用に備蓄しているという生理用品をどのように活用しているか、お考えをお伺いいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、地域防災計画における食料、飲料水及び生活必需品などの確保計画というのがありまして、これに基づいて災害発生時に必要となる最小限の食料

や生活必需品等を備蓄しているわけでありませ
御質問の生活必需品も当然対象になっているわ
けであります。

その備蓄品については、消費期限、使用期限
などを踏まえて随時更新しているわけでありま
すけれども、更新時期を迎える食料品などにつ
いては、防災訓練時などに使用して活用してい
るという状況であります。

なお、備蓄品の生理用品については、これま
で使用期限を迎えたものはありませんけれども、
更新時期に合わせて学校や福祉関係団体など
にお配りしている例なども、御質問の中にもあ
りましたが、全国的にあるわけでありませ。そ
ういう意味で、我々としても備蓄品については、
数量が限定的でありますけれども、今後その活
用方法について検討して、問題解決につながる
ような取組を進めていきたいと考えているとこ
ろであります。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** コロナ禍が長期化し、今まで生
活できてきた人も困窮を来しているのではない
かと本当に心配です。ぜひ一般の人の活用とか
も考えていただきたいと思ひます。

次に、生理の貧困について、インターネット
グループ「みんなの生理」の調査で、5人に1
人が生理用品を買うのが困難だったという実態
が明らかになりました。ナプキンを交換する回
数を減らした37%、トイレットペーパーなど
で代用した27%。これをするとどうなるか。ま
ず、経血が漏れます。血液なので、衣類を汚し
たり、大変悲しい思いをすることになります。
多くの女性はこの経験をしていると思ひます。
数時間で交換するものなので、衛生面でもか
なり問題があります。我慢すればいいだろ
うという男性も少なくないと聞きますが、こ
れはびっくりしました。出血なので、止める
ことはできません。妊娠をしなかったこと
により、子宮内膜が剥がれ落ちるのが生理
なので、止血もできないし、

してはいけないことです。生理が原因とな
って学校を早退、欠席、遅刻したことがある
が49%、仕事を休んだ31%、部活動を諦
めたことがあるが6%おりました。

私も山形市で山大などの学生への支援を
続けている団体の活動に何回か参加しまし
た。生理用品なども用意したところ、ほと
んどの学生が助かると受け取っていきまし
た。これが現状です。

内閣府が5月28日に発表した初の調査
では、生理用品配布に取り組んでいるのは
39都道府県の255自治体に上ると報告さ
れています。寒河江市としては、生活困窮
者を含め、必要な方への生理用品の配
布など、すぐにでも取り組めるのではない
かと思ひますが、どのようにお考えか市
長の見解をお伺ひいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 生活困窮者の方なども含
めて、生理用品の配布について取り組む
べきではないのかという御質問ですけれ
ども、先ほど御披露がありました「みんな
の生理」、任意団体の調査結果で、日本
でも生理の貧困が起きているという実態
が明らかになってきたわけでありませ。
生理に関することで悩んでいる、そうし
た方々に対する支援というのは、やっぱ
り行政としても必要ではないかと認識し
ております。

その支援の方法の一つは、先ほど御指
摘もありましたが、生理用品の無料配
布なども一つの方法であろうかと思ひ
ます。そういったことに取り組んでい
る自治体などもあるわけでありませ
けれども、いろんな方法があつて、対
象を絞って、小中学生など学生に対
して配布している、あるいは全ての方
々に対して数量を限定して配布してい
るなどということが様々あるというの
も承知しているところであります。

今般、御案内かと思ひますが、県で
この6月定例会に、今県のほうも開
会中でありませけれども、経済的貧
困を抱える女性に対する生理用

品の無償提供などを行うための補正予算を上程していると聞いております。

まだその内容の詳細などが分からないところがありますので、状況を見ながら市としても対応を検討していきたいと考えております。

また、一方で生理の貧困の問題というのは、単に経済的に生理用品の入手が困難である状態だけを言うのではなくて、それはもちろんでありますけれども、生理に関する教育というのですかね、理解が不足している。社会全体の理解が進んでいない状態であるということも指しているものと認識しております。そういったことから、生理用品の無償配布に限らず、女性の生理に関する様々な悩みなどについて、対応するサポートが十分行き届くような社会の仕組みづくりについて様々検討し、支援をしていく必要があると考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 生理の貧困だけでなく、生理の悩みなどもサポートしていくというお答えで、私も大変よいことだなと思っております。ぜひ早急に進めていただくことを期待しています。

4月、政府は生理用品を生徒、学生への支援や手に取りやすい場所、保健室のほかにもなど、学校トイレへの配備も含むと通知を出しました。初めて政府が調査したところ、学校配布が95自治体、学校トイレ配置が13自治体になっているということでした。

子供たちは休み時間の中に着替えをしたり、移動をしたり、トイレを済ませなければならなくて、保健室へ置いていても時間が足りないのが現状のようです。

生理の周期は、子供であれば不安定です。トイレに生理用品がいつもあるという安心感、トイレでいつも清潔なナプキンに替えられるという安心感が必要であると考えます。

先ほども申しましたが、これも困窮者、貧困対策にとどめず、学校のトイレで、トイレにト

レットペーパーと同じような感覚で生理用品を配備することはできないか伺いたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 小中学校のトイレの生理用品の配置ということでございますが、現在の状況について申し上げますと、生理用品につきましては、トイレには常備せず、保健室で養護教諭が管理しているというのが現状でございます。その理由としましては、まず小学校においては初経教育が行われておりまして、生理に関する知識や生理用品の扱い方のほか、生理周期を含めた自己管理の基礎基本について学ぶ上で、養護教諭が管理することが必要だと捉えているためでございます。

また、これは小中学校に共通する点であります。児童生徒が身体のケアとして生理用品を自分自身で準備して携帯することが必要な備えであるということも、併せて指導しているためでございます。

一方で、生理用品を経済的な理由とか、あるいは自分の性に悩んで購入できない子供がいるということとか、先ほどありましたけれども、保健室に取りに行くということに心理的なハードルを感じている子供がいると。そういったことについても思いをはせて、また、このことについて考えるということがこれまで不十分であったのではないかと真摯に反省して、周囲の無知、無関心、偏見等で苦しんでいる子供たちを支えていくためには、学校としても意識改革ということが必要で、そのための教育、あるいは指導の改善が重要であると感じているところであります。

生理の問題につきましては、自分の体は自分で管理できるようになるという教育上の目的がある一方で、相手を思いやるということを基本に、身近な子供の体調の変化に気づいたり、目の前にいる不調を訴える子供がいれば、手を差し伸べるのが当たり前となるような文化の醸

成というものも重要で、その取組の一つが太田議員の御提案であると認識していたところでございます。

御提案につきましては、教育委員会として生理についての教育や指導の在り方について、教職員間でしっかりと議論して共通理解を図った上で、全ての児童生徒が生理に関する知識、理解を深めるという観点から検討してまいりたいと思ったところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 先進的な地域での例であります。奈良県の大和郡山市の学校では、トイレにこのようなケースを置き〔資料を示す〕、生理用品を準備しています。1番上は紙封筒です。2番目、昼用ナプキン、夜用ナプキン、この袋に関しては、自宅に持ち帰ってもいいと、必要であれば使ってくださいという指導をしているそうです。2個ずつ入れているそうです、おうちに持って帰ってもいいよということだと思います。このような、本当に教職員の配慮や温かさを感じる事例ではないでしょうか。これは引き出しを開けたところですよ〔資料を示す〕。このような全国の事例、まだまだあると思います。倣い、すぐにでも実現してほしいと思います。

先ほど教育長からもありましたが、月経は汚いもの、恥ずかしいもの、隠さなければならぬものではありません。学校としては実践的な性教育の場でもあります。生理はなぜやってくるのか、大切なのか、男の子も、女の子からもからかいの対象ではなく、お互いに大切に合える真の人権教育の場であると思います。材料であると思います。生理の貧困の取組をこれからも進めて、これを契機に性教育の充実を望み、質問を終わります。

阿部 清議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号14番から16番までについて、11番阿部 清議員。

○**阿部 清議員** おはようございます。寒政・公明クラブの阿部 清です。よろしく申し上げます。

昨年度から今年にかけて、こんなにコロナ感染症が長期間に続くとは思っていませんでした。まだコロナ禍の中ではありますが、本市感染者が2週間確認されていないということから、6月12日に注意警戒レベル4から3に引き下げられました。

そして、4月26日から新型コロナワクチン接種が、高齢者から順次進んでおります。先日、6月12日現在、高齢者の約6割、7,800名の方がワクチン接種を終えたと伺いました。私も含め、70歳の高齢者は7月上旬のワクチン接種になります。ほかの人に迷惑をかけない、自分の感染対策のためにも、一日も早いコロナワクチン接種を願っているところであります。医療従事者の皆さん、そして関係者の皆さんには心から感謝を申しあげたいと思います。

さて、今年も梅雨の季節に入りました。昨年7月の豪雨については、9月議会で内川、それから沼川の排水について一般質問をさせていただきました。今回も内川、沼川の排水について、14番、15番、16番について一般質問をさせていただきます。

まず最初に14番、内川排水機場設置について伺います。

内川の豪雨時の排水については、私の10年間の議員生活の中で、排水機の設置、排水ポンプの増設、内川から沼川へ水路を造り、逆流させて最上川へ放流する、そして昨年9月には内川周辺の2年間の調査状況やポンプ車の導入等について質問してまいりました。

佐藤市政4期目のスタートに当たり、令和3年度の市政運営の要旨の中で、内川の排水対策について述べられていました。

また、3月には前農林課長の門口氏から内川周辺の湛水被害に向けた対策について説明を受けました。内川樋門の改造については、内川雨水対策協議会の会議の中で提案しながら、協議をしていくという話でありました。

そこで、(1)について伺います。内川対策協議会の会議において、湛水被害対策についてはどのような提案がなされたのか、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から内川の雨水対策について御質問いただいておりますが、内川の雨水対策については、平成30年に策定いたしました寒河江市雨水排水整備計画なども踏まえまして、内水氾濫を最小限に抑えるために、市において、先ほど御質問にもありましたが、平成31年度と令和2年度の2か年にわたって、被害状況の整理と対策の検討を進めてきているところであります。このことについては、昨年第3回定例会でもお答えをさせていただいているところであります。

この2か年にわたる調査の結果によりまして示されました対策案、5つあったわけでありませけれども、5つの対策案について、その効果の高さ、実現性、事業費などメリット、デメリットを比較検討して、また昨年7月の豪雨災害時の状況なども反映させた結果、市といたしましては、恒常的な排水施設の設置が必要であると判断いたしまして、新たに排水機場を整備するという対策案と、現在の内川排水樋門を改造し、ポンプを設置するという案の2つの案を内川雨水対策協議会に提案させていただいたところでございます。

今年3月に内川雨水対策協議会の臨時総会を、コロナ禍でありましたから、書面にて開催せざるを得なかったわけでありませけれども、開催して、皆様の了承を得るということに至ったところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

平成30年の整備計画につきましても、全部省略して一般質問に臨んでいることに対して、非常に申し訳ないと思っておりますが、いろいろ調査の結果、恒常的な排水整備が必要だということでの排水機場の案を示していただいたということは、私自身も考えていなかった、非常にありがたいことだと思っております。

そこで、(2)について伺いますが、今後のスケジュールについて伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今後のスケジュールということでもありますけれども、これは国の補助事業で進めていきたいということで考えておりますので、国の補助事業となる調査計画事業、内容的には地形図の作成、解析、概略設計などでありませけれども、この事業の申請が今年8月に予定になっております。

この調査事業は国より採択になりますと、その後2か年かけて調査計画を実施することになります。その調査結果を基にして、コストや実現性の比較検討をすることになります。その後、国土交通省や関係機関との協議、河川協議を行って、工事が事業採択ということになれば、整備へ進んでいくという予定になるかと思っております。これに伴いまして、耕作者の方々、あるいは内川周辺の方々へ、事業の説明なども予定させていただくということになるかと思っております。

工事の実施につきましては、県が主体となりますので、工事の早期実現のために県にも働きかけを行っていきたくと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** お答えありがとうございます。

市長のほうから今、今後の計画案について話をさせていただきましたが、国の補助、そして2年かけての調査、そして県営工事として行って

いくということではありますが、説明の中では令和6年頃から工事に入るような、入れればいいなというような話を伺っておりました。

そんな中で(3)について伺いますが、内川排水機の整備について、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これまで平成14年度に内川の雨水対策協議会というのが立ち上げられているわけでありまして、豪雨のたびに排水ポンプによって内川の排水作業というのは何度となく行われてきたわけでありまして。

しかしながら、排水能力を上回る雨量によって、樋門付近を中心に度々冠水被害に見舞われるということで、抜本的な解決には至っておらないという状況でございました。異常気象などの影響もあって、その頻度が高くなっているというのですかね、回数が多くなっているような感じもいたしておりますし、また昨年7月の豪雨災害では水田や枝豆圃場、さくらんぼやラ・フランス果樹園などが冠水の被害にさらされて、また山形整染工場内への浸水被害などが発生いたしましたし、御負担または御心配をおかけしているわけでありまして。

今回、協議会において私どもが提案させていただいた排水対策案に御同意いただいたということでありまして、懸案でありました内川の雨水対策については、一歩前進したのではないかと考えております。これまで被害に遭われていた周辺の皆様の不安解消を目指して事業を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りたいと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 私も非常に同感であります。今までは、内川の水があふれるたびに、排水ポンプを整備して、そしてやきもきしながら大丈夫なのか、あとポンプないのかということで騒いできた状況にありました。そして、今まで非常

に災害が少なかったところが、毎年のように起きている状況にありまして、非常に自然災害の頻度が高くなっている状況がありました。

そんなこともありまして、何回も何回も一般質問をさせていただいたという状況であります。この内川に排水機を整備させる可能性が非常に高くなってきたということは、内川近くにある整染会社、それから耕作者にとっては非常にありがたいことでもありますし、私も地区民の1人として大変感謝申しあげるところであります。1年でも早く内川排水機場が建設されることをお願いして、この質問を終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、15番、沼川排水機場について伺います。

6月は梅雨の季節であり、大雨による災害の多い時期でもあります。地球温暖化の影響もあって、特に近年被害の激甚化が進んでいるように感じます。

最初に、(1)について伺います。本県でも昨年7月28日の災害では、梅雨前線や低気圧の影響から広い範囲で記録的な豪雨になりました。特に最上川周辺の氾濫により大きな被害を受けた市町村が多く発生しております。本市においても最上川の増水により避難指示が出され、小中学校や市体育館、文化センターなどに多くの市民が避難いたしました。被害はあったものの、大事には至りませんでした。

本年度も大雨による災害の発生が危惧されております。近年、地球温暖化の影響による災害の激甚化が進んでおりますが、沼川の重要性について、市長の見解を伺いたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、沼川については寒河江市の西部を源として、中央工業団地を通して市街地に流下して、下流部は三度川、横井川、赤沼川が合流し、最上川に流れるということで、県管轄の一級河川でございます。流域

には市街地を抱えるということでありまして、特に昭和51年8月の豪雨では、この沼川が氾濫して、寒河江駅前周辺が浸水するというようなことで、甚大な被害をもたらされたところであります。

こうした経験から、昭和52年度から沼川上流部の放水路計画、これは平成14年度まで行われましたが、それと市街地や下流部の改修事業整備、これは平成7年度から平成25年度まで行われ、流量を増やすなどの安全対策が実施されてまいりました。

しかしながら、御指摘のように、近年地球温暖化の影響などから集中豪雨が増加して、全国的に浸水被害が増加しているわけでありまして、大雨の際などには一級河川の沼川においても、雨水が流れ込むことによる河川の氾濫の危険性、その可能性があると言われておりまして、我々としては極めて重要な河川であると、そういう意味で重要な河川であると認識しているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** お答えいただきまして、ありがとうございます。

今、市長からもありましたように、工業団地から流れて、そして市街地の雨水を集めて、それから南部地区、そして本楯地区、西根地区の一部を集めて沼川に入りますが、この雨水が近年非常に沼川にたまるのが早くなってきたというような市民の、地区民の話があります。そこで、(2)について伺います。

寒河江市雨水排水整備計画が進行している中、沼川にかかる負担はますます増えていくものと考えられます。寒河江市の水害防止対策として、沼川排水機場の地域を守る役割について市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘の沼川排水機場、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所が管理

する施設になっております。寒河江市は操作点検の整備業務を受託しておりまして、沼川排水機場の操作員として会計年度任用職員を2名任用し、隔日勤務にて業務に当たっていただいている状況であります。

平常時においては、排水機場に流れてきた水は樋門を通過し、最上川に排水されるわけでありまして、大雨により最上川の水位が沼川より高くなったときには山形河川国道事務所長の判断により樋門が閉められるということになります。沼川排水機場は、樋門が閉められたときに、内水被害から地域を守るために、排水ポンプを稼働することによって最上川に強制排水するという大変重要な役割を担っていると認識しているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。沼川排水機場は国土交通省管轄というのは重々承知しているわけでありまして、操作点検の方が2名おられますが、常日頃から点検、それから周りの草刈りから、整備から、いろいろと頑張っている状況にありますので、非常にありがたいなと思っております。この操作員の方も災害に携わると、昼夜を問わず、うちへも帰らず、ずっとそこで作業しているという状況にあることも重々認識しているわけでありまして。

そんな中で、(3)について伺います。昨年7月28日、沼川排水機場の3機ある排水機の2機が油漏れによりストップしました。豪雨による長時間の排水による振動のため、油漏れがあり、排水機をストップして修理を行ったという経緯であります。安全安心のまちづくりの中では、昨年のような油漏れがあってはならないこととあります。

沼川排水機場は1972年、昭和47年に着手、1976年、昭和51年10月に完成しております。建設から既に45年になります。今まで大きなトラブルもなく、地域を支えてまいりました。沼川

排水機場は45年間、本市を水害から守ってきた施設であります。そろそろ更新の時期と思いますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘のとおり、沼川排水機場、大分建設から経過している施設であります。更新について、山形河川国道事務所寒河江出張所に確認させていただきましたが、老朽化に伴う供給部品の有無や修繕頻度、また施設の稼働状況を総合的に判断して、現段階で施設を更新する予定はなく、今後においても施設の現状を把握し、機器の更新や補修を行うことによって、昨年7月豪雨の際に起きたポンプ配管破損によるオイル漏れのような事象が起きないよう、点検整備をしていくということでございましたが、しかしながら寒河江市にとって極めて重要な役割を持つ施設でございます。先ほど申しあげたとおりであります。万々が一のことがあるとはなりませんので、地域に被害が及ばないよう適切な管理、運用についてはもちろんのことですけれども、必要に応じて沼川の排水機場の更新について、ぜひ検討をお願いするよう、要望していかねばならないとも考えているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございます。

村山市の大旦川排水機場は1973年、昭和48年2月に完成しております。完成後、38年目の平成23年に改築工事に着手し、平成26年に排水機場の改築工事が完了しております。そして現在、効率よく稼働して、水害も非常に減っているということであります。

この完成後45年になる沼川排水機についても、早い改築工事をお願いしたいところではあります。ただいま市長から答弁いただきましたように、国のほうではまだ改築工事をする予定がないという話であります。地元の議員として、すぐ整備が始まらないというのは重々承知して

おりますので、地元議員としてまず声を上げていくことが必要なのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。これで15番のこの質問を終わります。

続いて、16番、日田地区雨水対策について伺います。

日田地区雨水対策のため、沼川を末流とする三度川に雨水排水路を接続する工事が進んでおります。その接続場所は、日田アンダーパス南側で、中向にある牛舎、西根地区有機物供給施設や耕作地がある場所になります。

昨年7月28日の大雨により、接続予定場所上流部の三度川堤防から雨水が溢水し、耕作地に流れ込んでおります。さきに申しあげましたとおり、日田地区雨水対策による工事が進められております。これは、地区内の横井川から流れる水を三度川に流すという計画であります。しかし、昨年大雨では三度川の雨水排水路接続予定箇所付近から溢水しておりました。工事完成後は三度川の水量がさらに増え、近隣の牛舎、西根地区有機物提供施設や耕作地に浸水する可能性が高くなるのではないかと心配する地区民がおられます。

沼川と三度川の高低差をなるべくなくし、溢水を防げるよう、三度川の堤防のかさ上げを、雨水対策工事が完成する前にお願ひしたいと思っております。市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の地域、日田地区の雨水排水対策については、御指摘のとおり、寒河江市雨水排水整備計画に基づいて進めているところであります。日田地区内を流れる横井川の溢水を防ぐために、横井川から三度川へのバイパス工事を行うことにしているわけです。

三度川の水量、及びバイパスさせる横井川の水量について、地区内の水量、さらには三度川の水量を精査して計画しているところでござい

ますが、御指摘のとおり、昨年7月豪雨の際に沼川の排水樋門を閉じたことによって、本川の沼川、横井川及び三度川の排水先がなくなり、一部堤防からの溢水が生じて、田畑へ浸水したと認識しているところであります。

したがいまして、昨年の被害を繰り返さないようにしていかなければならないということでありまして、まずは三度川の堤防からの溢水対策を講じていく必要が生じてまいりますので、今後堤防の高低差などの調査を行って、三度川の管理者である寒河江川土地改良区と改善や改修について必要な協議を行って、措置を施していくということをしていかなければならないと考えております。

そうした取組を進めて、雨水排水工事に対する地域の方々の不安を解消し、事業を進めてまいりますと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** お答えありがとうございます。今、市長から昨年度の豪雨のときに漏れたという話でありましたが、私もよくよく聞いてみましたら、昨年は非常に大量の溢水があったということではありましたが、その沼川の排水機を止めるたびに、あそこは少しずつ溢水するところらしいということを伺いました。そういうところも含めながら、改良区、それからあそこで牛舎を営んでいる方、また耕作地の方々と協議をしていただいて、できるだけ、遅くとも今行っている雨水路工事が完成するまでには、三度川の堤防のかさ上げについては、よろしく願い申しあげ、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号17番について、13番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** 本日最後の質問をいたします。通告番号17番の教育問題について、軽部教育長に伺いますので、答弁よろしく願いいたします。

まず、(1)のコミュニティ・スクールについて尋ねます。

新第6次寒河江市振興計画の重点目標、③未来を切り拓く子どもたちを育むまちです。その①にコミュニティ・スクールを推進する云々とうたわれています。その欄外には、御丁寧にも特記事項としての説明文章を付記しています。本市の意気込みがうかがえます。

また、5月20日発行の中部小学校だより「山法師」の3ページには、コミュニティ・スクールの紹介案内文が掲載されています。

そこで伺います。①コミュニティ・スクールの理念、②先進校の現況、③その課題と対策について伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 荒木議員よりコミュニティ・スクールについて3点御質問をいただきました。

1点目のコミュニティ・スクールの理念ということですが、コミュニティ・スクールとは学校と地域、住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む、地域とともにある学校のことをいいます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会により任命された委員が一定の権限を持ち、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関として学校運営協議会を設置しております。

この学校運営協議会の主な役割については3つございます。1つは、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することです。2つ

は、学校運営に関して教育委員会または校長に対して意見を述べるができるということです。3つにつきましては、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に対して意見を述べるができること、こういうふうにされております。

本市では昨年度に5校が先行導入しております。南部小学校、西根小学校、柴橋小学校、高松小学校、陵東中学校の5校であります。今年度はさらに5校を加えております。先ほどありました寒河江中部小学校、醍醐小学校、白岩小学校、三泉小学校、陵西中学校の5校であります。

また、来年度につきましては、寒河江小学校と陵南中学校が導入するということを表明しておりますので、来年度は全ての市内小中学校が導入することになります。

本市のコミュニティ・スクールの基本理念につきましては、各学校が抱える課題解決や未来を担う子供たちの豊かな成長のために、学校と地域住民等がパートナーとなって、目標、ビジョンを共有しながら連携、協働し、社会総がかりで子供たちを育む教育を実現していくということにあります。

また、コミュニティ・スクールの導入を通して、本市では学校の活性化のみならず、地域の活性化も推進してまいりたいと考えております。

2点目のコミュニティ・スクールの先進校の現況ということでございますが、県内外の進捗状況を見ますと、10年以上も前からコミュニティ・スクールを導入するなど、本市よりも先に取組を進めてきた学校が数多くございます。

本市において既に導入している学校は、先ほど申しあげましたように、各学校の教育課題の解決と学校及び地域の活性化のための戦略として、この制度を積極的に活用しておりますので、他の自治体の先行事例を模倣して、取組が形骸化することが決してないように、独自性を持つ

た取組を行っているところでございます。例えば地元企業と連携した探究型学習の推進、学校の働き方改革推進のための地域ボランティアの積極的な活用、また地域の文化や人材を活用しての豊かな体験活動など、それぞれの学校が明確な目標、ビジョンを持って、他校にはない特色ある取組を全面に出した活動を展開しているところでございます。

このようなこともあって、市内各学校の学校運営協議会の様子について、県の村山教育事務所も度々その様子を見に、視察に訪れております。そして、寒河江市の実践事例を他の市、町に紹介していただいておりますので、ある意味本市の実践が他の先進的な事例になっているのではないかなと自負と気概を持って日々の取組を進めているところであります。

3点目の課題、対策ということですが、課題の1つは、学校運営協議会における熟議が、説明や言い放しに終始していないのか、またその取組を実現するための具体策を出すための協議や議論の場になっているのかということをしつかりと評価する必要があるということでもあります。

コミュニティ・スクールをしつかりと機能させるためには、各委員が当事者意識を持って会議に臨んで、学校運営に参画意識を持つということが重要でありますので、教育委員会としても会議が活性化するよう、適切な働きかけ、支援を行ってまいりたいと考えております。

もう一つの課題につきましては、コミュニティ・スクールが導入された学区につきましては、制度についての周知、それから学校と地域の連携、協働が着実に進んでいるのではないかと感じておりますが、今年度導入した学校や次年度導入予定の学区の市民の方には、その狙いや内容については十分に伝わっていないということも事実なのかなと思っておりますので、教育委員会としては、コミュニティ・スクールの仕組

みやその良さについて、これまで以上に周知に努めて、そのことで学校と地域の連携、協働を加速化させていきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 荒木議員に先に申しあげておきます。一問一答での質問に今後お願いいたします。

荒木議員。

○**荒木春吉議員** すみませんでした。私、中部小学校の学校だよりを見てというか、振興計画ももちろんそうですが、説明が分からなくて聞いて、あまりいっぱい最初に出して申し訳ありません。

ヒアリングのときに聞いたら、中部小学校はもう後のほうなんだと聞いたので、最初のかなと思ったのですが、先進校があるということで、そのことを聞いてみましたので、まだ始まったばかりなので、理念としては多分理解できますが、実際どのぐらい浸透しているのかなというところが、ちょっと私も何か煮え切らない状態なのかなという感じを持ちました。

これから実際活動して、成果が出てくるのだろうなと思いますが、そこら辺のところはこれから時間をかけて、周知徹底をしてやっていくということなので、それはよきことかなと思います。3つも答えてもらったので、私からこれ以上言うことはありませんが、ぜひ実を上げるようにしていただきたいと思います。

次に、(2)の問題に移ります。(2)先生方の交通立哨と学校保健安全法の関係について伺います。

中教審の学校における働き方改革特別部会委員や学校業務改善アドバイザーを務めている妹尾昌俊氏の「教師崩壊」によると、「教員の交通立哨は本当に先生がやるべき仕事ですか？」なのだそうです。

昭和33年に制定された学校保健安全法という古い法律があります。その第3章学校安全の第

30条、地域の関係機関等との連携には、特に先生方の規定は記されていないと思う。警察、県庁、市役所などの道路管理者の責務であり、児童生徒の安全確保に至っては、保護者の役割ではないか。先生方の忙殺防止と働き方改革として、本務専念を願い、質問します。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員御指摘のとおり、通学を含めた学校生活等の安全指導については、学校が計画を策定し、実施しなければならないというふうに、先ほど議員からございました学校保健安全法の第27条で定められております。また、これも議員から御指摘があったとおり、その学校保健安全法の第30条には、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校が保護者や地域の住民、警察等と連携を図るよう努めるものということについても記載されてあります。

しかし、登下校時における安全指導は、これまで学校や教職員が担ってきた代表的な業務であります。平成29年12月に文部科学省から出されました学校における働き方改革に関する緊急対策、先ほど議員からもありましたけれども、基本的にはこの緊急対策の中では、学校以外が担うべき業務であり、業務の役割分担や適正化を着実に実行すべきであるとされております。

このことから、各学校でこれまで時間外であっても、児童生徒の登校、挨拶の様子を確認したい、あるいは指導したいという目的で、これまで行ってきたわけではありますが、こういう教員による立哨指導については、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、あるいは運営体制の構築といった視点で、その必要性も含めて改めて議論を行うことは必要だと考えているところであります。

本市におきましては、先ほども申しあげましたが、コミュニティ・スクールの導入が急速に進んでおりますので、学校運営協議会による熟議を通して、教職員の業務の見直し、あるいは

地域ボランティアの積極的な参画、こういっ
たことが可能になってくるのではないかと考
えておりますので、学校と地域の連携、協
働により取組を一層推進することで、教師
の本務であります授業、あるいは学級経営
、生徒指導等に向き合う時間をしっかりと
確保して、学校教育の質の向上に努めて
まいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 優先順位という言葉があ
ります。その反対言葉が劣後順位、要する
にやらなくていい仕事の順序という意味
ですが、優先順位というのは楽なのですが
、やらなくていい仕事を順序づけるとい
うのは、本当に決めて守るといのは大変
なことであります。今までやっています
ので、それをやめるといことは、いろい
ろな熟議を重ねないと多分できないこと
なのだろうと思いますが、私、市民のばあ
ちゃんから聞いたところによれば、お孫
さんが今年先生になって2年目だそう
です。今5年生の担任をしているという
ことでした。ばあちゃんです。お孫さん
について一言、いつも帰りが遅いと。先
生の仕事は多分そういうイメージで見
ているのだらうなと思います。だから、
今先生の仕事の内容はコップからあふれ
ている状態です。それにますますいろい
ろな仕事を押しつけられてと言っはけ
ないな。小学校から英語をやれだの、道
徳をやれだの、今度舌をかみそなプロ
gramming教育をやれと、今日の新聞
を見るとですね。

いやいや、足し算はやれますが、精査
して減らすということはありませんよ
ね。そこら辺が、やっぱり若い、せ
つかく先生になった人が続けられる
かどうか。ましてやその方は結婚して
いるそうだから、そんなに毎日遅く帰
れば、多分奥さんにも文句言われる
だらうし、続けられるのかなと危惧
せざるを得ないのです。ぜひそこを
引き算というか、劣後順位を決定
して、守るといことに力を注いでほ
しいなと思います。

ばあちゃんが言うことは、ただ孫がめん
こい言葉だらうなと侮ってはいけ
ないのではないかなと私は思っ
ています。そこら辺をぜひいろ
んなところで協議して、決
めて、熟考してほしいな
と。多分交通立哨はその中
の一つかなと私は思っ
ているのですが、いかんせん
この法律が、俺の女房の
誕生したときと同じ昭和
33年生まれという古い
法律ですから、でも平成
28年ぐらいに改定して
いるんですよ。そこら
辺を、穴を見つけて、
先生が働きやすいよう
な体制に持っていける
一つにしてもらえれば
ありがたいなと私は
思っています。

最後に、(3)コミュニティ・ス
クールを担う学校運営協
議会の人員構成につ
いて伺います。

中部小学校だよりの「山法師」6
月号に、コミュニティ・ス
クールを支える学校運
営協議会委員名が載
っていました。協議
会といえ、人事、人
選が全てであります。
老若男女折半が理想
であり、委員10人中
女性2人では、あま
りにも時世を反映し
ていないのではない
かと懸念、危惧する
ものです。教育に熱
心過ぎるのは、父
親よりも母親であ
り、脳細胞が柔軟か
つみずみずしいのは
、男より女であると
私は判断するもので
す。この件について
の教育長の見解を伺
います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市の学校運
営協議会の規則では
、学校の運営協
議会の委員20名以
内と。構成メン
バーは対象学校に
在籍する児童生徒
の保護者、地域住
民、校長、教職員
、学識経験者、そ
れから学校を支援
してくださる地域
学校協働活動推進
員など、さらには
関係行政機関の職
員の方から、校長
の意見に基づいて
教育委員会が任命
するとなっております。
任期は2年でござ
います。

現在の人員構成につ
いて、先ほど中部
小学校の例がござ
いましたが、学校
によって人数には
違いがございま
すけれども、教職
員を含めて14

名から20名としているところであります。

市全体では166名となります。そのうち、男性の委員が118名で約71%、女性委員が48名で約29%という状況でございます。

学校運営協議会がうまく進むためには、委員の人選が極めて重要であることは、議員おっしゃるとおりであります。各学校の人選につきましては、校長が地域に積極的に足を運ぶなどして人材を発掘して、それぞれの学校が抱える諸課題を適切に解決するために必要と考える方を委員としてお願いしておりますので、結果として先ほど申しあげたような割合になっているところであります。

学校と地域の連携協働が円滑に進むためには、学校運営協議会の委員は異なった立場の人であっても、同じ目的のために対等な立場で活動するということが重要でありますので、委員の任命に当たっては、肩書、経験、男女比ということもあるのだと思いますけれども、それだけではなくて、さらにイコールパートナーとして、学校運営に自分事として積極的に関わっていただけの、そういった視点を重視してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** ちなみに、中部小学校は役員2人を除いて10名で構成されております。多分名前から見ると、女性の平委員は2名かな、だと思います。太田陽子議員のジェンダーフリーではありませんが、我々は戦後の人間ですので、男女共同教育で育ちましたので、せめて半分ぐらいいないと、多分所期の目的が達せられないのではないかと思います。

授業参観などに行くと分かりますが、行くのはほとんどが母親です。多分教育も熱心なのは母親かなと私も思いますので、ぜひ熱心な母親、そして肩書のある方だけではなくて、無名の人でも入れるような見識を持ってもらえれば、私はいいのかなと。名前を見ますと、多分みんな

肩書のある方ばかりのような気がしましたので、そこら辺は垣根を取り払って、もう少し自由な感覚で任命というか、選んでもらえれば、教育長が目指す教育像が実現できるのではないかと思いますので、これからはより一層それに配慮して、任命なり人選なりを進めてもらえればありがたいなと思います。

これで私の質問を終わります。

散 会 午後1時23分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年6月18日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	後藤芳和	生涯学習課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第4号 第2回定例会
令和3年6月18日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第37号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 2 議第38号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
" 3 議第39号 寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正について
" 4 議第40号 葉山林道の併用化に係る協定の締結について
" 5 請願第3号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願
" 6 質疑
" 7 予算特別委員会設置
" 8 委員会付託

休憩

再開

- 日程第9 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

によって進めてまいります。

再開 午前9時30分

議案上程

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、阿部 清議員より発言の申出がありますので、これを許可します。阿部議員。

○**阿部 清議員** 昨日の14問、15問終了時の「一般質問を終了いたします」という発言をいたしました。その発言を「この質問を終わります」に訂正をお願いします。以上です。

○**國井輝明議長** 本日の会議は、議事日程第4号

○**國井輝明議長** 日程第1、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)から日程第5、請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願までの5案件を一括議題といたします。

質疑

○**國井輝明議長** 日程第6、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとど

めていただくようお願いいたします。

初めに、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑はありませんか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 1点だけ御質問させていただきます。

第3款民生費、放課後児童クラブ感染予防対策630万円という大きい金額が出されていますけれども、その主なものを、これが今回何回目なのか、初めてなのか、あとこういう対策事業が今後どうなるかも含めて、お尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

○**眞木立子子育て推進課長** 内容でよろしかったですか。はい。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金ではありますが、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助するものとなっております。放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業を実施する施設、地域子育て支援拠点を運営する団体、保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設を対象としています。

中身といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止用の保健衛生管理用品、いわゆる消毒とか、マスクとか、あと備品としましては、密を避けるために必要となるこういった飛沫対策のものとか、あとは幼児の机とか、椅子とかも、密を避けるために必要になってくるので、そういったものが対象となっております。

1園単位当たり、利用定員や対象事業に応じて30万円から50万円を補助するものとなっております。放課後児童クラブでも16団体ありますし、保育所等も市立保育所に関しては6、あとはその他施設がありますので、そういった大きい金額になっております。

回数ですが、昨年度も実施しておりますので、2回か3回になるかとは思いますが、後で確認してお答えいたします。以上です。

○**國井輝明議長** 大沼財政課長。

○**大沼利子財政課長** 今の子育て推進課長の答弁について、若干付け加えさせていただきます。

渡邊議員の御質問は放課後児童対策事業630万円についての内容ということでしたが、この分については放課後児童クラブ16施設に対しての内容となっております。子育て推進課長が保育所等についても御説明いたしましたけれども、この件に関しては3款2項3目の保育所運営事業、それから子ども・子育て支援給付事業、こちらで対応させていただくこととなっておりますので、よろしくようお願いいたします。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第38号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第39号寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第40号葉山林道の併用化に係る協定の締結についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第7、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予

算（第3号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第8、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第40号、請願第3号
厚生文教常任委員会	議第38号、議第39号
予算特別委員会	議第37号

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時38分

再 開 午前9時55分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会 正副委員長の互選結果報告について

○**國井輝明議長** 日程第9、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長 佐藤耕治議員

予算特別委員会副委員長 阿部 清議員

以上であります。

散 会 午前9時55分

○**國井輝明議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年6月25日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
後藤芳和	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第5号 第2回定例会
令和3年6月25日(金) 予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第37号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第4 議第40号 葉山林道の併用化に係る協定の締結について
〃 5 請願第3号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願
〃 6 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 7 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第8 議第38号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
〃 9 議第39号 寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正について
〃 10 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 11 質疑・討論・採決

- 日程第12 議第41号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
〃 13 議案説明
〃 14 委員会付託
〃 15 質疑・討論・採決

- 日程第16 議会案第7号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出
について
〃 17 議案説明
〃 18 質疑・討論・採決

閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時50分

○**國井輝明議長** おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
この際、眞木子育て推進課長より発言の申出がありますので、これを許します。眞木子育て推進課長。

○**眞木立子子育て推進課長** 6月18日の本会議の渡邊議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金の回数につきましては、昨年度2回実施し、今回で3回目になります。よろしくお願いたします。

○**國井輝明議長** ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。古沢議会運営委員長。

〔古沢清志議会運営委員長 登壇〕

○**古沢清志議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る6月24日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第41号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）及び議案第7号新型コロナウイルス禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出についての2案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいます。

うお願い申しあげ、御報告いたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○**佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

6月18日、委員15名全員出席、当局からは市長をはじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第37号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されてお

ますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第37号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第4、議第40号葉山林道の併用化に係る協定の締結について及び日程第5、請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願の2案件

を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第6、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

[後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇]

○**後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第40号及び請願第3号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第40号葉山林道の併用化に係る協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「現在トレッキングブームであるが、そうした観光面での活用も検討しているのか」との問いがあり、当局より「この葉山林道は国有林切り出しなどのために林野庁が管理してきましたが、現在は林道として活用がなされておらず、通行止めになっています。地元幸生地区から、今後もこれまでのように通行したいという要望もあり、林野庁山形森林管理署と協議をした結果、併用化が最も有効であるという見解を受け、協定締結の提案に至りました。今回の協定締結で幸生地区だけではなく、一般利用が可能になるということもあり、葉山をより一層内外にアピールし、葉山の自然を中心とした観光振興、地域活性化が図られるものと大きく期待しているところであります」との答弁がありました。

委員より「この道路の維持修繕費の負担割合は受益割合に応じて算出することだが、昨今の異常気象による自然災害により、今後崖崩れや林道崩落なども予想される。災害復旧工事を行う場合、市の負担はどれぐらいを想定しているか」との問いがあり、当局より「自然災害などによって復旧工事が必要となった場合は、国有林内ですので、基本的には森林管理署が負担することになっております。近年の西村山エリアにおける併用林道の災害復旧の事例を見ましても、そのほとんどは森林管理署が負担しており、地元負担についてはほぼないというような実績です。仮にあった場合については、その都度協議に応じていくことになると思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書を朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、討論に入りました。

主な討論の内容を申しあげます。

委員より「本市が県や国に要望している重要事業の一つである柴橋地区の圃場整備事業に影響を与えかねないこと。本市ふるさと納税でも非常に人気の高い、つや姫、はえぬきなどの米の生産体制をしっかりとつくる必要があること。そして、若い米生産者の意欲をそがないようにしていくこと。以上の3点から、この請願には賛成である」という旨の賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第3号が採択すべきものと決しましたので、請願第3号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出す

るものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第7、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第40号葉山林道の併用化に係る協定の締結について及び請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告は、可決及び採択であります。

2案件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第40号及び請願第3号は原案のとおり可決及び採択されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第8、議第38号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について及び日程第9、議第39号寒河江市国民健康保険条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査の

経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第10、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

○**鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第38号及び議第39号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第38号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回の条例改正は新型コロナウイルス感染症の定義を変更するものであるが、変異ウイルスについても改正後の定義に含まれているのか」との問いがあり、当局より「今年2月5日付の厚生労働省からの通知等により、英国で見られる変異株等、変異株によるものについても改正後の定義に含まれている旨を確認しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第38号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について及び議第39号寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。

2案件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第38号及び議第39号の2案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第12、議第41号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第13、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

私から、議第41号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するために実施する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の追加及びキャッシュレス決済など新しい生活様式の普及促進や市内の消費喚起と経済循環を図るために実施する地域経済緊急対策事業費の追加などを行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ1億268万2,000円を追加し、予算総額を234億7,607万円とするものでございます。

以上、御説明申しあげましたが、詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

私からは以上でございます。

○**國井輝明議長** 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

○**大沼利子財政課長** 令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明をいたしますので、4ページの事項別明細書を御覧ください。

15款国庫支出金です。2節児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国の補助金2,250万9,000円を追加するもので、事業費の全額が国から交付されます。

3節生活困窮者自立支援費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、生活困窮者自立支援事業に係る国の補助金597万2,000円を計上するもので、こちらも事業費の全額が国から交付されます。

19款繰入金は、このたびの補正予算の財源と

して、財政調整基金繰入金7,420万1,000円を追加するものです。これにより、令和3年度の財政調整基金繰入金の合計額は5億1,977万9,000円となり、財政調整基金の基金残高は6億9,714万4,000円となる見込みとなっております。歳入は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

〔眞木立子子育て推進課長 登壇〕

○**眞木立子子育て推進課長** 歳出について御説明申し上げます。

予算書5ページを御覧ください。

歳出第3款2項1目の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について御説明申し上げます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、独り親世帯と低所得世帯の経済的な負担増加に対する支援を行うため、国の制度に基づき児童1人当たり5万円を支給するものです。独り親世帯については5月に支給しておりますが、低所得世帯についてはこのたび国より詳細な内容が示され、要件が大きく緩和されたことにより、予算の不足が見込まれるため、給付対象者増による扶助費及び給付に関する事務経費など2,250万9,000円を追加するものです。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○**國井輝明議長** 鈴木健康福祉課長。

〔鈴木 隆健康福祉課長 登壇〕

○**鈴木 隆健康福祉課長** 続きまして、歳出第3款3項2目生活困窮者自立支援事業について御説明申し上げます。

国が今年5月に新たに創設した新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するために追加するものであります。

内容としましては、感染症の影響が長期化しているため、社会福祉協議会が行っている総合支援資金の再貸付けを終了した方などを支給対象者とするもので、本市では申請世帯数を23世

帯と見込み、単身世帯や2人世帯等の世帯に応じ、月額6万円から10万円を最大3か月支給すると見込んだ扶助費及びそれに伴う事務経費として597万2,000円を追加するものであります。

以上、よろしく願い申しあげます。

○**國井輝明議長** 小林商工推進課長。

[小林博之商工推進課長 登壇]

○**小林博之商工推進課長** 続きまして、第7款1項2目地域経済緊急対策事業について御説明いたします。

この事業は、市内の消費喚起と経済循環を図るとともに、市民と事業者にキャッシュレス決済の推進など、新しい生活様式の普及を促進することを目的に、電子版プレミアム商品券事業を実施するための負担金としてプレミアム商品券実行委員会負担金7,420万1,000円を追加するものでございます。

今議会開会の時点では、新型コロナウイルス感染の状況に鑑みて、消費喚起を図る段階ではないと判断しておりましたが、6月12日に寒河江市の注意警戒レベルが4から3へ引き下げられたことなどにより、市民の皆様へ消費拡大をお願いできる段階となり、できるだけ早く実施したいと考えた結果、追加をお願いするものでございます。

電子版プレミアム商品券の発行総額は2億6,000万円で、プレミアム率は30%を想定しており、6,000万円のプレミアム分を市単独で負担するものでございます。

想定している実施方法としましては、スマートフォンなどによる寒河江市版電子決済用アプリを活用し、1セット1万円の商品券購入で1万3,000円のお買物などができるもので、販売数量は2万セットを想定しております。

このほか、システム構築費等経費や事務的経費としまして1,420万1,000円を追加しております。

以上、よろしく願い申しあげます。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第14、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第41号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)に対する質疑はありますか。柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 議長、第4号ということは全部ということでしょうか。

○**國井輝明議長** はい、そうです。

○**柏倉信一議員** 7款について質問させていただきます。

この件に関しては、今課長から説明もあったわけですが、今朝の山新に詳細な記事が掲載されておりました。事前に読ませていただきましたけれども、こんなに詳しく、今日上程の案件を拝見していいのかなと、事前審査に触れないのかなと思うぐらい分かりやすい、さすがプロの書いた記事だなと思って読ませていただいたのですけれども、先ほどの説明からいくと単独事業ということでしたね。単独事業ということであれば、QRコードだけの決済というのは、ちょっときつくないのかなと私は思う部

分があります。ワクチン接種なんかの受付の状況なんかを踏まえても、確かにネットからの受付も結構あるとは思いますが、なかなかQRコードを使いこなせるお年寄りの数なんていうのは、そんなに来ていないと私は認識しているわけで、そうした中でデジタル社会の到来に向けて、あるいは新しい生活様式等々、全て承知の上でそういう、いわゆるデジタル機器に弱い人間にも救済が受けられるような方法を少し検討すべきではないかなと思うのですが、当局のお考えをお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 小林商工推進課長。

○**小林博之商工推進課長** お答え申し上げます。

議員の御質問であります。高齢者ですとか、あとスマホが苦手な方への対応ということでの御意見かと思っておりますけれども、現段階では内容等の説明等につきましては、市内数か所で高齢者向けの説明会ですとか、あと加盟店向けの説明会を開催して、できるだけ分かりやすくお伝えしたいと考えているところであります。

また、今回の電子商品券でありますけれども、どちらかといいますと生活支援ということではなく、キャッシュレス決済という新しい生活様式にできるだけ多くの市民の方、あるいは事業者の方から関心を寄せていただいて、身近に感じていただくことも目的としているところでございますので、ぜひこれを市としても推進していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** さっきも私申し上げたとおり、意図するところは十分理解できるわけです。それは誰しもそうだと思います。ただ、お金が絡む問題ということになるわけで、なおかつ財源が財調から持っていくんだと。財調というのは市の予算の中からということになれば、限られた人はなかなかこの恩恵を受けられないという

のは、ちょっといかなものかなと。もしくは、受けづらい、方法論的にね。だから、確かに課長の答弁のとおり、これから先はそういう時代が来るんだから、それにのっとって慣れていきましょう、それは分かります。私も同じ意見です。だけれども、現実には格差が出るわけだから、その部分も配慮したような、誤解のないように申しあげますけれども、この案件に対して私は反対とかということではないですからね。ただ、そういうことも視野に入れた中での対応を検討していただくべきではないのかな。

だから、この案件はこの案件で処理するにしても、そういうことも踏まえた対応も考えていただいたほうが、後々トラブルにならないのかな。「おらだよ、QRコードなんてどっから出したらいいんだか分からねえのよ。おまえだ、若い人はすぐ簡単に分かっぺけどもよ。1万円が1万3,000円さ、おまえは分かっぺけども、おらはなかなかほいづさんねえのよ」というような人にも平等に利益を与えるということを踏まえた場合、ましてや財調から単独事業、これは補助金か何かで決まっているものであれば、こういう使い道しかできないんだよというものであれば、これはまた話は別だと思いますけれども、なので、ここでこれ以上議論するつもりはありませんけれども、そういうことも踏まえた中で、今後の対応も検討していただきたいということを申しあげたいと思います。

○**國井輝明議長** 小林商工推進課長。

○**小林博之商工推進課長** ありがとうございます。

今回の具体的な中身といいますか、運用の方法などにつきましても、今後市の緊急経済対策実行委員会でも詰めていきたいと思っておりますので、その中でも様々な御意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。木村議員。

○木村寿太郎議員 今、柏倉議員からほとんど出たことなんでしょうけれども、ここに出てきて、議会中に委員会省略をしないような方法、例えば議会中であれば、今回も随分時間もあったものですから、そういうふうにしないと、議会でもなかなか理解もできないし、やっぱり議員皆さんが理解できるような方法、そしてまた議長に申しあげますけれども、このような予算の組み方、そういうのも議会としてももうちょっと考える必要があるのではないかと思いますので、議会に対する、私も議員でございますので、要望でございます。よろしくお願いします。

○國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 地域の消費喚起と新型コロナウイルス感染症拡大予防策のため非接触キャッシュレス決済というと、県内ですと山形のプレミアム観光券とか、あとは酒田市のペイペイなんていうのが非常に有名なところであって、今回警戒レベルが下がったので、寒河江市でもするというところで、非常に迅速に動いていただいて、大変いいことかなと思います。

1点だけ私気になるのが、やはりこの電子サイト上での決済となると、現金のやり取りがないので、お金の動きにタイムラグがどうしても出てしまうところが、経済対策としては心配されることになるかと思えます。どのように今流れているのか、決まっているのか、もし決まっていなければ、可能な限り短くしていただきたいという要望になるのですけれども、その売上げが上がったところから、そのお店にお金が入るまでどの程度の期間がかかるのか、スパンですね、どういうふうに想定しているのか、教えていただければと思います。

○國井輝明議長 小林商工推進課長。

○小林博之商工推進課長 お答え申し上げます。

まだ事業者が決まったわけではございませんけれども、現在のところ、お店で決済してから、

実際その代金が各店舗に入金されるタイミングとしまして、今のところ月2回程度、中間、あと月末というようなイメージになるかと思えますけれども、そういったことを想定しているところでございます。

○國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。安孫子議員。

○安孫子義徳議員 先ほどの柏倉議員と私は同じ意見を述べさせていただきたいと思ったのですけれども、そこは柏倉議員のそのままの意見だということをまず申しあげまして、このキャッシュレス、当然地域の個人商店とか、そういうのが主体だと思いますけれども、前に出たプレミアム券に対しては、A券、B券とかで、スーパーなども使用できたわけですがけれども、このキャッシュレス決済、要するに大型スーパー店なども使用していくのか、できるのかということ伺います。

○國井輝明議長 小林商工推進課長。

○小林博之商工推進課長 お答え申し上げます。

現在の想定であります、今回の電子決済アプリにつきましても、A券、B券のような形で対応が可能だという部分もございまして、大型店にだけ偏ってしまうことがないような仕組みということが、今回想定している事業の内容でもできるということですので、紙ベースでの商品券と同じような仕組みということで、販売方法といいますか、使用方法は考えているところでございます。

○國井輝明議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 地域にあるスーパーということなのですが、本社が東京とか、そういうので決済が本社決済とかになる部分もあると思うのですが、それで地域の独自の決済とかでできるのか。そのところ、調べているのか伺います。

○國井輝明議長 小林商工推進課長。

○小林博之商工推進課長 お答え申し上げます。

スーパーですとか、大型店の状況という部分につきましては、まだ十分に把握できていないところがございますので、実施に当たっては、そういった点も十分精査した上で対応したいと考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回の追加補正のプレミアム商品券については、初めての取組でありますし、議員の皆さんから多々御意見もいただいております。今のところ、9月に実施したいということで計画しておりますが、いただいた御意見などを十分参考にさせていただいて、さらに地域経済並びに市民の皆さんが恩恵を被るような取組を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第41号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第16、議会案第7号新型コロナウイルス禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第17、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第18、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第7号新型コロナウイルス禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時34分

○**國井輝明議長** これにて令和3年第2回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 國 井 輝 明

会議録署名議員 太 田 陽 子

会議録署名議員 伊 藤 正 彦

令和3年6月18日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	後藤芳和	生涯学習課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会
令和3年6月18日(金) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 議第37号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 3 議案説明
" 4 質疑
" 5 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時39分

○高林雅彦事務局長 初めての予算特別委員会です。委員会条例第10条第2項の規定により、年長の木村寿太郎委員に臨時委員長をお願いいたします。

○木村寿太郎臨時委員長 おはようございます。初めての予算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願いいたします。

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会 正副委員長の互選について

○木村寿太郎臨時委員長 日程第1、寒河江市議

会予算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には佐藤耕治委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には佐藤耕治委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

〔佐藤耕治委員 委員長席へ〕

○佐藤耕治委員長 予算特別委員長を拝命いたしました佐藤耕治です。円滑な予算特別委員会に取り組んでまいりますので、2か年よろしくお願ひ申し上げます。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には阿部 清委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には阿部 清委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○阿部 清副委員長 ただいま予算特別委員会の副委員長を仰せつかりました阿部 清です。

佐藤委員長を補佐しながら、円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議 案 上 程

○佐藤耕治委員長 日程第2、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議 案 説 明

○佐藤耕治委員長 日程第3、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○佐藤耕治委員長 日程第4、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また執行部においては、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力お願いいたします。

初めに、議第37号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○佐藤耕治委員長 日程第5、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第 3 7 号第 1 表中歳入全部、歳出第 6 款、歳出第 7 款、
厚生文教分科会	議第 3 7 号第 1 表中歳出第 3 款、第 1 0 款

散 会 午前 9 時 4 6 分

○佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年6月25日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
後藤芳和	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第2回定例会
令和3年6月25日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第37号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、6月18日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第37号第1表中歳入全部、歳出第6款及び歳出第7款であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第37号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質

疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第37号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地域経済緊急対策事業980万円については、雇用調整助成金申請代行事務に係る補助金とのことだが、予定している補助割合と補助件数について伺いたい」との問いがあり、当局より「1事業者当たり1回限り40万円を上限に支援したいと考えています。昨年度は37事業所783万9,000円の補助実績があり、本年度は新規18事業所と昨年度40万円を超えていない事業所に対する40万円を上限とした差額分の補助とを合わせて予算計上しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、6月18日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第37号第1表中歳出第3款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「キッズパーク整備事業について児童遊園の遊具関係を更新するということが、更新の対象となる児童遊園は何か所あり、どのような遊具を更新するのか」との問いがあり、当局より「対象となる児童遊園は当初から予定していた3か所に、今回の補正分を含めて合計9か所です。更新するのは、ブランコや鉄棒、滑り台等の遊具です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第37号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告すべき質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第37号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

閉 会 午前9時38分

○佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会
を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す
るために署名する。

予算特別委員会臨時委員長 木 村 寿太郎

予算特別委員会委員長 佐 藤 耕 治